

第6期近江八幡市障がい者計画
第7期近江八幡市障がい福祉計画
第3期近江八幡市障がい児福祉計画

令和6年3月
近江八幡市

はじめに

市民の皆様方には、市政各般にわたり、ご理解ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国におきましては、「障がいのある人が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する『共生社会』の実現に寄与することを目指して」障がい福祉施策が推進されています。



そのような中で、本市における障がい者施策の計画的な推進を図るため、このたび、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「障害者基本法に基づき障がい者のための施策に関する基本的事項を定めた『第6期近江八幡市障がい者計画』」と、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、地域移行に関する数値目標や障害福祉サービス等についてのサービス利用の見込量とその確保のための方策を定めた『第7期近江八幡市障がい福祉計画』及び『第3期近江八幡市障がい児福祉計画』」を策定いたしました。

今後とも、市民の皆様方からのご意見をいただきながら、障がいのある人もない人も、「地域の支え合いによって 誰もが自立して いきいきと暮らし続けられるまち近江八幡」を基本理念として、「共生型市民社会」の実現に向けて、市民の皆様方と共に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご協力をいただきました障害福祉計画等策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様方に心からお礼申し上げます。当計画が、市民誰もが、その人らしく尊厳をもち、地域で暮らし続けられる本市の福祉の地域づくりの礎となることを願ってやみません。

令和6年3月

近江八幡市長 **小西 理**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 令和3年4月以降における関係法令等の動向	2
3 計画の対象	4
4 計画の位置付け	4
5 計画の性格	5
6 計画の期間	5
7 計画の策定体制	5
第2章 近江八幡市の障がい者を取り巻く現状と課題	6
1 障がい者の実態	6
2 障がい者福祉施策の概要	12
3 障がい者計画等策定のための意識調査結果	21
4 課題の整理	44
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 計画の基本理念	47
2 計画の基本方針	48
3 計画の体系	51
第4章 施策の推進	52
基本方針1 支え合いによる障がい者支援	52
基本方針2 生活支援の充実	54
基本方針3 保健・医療の充実	58
基本方針4 療育・保育・教育環境の整備	59
基本方針5 雇用・就労の促進	62
基本方針6 生活を支える情報提供・コミュニケーション支援	64
基本方針7 生活環境の整備	66
基本方針8 社会参加と自己実現のための活動機会の充実	68
基本方針9 災害時等における障がい者支援	70
第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標	72
1 障がい福祉計画の成果目標・活動指標	72
2 障がい児福祉計画の成果目標	79
第6章 障がい福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策	81
1 障害福祉サービス等	81
2 地域生活支援事業	91
第7章 障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策	98

1 障害児通所支援等	98
第8章 計画の推進	101
1 計画の普及啓発	101
2 庁内の推進体制	101
3 関係機関・団体との連携	101
4 計画の進捗管理	102
資料編	103
1 計画策定の経過	103
2 近江八幡市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	104
3 近江八幡市障害福祉計画等策定委員会委員名簿	106
4 事業所調査結果	107
5 用語説明	115

【障害者】と【障害】また【障がい者】と【障がい】の表記について

計画書では、法律用語や固有名詞については、常用漢字である【障害者】を用いていますが、一般的な用語として記する場合は【障がい者】と混ぜ書きにしました。同様に【障害】についても、一般的な用語及びその表現が人を指している場合は【障がい】と、混ぜ書き表記としました。

用語説明について

計画書の本文中に付しているアスタリスク記号（*）は、参考資料の「用語説明」で解説している語句を表しています。なお、複数出現する場合は、初出の用語のみにアスタリスク記号を付けています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行を端緒に、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 25 年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められることとなりました。障がい者の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、障がいのある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的にめざされるようになりました。これらを進めるため、「障害者優先調達推進法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正が行われ、具体的な施策が充実してきています。

また、平成 23 年の「障害者基本法*」の改正、平成 24 年の「障害者総合支援法」の成立、平成 25 年の「障害者差別解消法」の成立などを経て、平成 26 年に「障害者権利条約」を批准し、国連事務局に承認されました。その他にも「障害者虐待防止法」等が施行されるなど、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されています。

近江八幡市（以下「本市」という。）では、平成 29 年 1 月に、手話は独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、手話への理解促進及び手話の普及や、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、インクルーシブな地域社会の実現をめざして、「近江八幡市みんなの心で手をつなぐ手話言語条例」が施行されました。また、令和 3 年 4 月に、障がい特性に応じたコミュニケーション*手段による情報取得及び意思疎通を図ることができる環境整備により、障がいの有無にかかわらずあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することで、地域での支え合いや、互いに人権を尊重することができる豊かな共生社会の実現をめざして「近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例」が施行されました。

本市では、令和 3 年 3 月に「第 5 期近江八幡市障がい者計画・第 6 期近江八幡市障がい福祉計画・第 2 期近江八幡市障がい児福祉計画」を策定し、基本理念である「地域の支え合いによって誰もが自立して いきいきと暮らし続けられるまち 近江八幡」の実現をめざし、障がい者施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「第 6 期近江八幡市障がい者計画・第 7 期近江八幡市障がい福祉計画・第 3 期近江八幡市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 令和3年4月以降における関係法令等の動向

(1) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正・施行され、障がい者の範囲に難病患者が加えられ、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。さらに、令和4年12月には、障がい者の地域生活や就労の支援強化、障がい者の地域生活の支援体制の充実、精神障がい者等の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する整備等の改正が行われ、この一部（「入院者訪問支援事業」の創設、居住地特例対象施設に介護保険施設の追加等）は、令和5年4月に施行されました。

(2) 障害者差別解消法の施行と改正

障がいのある人への差別を解消するため、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、平成28年4月に施行されました。令和3年5月には、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁*の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化を定めた改正が行われ、令和6年4月1日から実施されます。

(3) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正

令和3年4月に地域共生社会*の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法等の一部が改正されました。

(4) 近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例の施行

令和3年4月に「近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例」が施行され、障がい特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得及び意思疎通を図ることができる環境の整備と、多様なコミュニケーション手段に関する理解と広がりをもって、障がいの有無にかかわらず社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障することにより、地域で支え合い、互いに人権を尊重することができる豊かな共生社会の実現を目指し制定されました。

(5) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が公布・施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を推進するに当たり、「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、「日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)」が定められています。

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、これにより、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。令和5年4月にはこの一部が施行され、家族が虐待等の加害者である場合の対応として、「医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く」、「市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる」、「当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができる」ことが定められています。

3 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

また、本計画では、障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とされていることから、同様の定義とします。

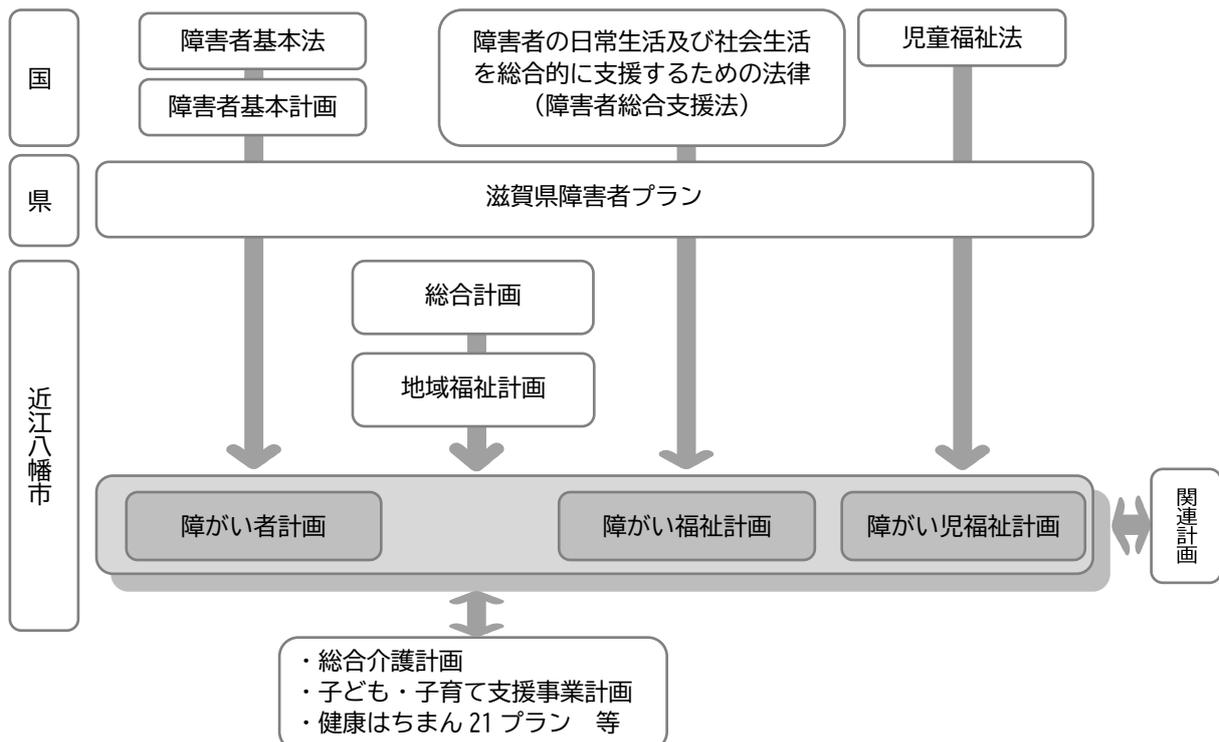
4 計画の位置付け

(1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

(2) 関連計画との調和

本計画は、本市の上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」をはじめ、「総合介護計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康はちまん21プラン」等、関連分野の計画との整合性を図ります。



5 計画の性格

「近江八幡市障がい者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となります。

また、「近江八幡市障がい福祉計画・近江八幡市障がい児福祉計画」は、本市の障がい者等の人権を保障し、障がい福祉施策を円滑に実施するために、取り組むべき課題を明確にするとともに、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。

6 計画の期間

「第6期近江八幡市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「第7期近江八幡市障がい福祉計画（3か年計画）」及び「第3期近江八幡市障がい児福祉計画（3か年計画）」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、「第6期近江八幡市障がい者計画」は、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行うこととします。

7 計画の策定体制

（1）近江八幡市障害福祉計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、団体・事業所の代表、福祉医療関係者などから構成される「近江八幡市障害福祉計画等策定委員会」を設置し、議論を行いました。

（2）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、近江八幡市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及び障害福祉サービス、障害児通所サービスを利用している人の中から2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

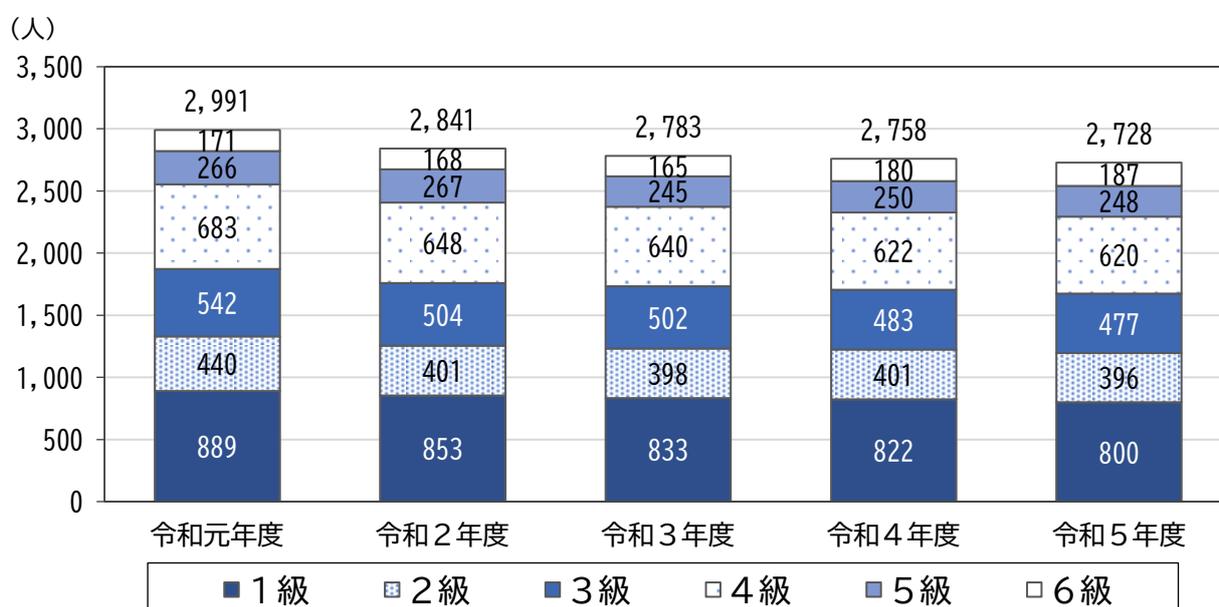
第2章 近江八幡市の障がい者を取り巻く現状と課題

1 障がい者の実態

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は令和元年度以降、減少傾向で推移しており、令和5年度で2,728人（1級：800人、2級：396人、3級：477人、4級：620人、5級：248人、6級：187人）となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



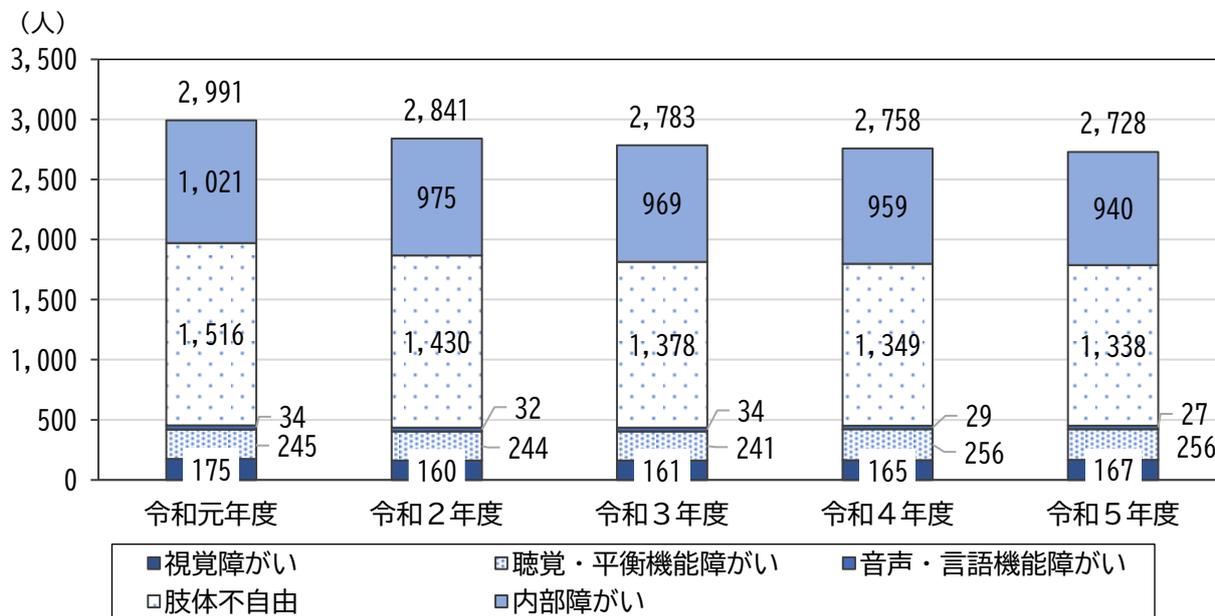
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	889	853	833	822	800
2級	440	401	398	401	396
3級	542	504	502	483	477
4級	683	648	640	622	620
5級	266	267	245	250	248
6級	171	168	165	180	187
合計	2,991	2,841	2,783	2,758	2,728

(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

また、身体障害者手帳所持者数を障がい部位別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



(単位：人)

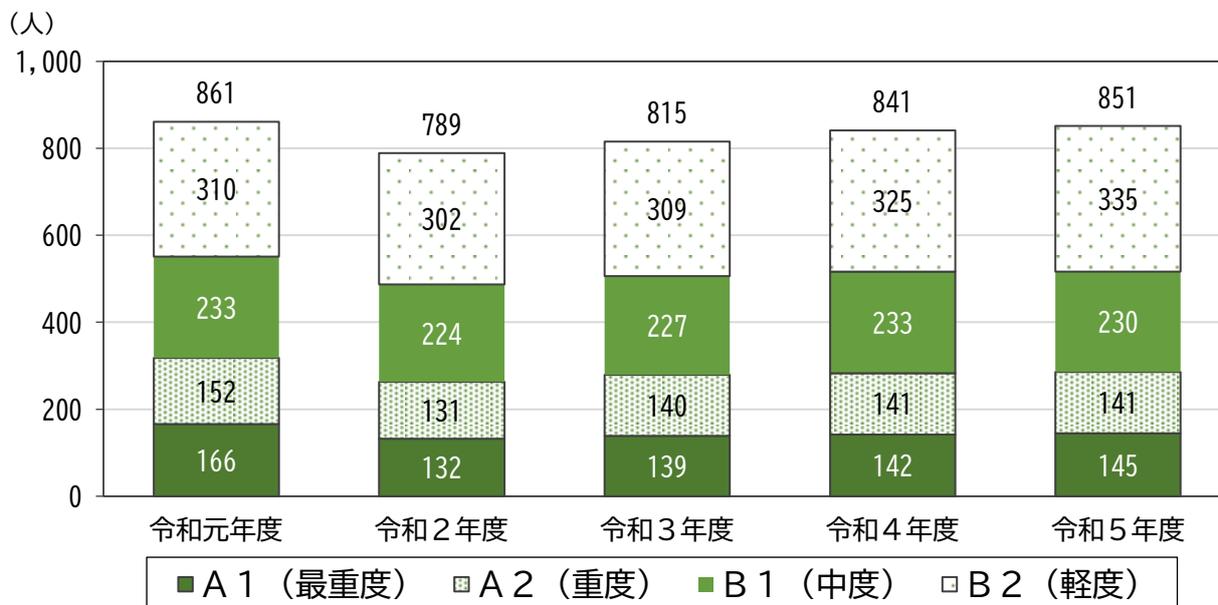
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	175	160	161	165	167
聴覚・平衡機能障がい	245	244	241	256	256
音声・言語機能障がい	34	32	34	29	27
肢体不自由	1,516	1,430	1,378	1,349	1,338
内部障がい	1,021	975	969	959	940
合計	2,991	2,841	2,783	2,758	2,728

(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

(2) 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年度で851人（A1（最重度）：145人、A2（重度）：141人、B1（中度）：230人、B2（軽度）：335人）となっています。

図 療育手帳所持者数の推移（判定別）



(単位：人)

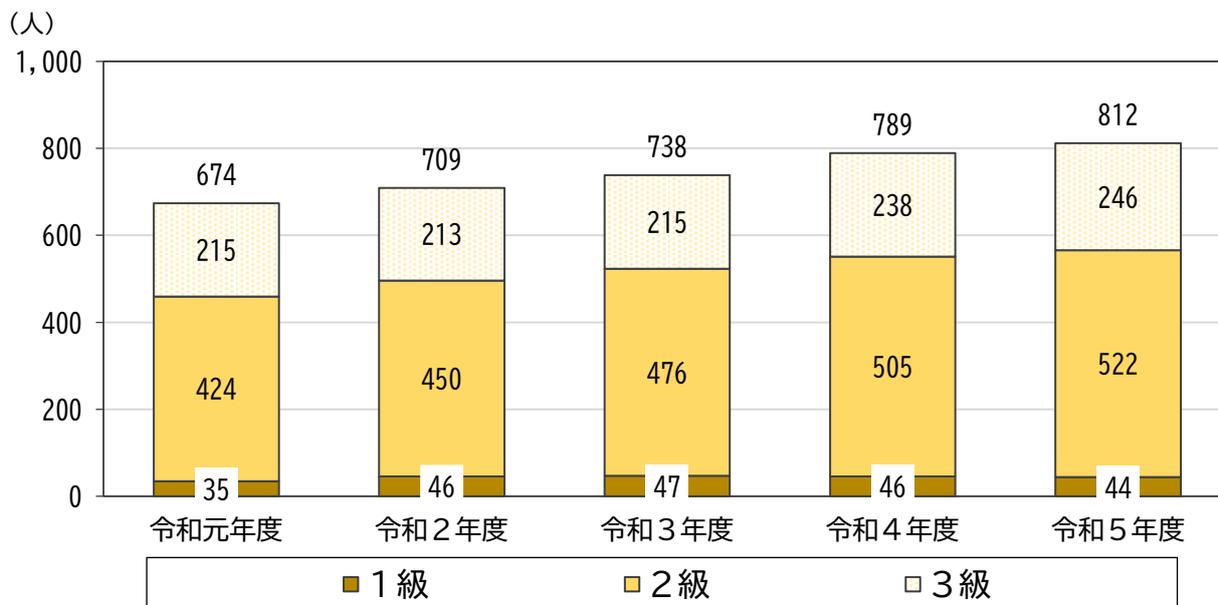
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1（最重度）	166	132	139	142	145
A2（重度）	152	131	140	141	141
B1（中度）	233	224	227	233	230
B2（軽度）	310	302	309	325	335
合計	861	789	815	841	851

(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月1日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年度で812人（1級：44人、2級：522人、3級：246人）となっています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(単位：人)

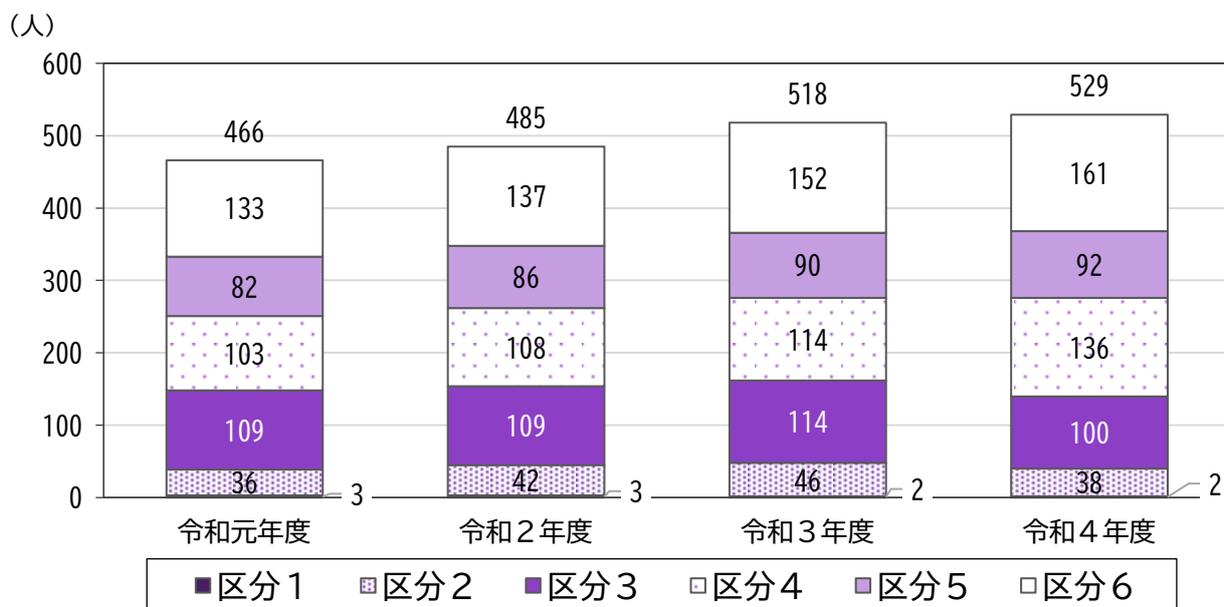
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	35	46	47	46	44
2級	424	450	476	505	522
3級	215	213	215	238	246
合計	674	709	738	789	812

(令和元年度から令和4年度は3月31日現在、令和5年度は10月末日現在)

(4) 障害支援区分認定者

障害支援区分認定者数は増加傾向で推移しており、令和4年度で529人（区分1：2人、区分2：38人、区分3：100人、区分4：136人、区分5：92人、区分6：161人）となっています。

図 障害支援区分認定者数の推移



(単位：人)

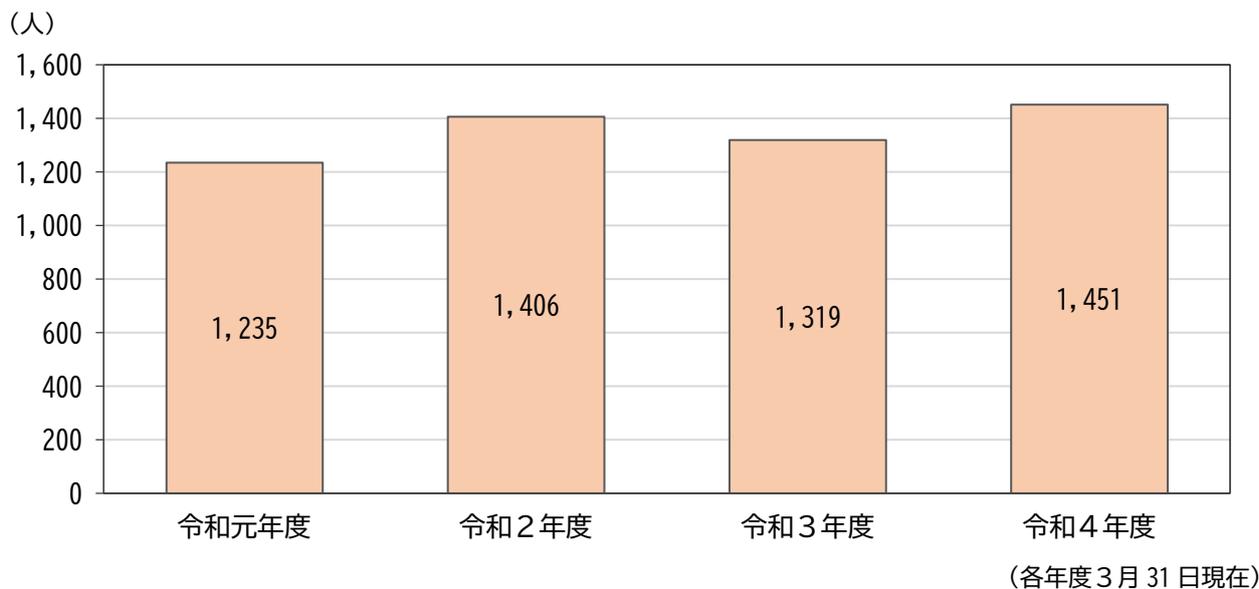
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	3	3	2	2
区分2	36	42	46	38
区分3	109	109	114	100
区分4	103	108	114	136
区分5	82	86	90	92
区分6	133	137	152	161
合計	466	485	518	529

(各年度3月31日現在)

(5) 自立支援医療精神通院費受給者

自立支援医療精神通院費受給者証の交付者数は令和3年度に減少したものの、令和4年度で増加し、1,451人となっています。

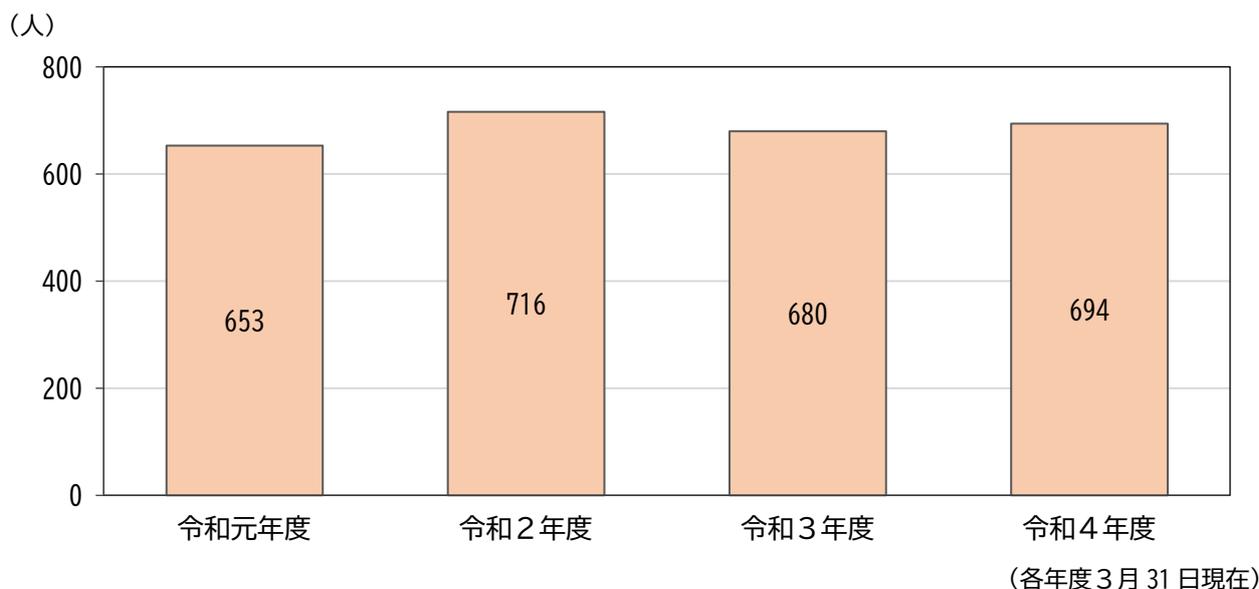
図 自立支援医療精神通院費受給者証交付者数の推移



(6) 難病医療費等助成受給者

難病医療費等助成受給者証の交付件数は、令和4年度で694件となっています。

図 難病医療費等助成受給証交付件数の推移



2 障がい者福祉施策の概要

(1) 公的サービス提供の状況

①介護給付費

令和元年度から令和4年度における介護給付の年間利用実人数をみると、「療養介護」、「生活介護」が増加傾向にあります。なお、「重度障害者等包括支援」においては、事業所がありません。

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	年間利用実人数	人	249	248	250	249
	年間利用時間	時間	30,939	30,861	32,886	28,913
重度訪問介護	年間利用実人数	人	41	29	29	31
	年間利用時間	時間	11,055	9,425	9,061	12,424
同行援護	年間利用実人数	人	22	18	20	20
	年間利用時間	時間	1,158	530	844	965
行動援護	年間利用実人数	人	100	97	101	101
	年間利用時間	時間	18,364	22,171	23,077	23,681
重度障害者等 包括支援	年間利用実人数	人	0	0	0	0
	年間利用時間	時間	0	0	0	0
療養介護	年間利用実人数	人	16	17	17	18
	年間利用日数	日	5,560	5,725	5,727	6,386
生活介護	年間利用実人数	人	203	203	206	211
	年間利用日数	日	45,830	46,099	46,837	47,849
短期入所	年間利用実人数	人	81	78	61	69
	年間利用日数	日	2,861	1,633	2,130	1,983
施設入所支援	年間利用実人数	人	68	68	67	66
	年間利用日数	日	22,773	23,278	22,651	22,830

(参考資料)

市内における生活介護事業所数と定員(令和5年10月現在)

		令和5年度
生活介護	事業所数(定員)	7箇所(179人)

②訓練等給付費

令和元年度から令和4年度における訓練等給付の年間利用実人数をみると、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「就労定着支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「計画相談支援」が増加傾向となっています。なお、「自立生活援助」においては、利用者がありません。

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立訓練 (機能訓練)	年間利用実人数	人	2	2	3	2
	年間利用日数	日	115	491	139	381
自立訓練 (生活訓練)	年間利用実人数	人	9	7	7	6
	年間利用日数	日	1,406	1,075	986	1,399
宿泊型自立訓練	年間利用実人数	人	3	2	4	2
	年間利用日数	日	587	390	797	644
就労移行支援	年間利用実人数	人	30	19	41	36
	年間利用日数	日	3,228	3,376	2,639	3,020
就労継続支援A型	年間利用実人数	人	22	28	29	46
	年間利用日数	日	3,759	4,432	5,027	6,729
就労継続支援B型	年間利用実人数	人	174	197	218	226
	年間利用日数	日	30,301	33,648	36,228	36,495
就労定着支援	年間利用実人数	人	4	7	11	12
共同生活援助 (グループホーム)	年間利用実人数	人	104	111	113	124
	年間利用日数	日	23,942	26,223	29,437	34,627
計画相談支援	年間利用実人数	人	477	521	554	585
	年間利用日数	日	2,192	2,497	2,745	2,811
地域移行支援	年間利用実人数	人	4	2	3	4
	年間利用日数	日	16	5	13	12
地域定着支援	年間利用実人数	人	1	0	1	1
	年間利用日数	日	6	0	9	12
自立生活援助	年間利用実人数	人	0	0	0	0

(参考資料)

市内における就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援及び、共同生活援助（グループホーム）の事業所数と定員（令和5年10月現在）

		令和5年度
就労継続支援（A型）	事業所数（定員）	2箇所（65人）
就労継続支援（B型）	事業所数（定員）	7箇所（150人）
就労移行支援	事業所数（定員）	1箇所（20人）
共同生活援助（グループホーム）	事業所数（定員）	10箇所（92人）

③障害児支援通所給付費

令和元年度から令和4年度における障害児支援通所給付の年間利用実人数をみると、「放課後等デイサービス」が増加傾向となっています。

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	年間利用実人数	人	138	120	92	96
	年間利用日数	日	4,271	3,451	3,402	3,497
	年間利用延人数	人	1,335	1,209	936	911
医療型児童発達支援	年間利用実人数	人	0	1	1	0
	年間利用日数	日	0	83	82	0
	年間利用延人数	人	0	11	12	0
放課後等デイサービス	事業所数	か所	10	10	10	14
	年間利用実人数	人	171	188	230	260
	年間利用日数	日	21,297	23,640	27,966	32,914
	年間利用延人数	人	1,876	2,096	2,479	2,832
保育所等訪問支援	年間利用実人数	人	59	53	51	42
	年間利用日数	日	502	528	496	455
	年間利用延人数	人	507	506	468	438
居宅訪問型児童発達支援	年間利用実人数	人	0	0	1	1
	年間利用日数	日	0	0	30	31
障害児相談支援	年間利用実人数	人	366	348	380	423

④自立支援医療の給付・福祉医療費の助成

○育成医療

18歳未満の子どもで身体上の障がいの有るか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる人が、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けることができます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	件	34	14	21	17

○更生医療

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいの程度を軽くしたり、機能の回復を図ることを目的とした医療（永久ペースメーカー埋込術・人工血液透析・人工関節置換術など）を指定医療機関で受けることができます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院件数	件	85	93	69	99
外来件数	件	271	241	262	298

○精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を指定医療機関で受けることができます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	件	6,348	6,825	7,161	7,558

○療養介護医療

療養介護に係る介護給付費の支給決定を受けた障がいのある人が、支給決定の有効期間内において、指定療養介護事業所（医療施設）から必要な医療を受けることができます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	件	169	182	174	192

○福祉医療費の助成

重度の心身障がいのある人（子ども）の健康を確保するため、一定要件に該当する障がいのある人が疾病等で保険医療機関を受診されたときの医療費の自己負担分を助成します。また、精神障害者保健福祉手帳の1・2級を交付された人で自立支援医療（精神通院）の適用を受けている医療機関等での精神疾患の通院医療費の自己負担分を助成します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障がい児者〔1・2級相当〕	件	1,364	1,357	1,346	1,346
重度心身障がい児者〔3級相当〕	件	536	539	528	518
重度精神障がい児者	件	357	387	408	429

⑤各種手当

○特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障がいのある人で、常時特別の介護を要する状態にある人に対し、手当を支給します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	人	74	70	67	67

○障害児福祉手当

おおむね3歳以上20歳未満の在宅の重度心身障がいのある子どもで、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当を支給します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	人	61	67	72	68

○特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の中度以上の心身障がいのある子どもを監護している人に対し、手当を支給します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	人	186	196	196	196

⑥補装具の交付・修理

身体障害者手帳に記載された身体上の障がいを補うための補装具の交付及び修理を行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	件	183	181	169	185

⑦地域生活支援事業

○相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止その早期の発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人等の権利擁護*のために必要な援助を行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定相談支援事業所	か所	9	10	12	13
基幹相談支援センター*	か所	0	0	0	0

○成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等などで判断能力が十分でない人のうち、財産の管理や重要な法律行為などを自身で行うことが困難で後見人などが必要であるにもかかわらず、配偶者及び4親等内の親族がいない人、又は、親族がいても音信不通などの状況で申立ての手続きの困難な人に対し、市が家庭裁判所に審判の申立てをします。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市長申立件数	人	2	2	0	1
報酬助成件数	件	11	9	7	7

○意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人とコミュニケーションを図る必要のある人が、手話通訳及び要約筆記*を必要とする際、手話通訳及び要約筆記者の派遣を行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2
専任手話通訳者派遣回数	回	285	232	267	275
市登録手話通訳者派遣回数	回	—	8	12	23
手話通訳センター依頼派遣回数	回	30	2	5	5
市登録要約筆記者派遣回数	回	—	0	6	13
要約筆記センター依頼派遣回数	回	19	6	2	9

○日常生活用具給付等事業

在宅等の重度身体障がいのある人や重度障がいのある子ども・知的障がいのある人等の日常生活の便宜を図るための用具を給付します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具	件	5	11	12	2
自立生活支援用具	件	12	9	3	9
在宅療養等支援用具	件	20	27	6	18
情報・意思疎通支援用具	件	12	11	16	10
排泄管理支援用具	件	1,852	1,941	1,899	1,910
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	3	1	6

○移動支援事業

屋外での移動に制限のある障がいのある人又は障がいのある子どもに対して、外出のための支援を行い、障がいのある人等の地域における自立生活及び社会参加の促進を行います。

対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がいのある人・全身性障がいのある人及び準ずる人・脊髄損傷等で常時車椅子を利用している人、知的障がいのある人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人等です。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	か所	19	25	21	27
年間利用実人数	人	68	80	119	151
年間利用延人数	人	1,158	1,017	1,306	1,493
年間利用時間数	時間	2,170	1,664	1,156	2,741

○地域活動支援センター*

就労や活動の場を得ることが困難な在宅の障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進することを通じて、地域生活の支援を行います。

また、専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	か所	2	2	2	2

○日中一時支援事業

障がいのある子どもや知的障がいのある人の介護者や保護者が、疾病、冠婚葬祭等（社会的）や休養等（私的）の理由又は訓練的理由により不在の場合、日中だけ宿泊を伴わない形態で施設において適切な支援、必要な支援を受けることができます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	か所	10	23	24	24
年間利用実人数	人	36	44	47	61
年間利用延人数	人	1,546	1,921	1,995	2,291

○訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、当該障がいのある人の身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	か所	1	2	1	1
年間利用実人数	人	5	7	8	7
年間利用延人数	人	199	211	233	309

○身体障害者福祉ホーム

身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障がいのある人に、低額な料金で居室や設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人数	人	2	1	0	0
年間利用延日数	日	643	324	0	0

⑧保育・教育

○保育所

市内の公立・私立の保育所において、障がいのある子どもの受け入れを行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所数	か所	12	12	12	12
障がい児数	人	78	76	82	95

(各年度4月)

○幼稚園

市内の幼稚園において、障がいのある子どもの受け入れを行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園数	か所	7	6	5	4
障がい児数	人	169	127	119	102

(各年度4月)

○認定こども園

市内の公立、私立の認定こども園において、障がいのある子どもの受け入れを行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
こども園数	か所	5	6	7	8
障がい児数	人	63	86	91	91

(各年度4月)

○放課後児童クラブ

市内の放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを行います。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後児童クラブ数	クラブ	29	31	31	31
うち受入れのあるクラブ	クラブ	22	26	28	31
障がい児数	人	42	56	68	80

(各年度4月)

○小学校の特別支援学級

市内の公立小学校の特別支援学級において、肢体不自由、知的障がい、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症*・情緒障がいを対象に受け入れます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	か所	12	12	12	12
障がい児数	人	194	236	269	282

(各年度4月)

○中学校の特別支援学級

市内の公立中学校の特別支援学級において、肢体不自由、知的障がい、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいを対象に受け入れます。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	か所	4	4	4	4
障がい児数	人	72	75	74	74

(各年度4月)

○特別支援学校

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、知的障がい、病弱の児童及び生徒を対象とした学校です。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀県立盲学校	人	0	0	1	1
滋賀県立聾話学校	人	0	0	0	0
滋賀県立野洲養護学校	人	92	99	113	116
滋賀県立八日市養護学校	人	11	15	21	18
滋賀県立三雲養護学校	人	9	6	4	9
滋賀県立甲南高等養護学校	人	0	0	0	0
滋賀県立愛知高等養護学校	人	2	5	8	11
滋賀県立長浜北星高等養護学校	人	2	0	3	1
滋賀県立鳥居本養護学校	人	2	2	2	1

(各年度4月)

⑨就業支援、活動サービス

○障がい者雇用率

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
滋賀県	%	2.28	2.29	2.33	2.46

(2) 障害者優先調達状況

○障害者優先調達の状況

障害者優先調達推進法に基づき、市の発注する物品及び役務の調達について、障がい者就労施設等の受注の機会を確保します。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発注件数	件	42	46	54	36
実績金額	円	6,803,787	6,924,392	7,840,915	6,923,860

3

障がい者計画等策定のための意識調査結果

(1) 調査概要

調査目的	「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。
調査対象	近江八幡市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及び障害福祉サービス、障害児通所サービスを利用している人を無作為抽出
調査期間	令和5年7月18日(火)～8月18日(金)
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数：2,000通 回答数：968通 回収率：48.4%

【調査結果の表示方法】

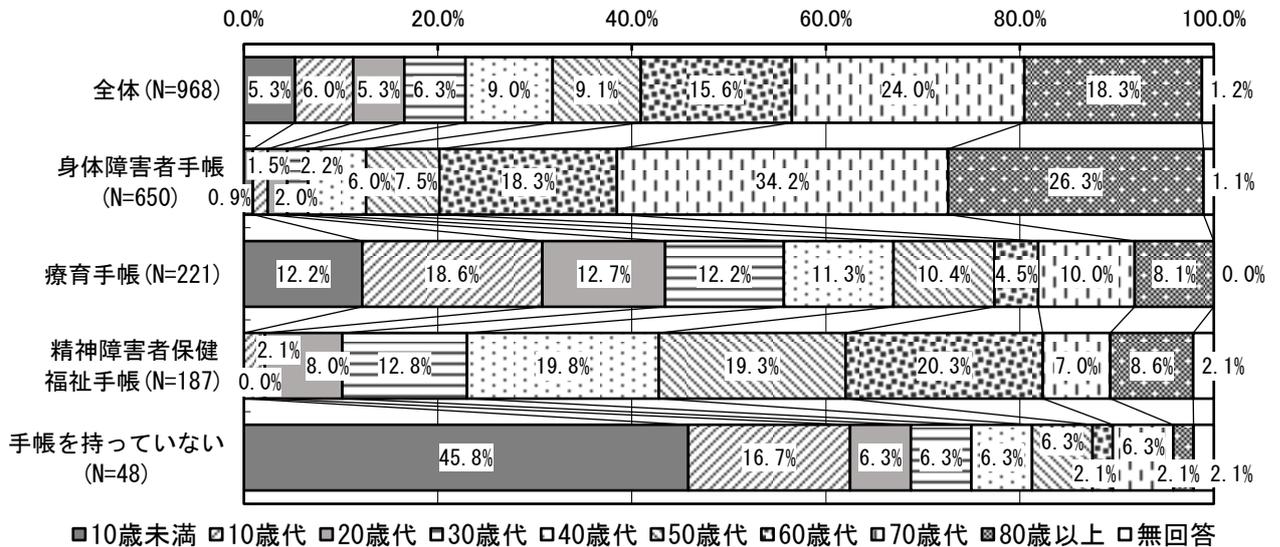
- 回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがあります。

※本計画策定の基礎資料である『近江八幡市「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査結果報告書』は、市ホームページにてご覧いただけます。

(2) 主な調査結果

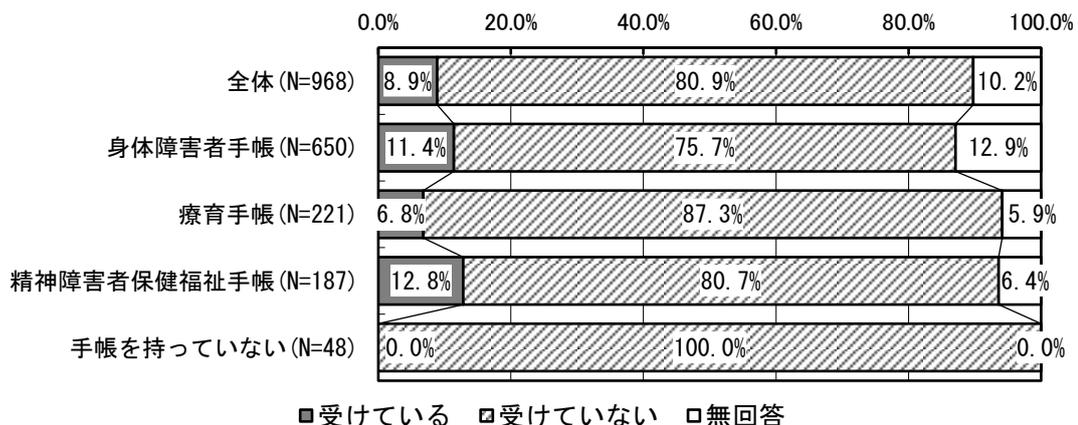
①年齢

年齢について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「70歳代（70～79歳）」が34.2%、療育手帳では「10歳代（10～19歳）」が18.6%、精神障害者保健福祉手帳では「60歳代（60～69歳）」が20.3%、手帳を持っていないでは「10歳未満（0～9歳）」が45.8%となっています。



②医療的ケア*

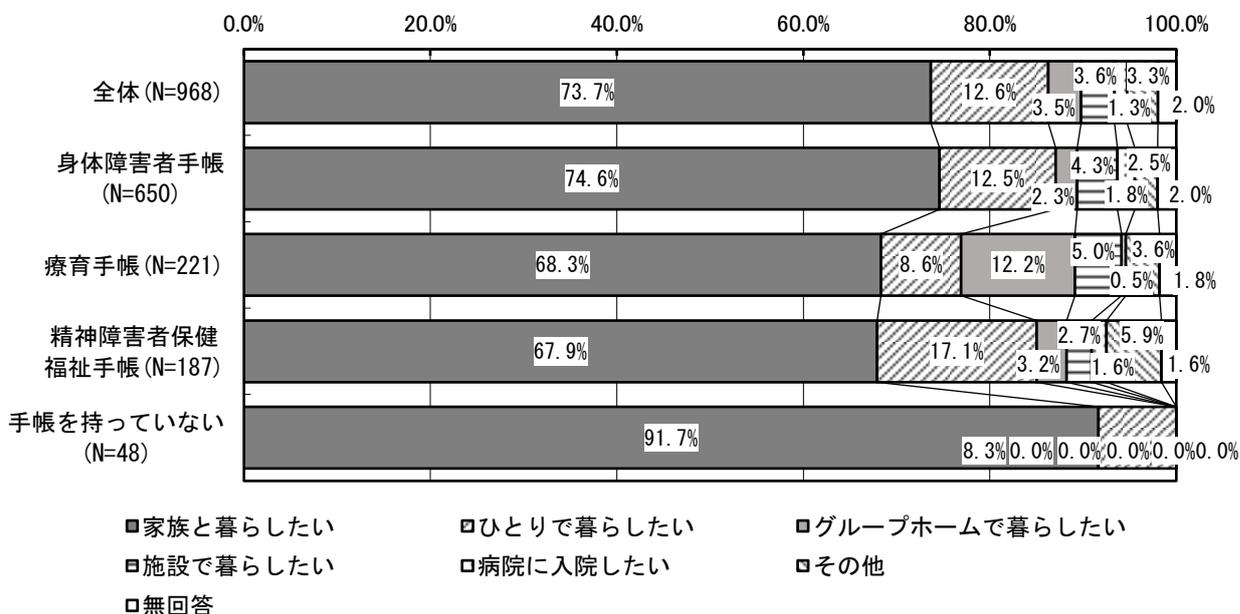
医療的ケアを受けているかについて所持手帳別でみると、「受けている」では、身体障害者手帳が11.4%、療育手帳が6.8%、精神障害者手帳、12.8%となっています。手帳を持っていないは0.0%となっています。



③将来の暮らし方（3年程度先）

近い将来（3年程度先）の暮らし方についてみると、すべての属性で「家族と暮らしたい」が最も多く7割弱から9割を占めています。

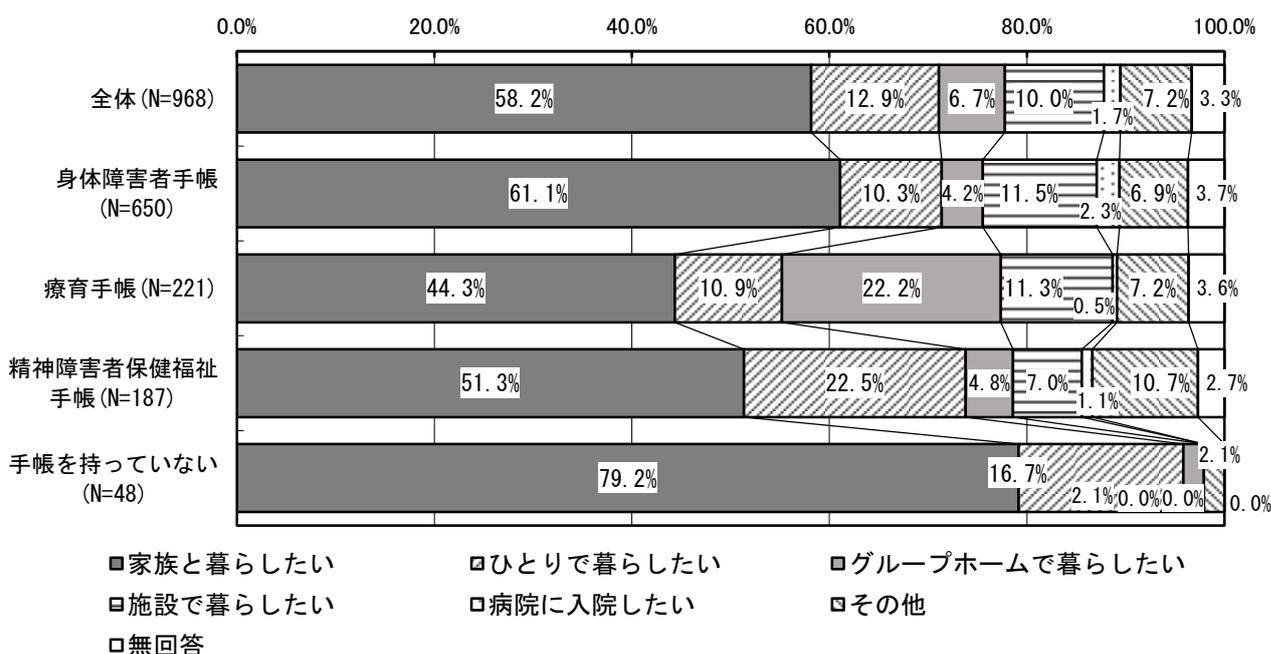
療育手帳以外の属性では、次いで「ひとりで暮らしたい」が1割弱から2割弱で多くなっています。療育手帳は、次いで「グループホームで暮らしたい」が12.2%で多くなっています。



④将来の暮らし方（10年以上先）

近い将来（10年以上先）の暮らし方についてみると、すべての属性で「家族と暮らしたい」が最も多く4割から8割弱となっています。

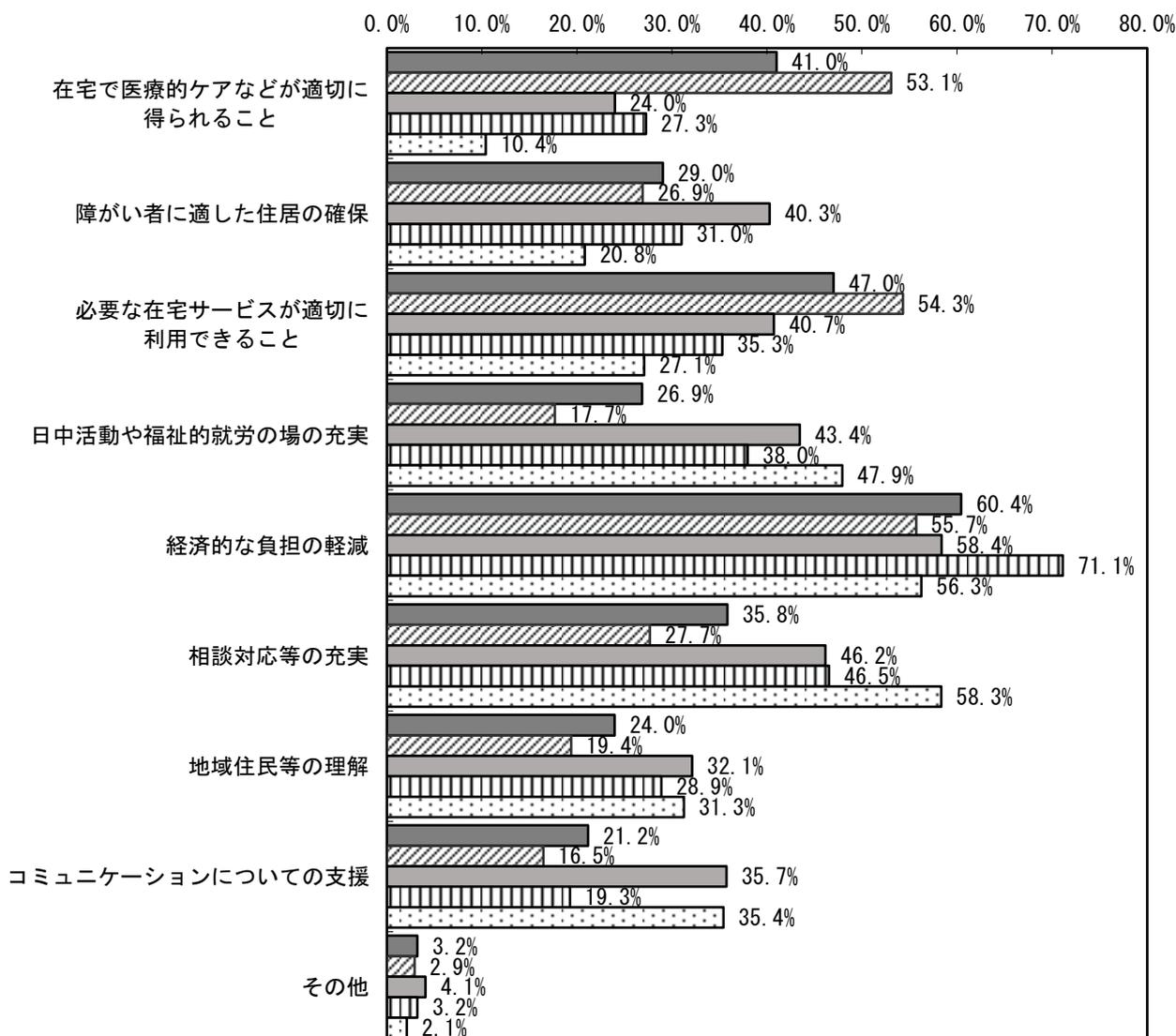
療育手帳以外の属性では、次いで「ひとりで暮らしたい」が1割から2割で多くなっています。療育手帳は、次いで「グループホームで暮らしたい」が22.2%で多くなっています。



⑤住み慣れた地域で生活するための支援

住み慣れた地域で生活するための支援について所持手帳別でみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で「経済的な負担の軽減」が最も多く、5割から7割を占めています。

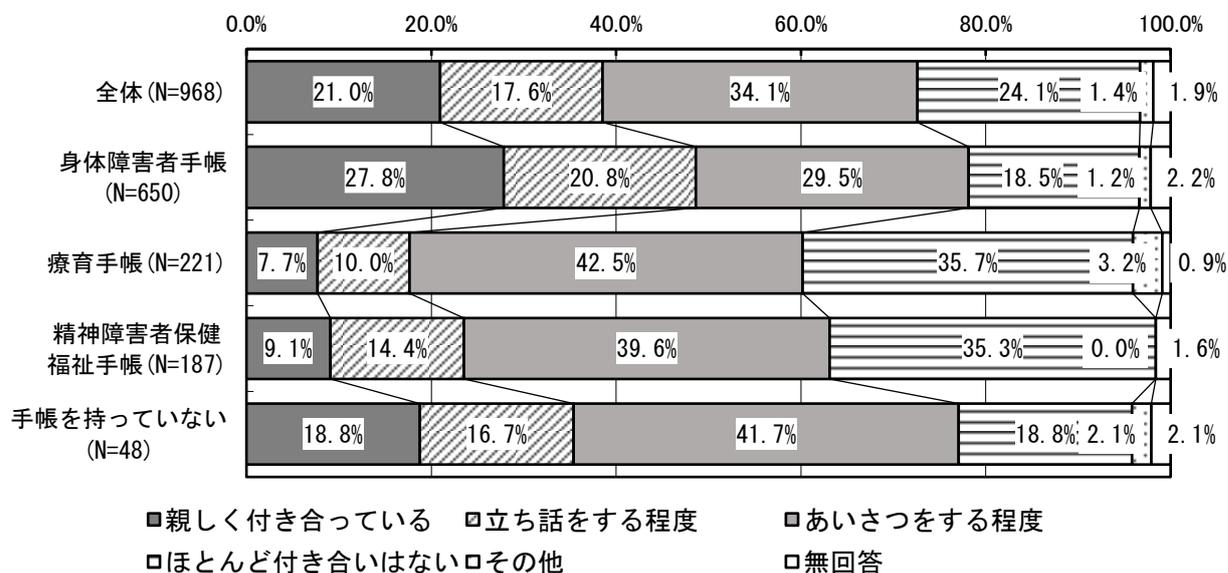
手帳を持っていないでは「相談対応等の充実」が58.3%で最も多くなっています。



全体 (N=968)
 身体障害者手帳 (N=650)
 療育手帳 (N=221)
 精神障害者保健福祉手帳 (N=187)
 手帳を持っていない (N=48)

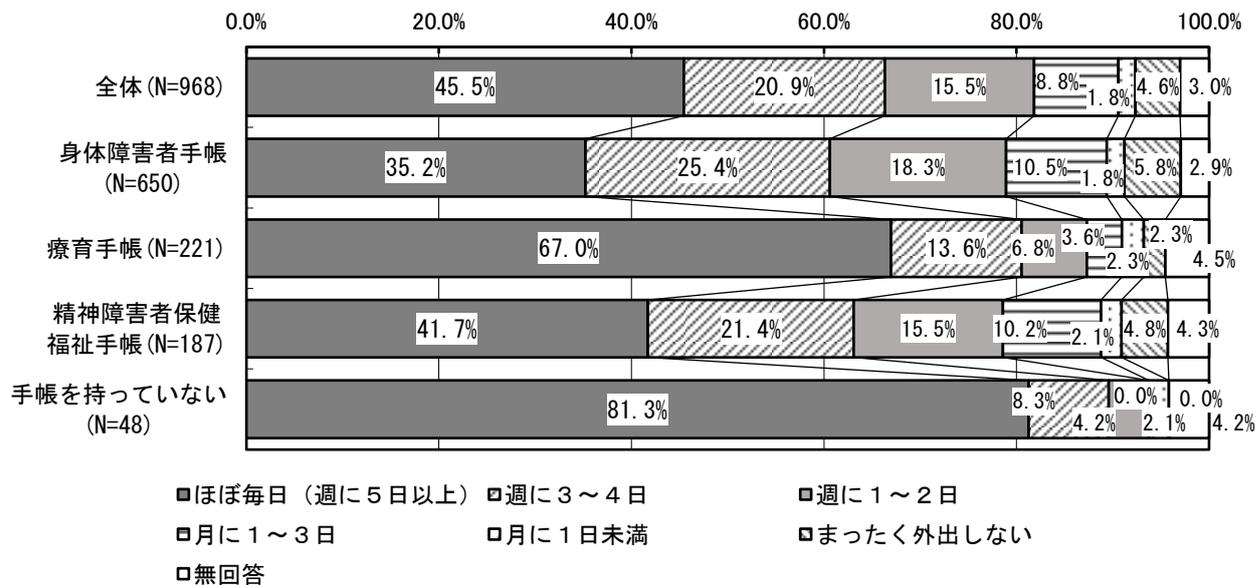
⑥近所と付き合いの程度

ご近所との付き合いの程度について所持手帳別でみると、すべての属性で「あいさつをする程度」が最も多く、3割弱から4割となっています。



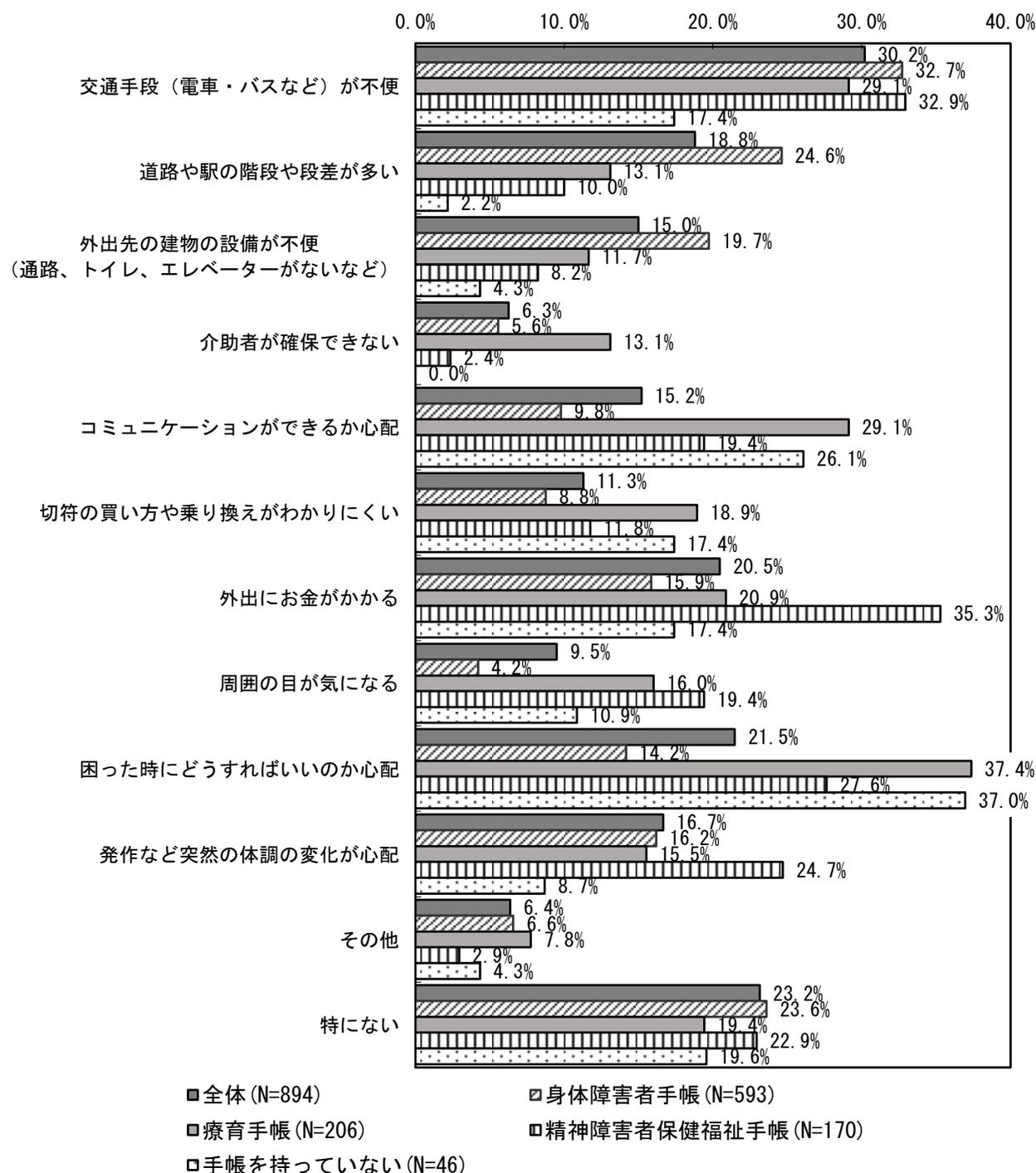
⑦外出の頻度

外出の頻度について所持手帳別でみると、「外出している」（「まったく外出しない」と「無回答」以外）では、身体障害者手帳が91.2%、療育手帳が93.3%、精神障害者保健福祉手帳が90.9%、手帳を持っていないが95.8%となっています。



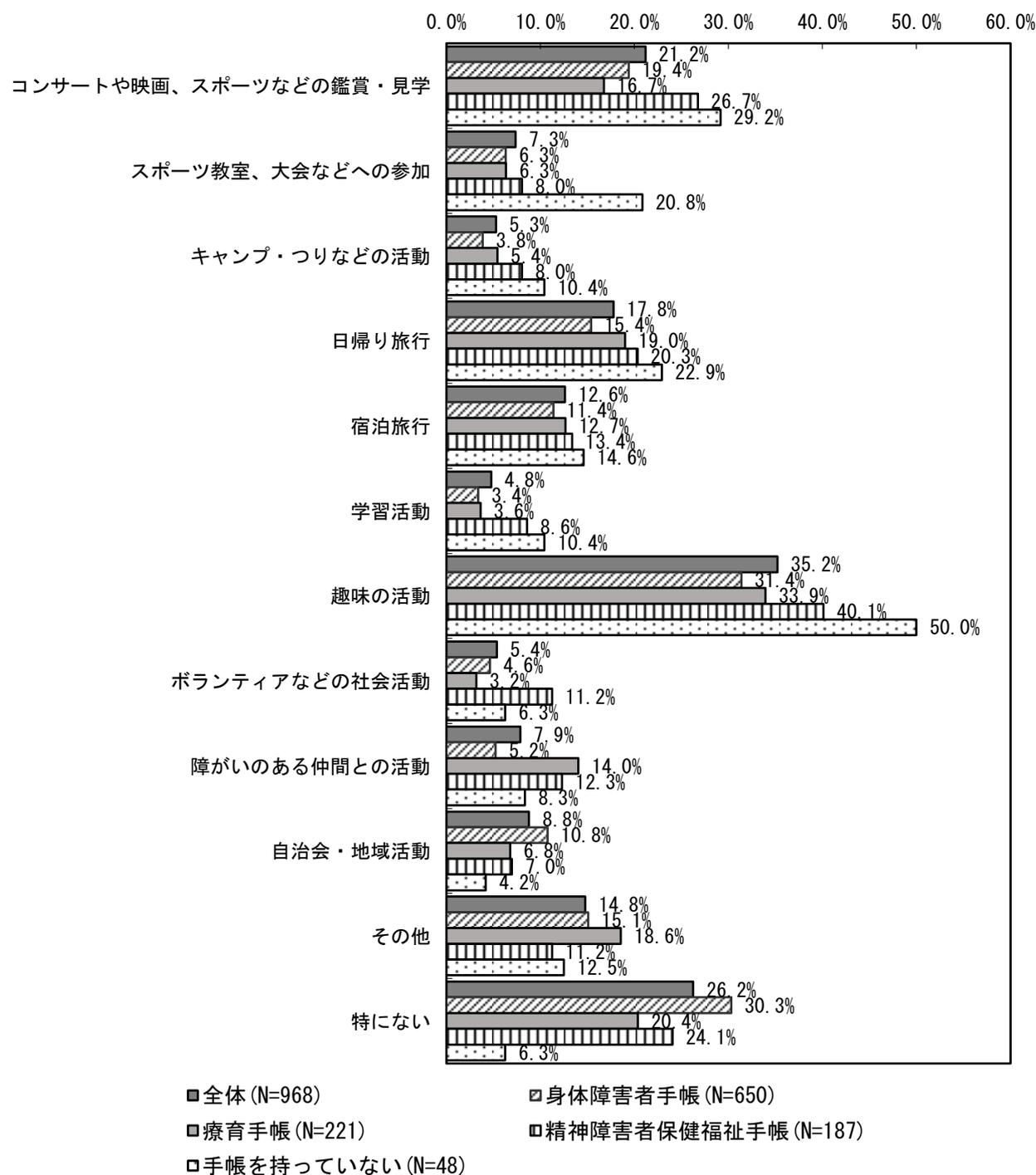
⑧外出するときに困ること

外出するときに困ることについて所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「交通手段（電車・バスなど）が不便」が32.7%、療育手帳では「困った時にどうすればいいのか心配」が37.4%、精神障害者保健福祉手帳では「外出にお金がかかる」が35.3%、手帳を持っていないでは「困った時にどうすればいいのか心配」が37.0%でそれぞれ最も多くなっています。



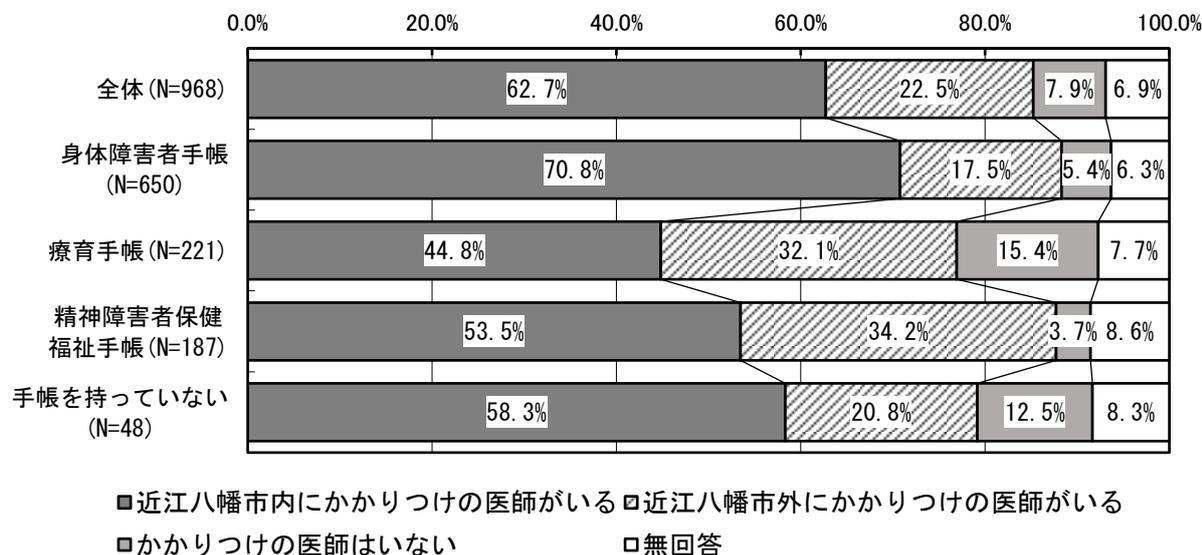
⑨休みの日などの自由な時間の過ごし方

休みの日などの自由な時間の過ごし方について所持手帳別でみると、すべての属性で「趣味の活動」が最も多く、3割から5割となっています。

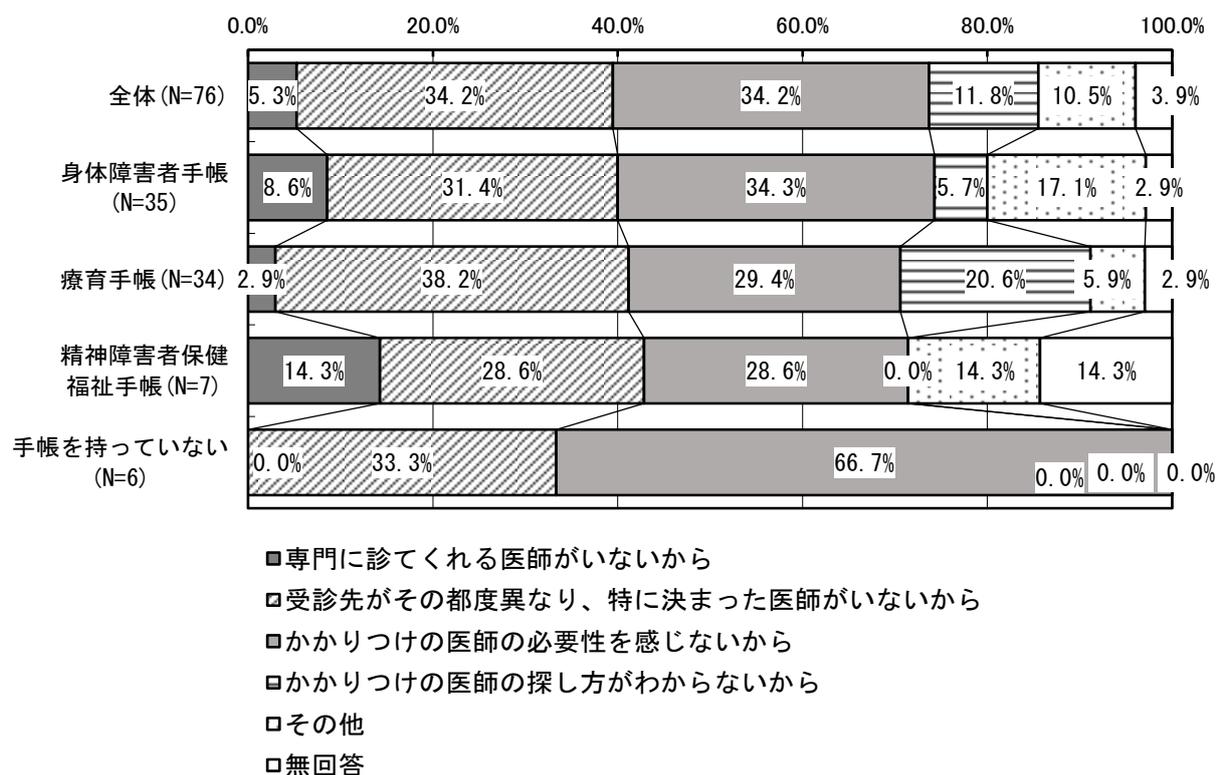


⑩かかりつけの医師

かかりつけの医師の有無について所持手帳別でみると、「かかりつけの医師はいない」では、身体障害者手帳が 5.4%、療育手帳が 15.4%、精神障害者保健福祉手帳が 3.7%、手帳を持っていないが 12.5%となっています。

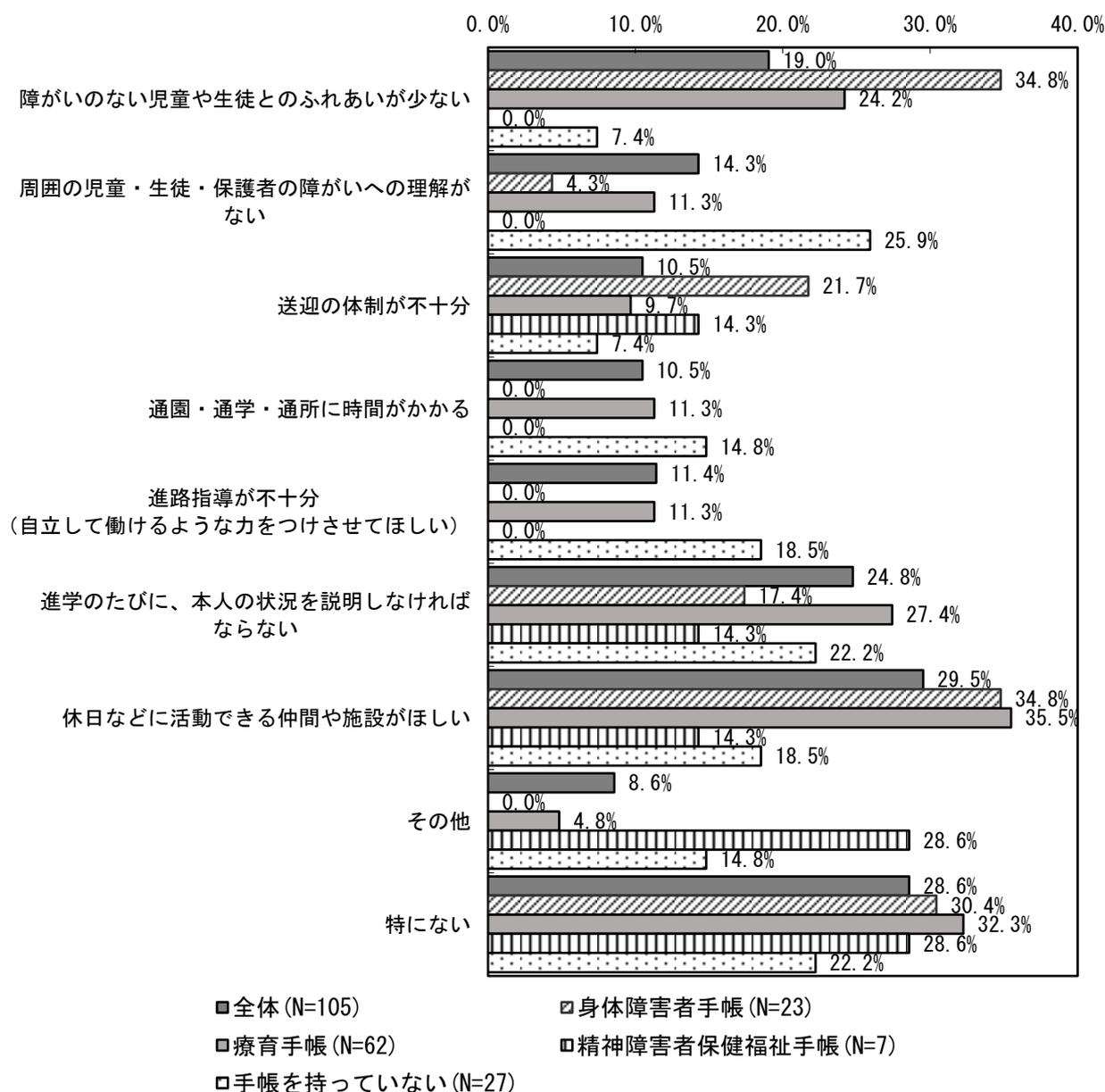


かかりつけの医師がない理由について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「かかりつけ医師の必要性を感じないから」が 34.3%、療育手帳では「受診先がその都度異なり、特に決まった医師がないから」が 38.2%、精神障害者保健福祉手帳では「受診先がその都度異なり、特に決まった医師がないから」と「かかりつけの医師の必要性を感じないから」がいずれも 28.6%、手帳を持っていないでは「かかりつけの医師の必要性を感じないから」が 66.7%でそれぞれ最も多くなっています。



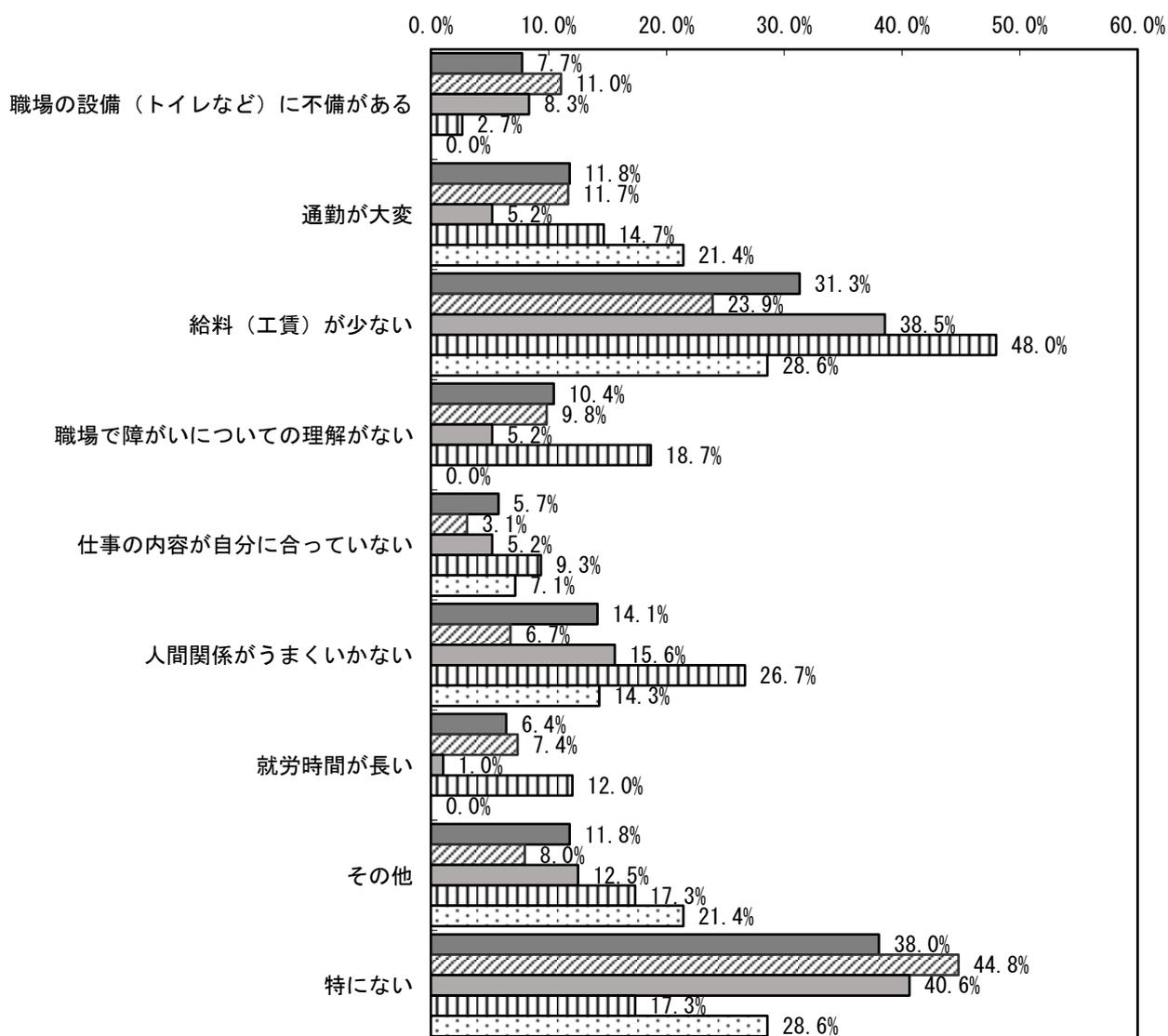
⑪通園・通学で不安に感じていること

通園・通学で不安に感じていることについて所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「障がいのない児童や生徒とのふれあいが少ない」と「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」がいずれも 34.8%、療育手帳では「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」35.5%、精神障害者保健福祉手帳では「特になし」と「その他」が 28.6%、手帳を持っていないでは「周囲の児童・生徒・保護者の障がいへの理解がない」が 25.9%でそれぞれ最も多くなっています。



⑫仕事をする上での不安や不満

仕事をする上での不安や不満について所持手帳別で見ると、身体障害者手帳では「特にない」が44.8%、療育手帳では「特にない」が40.6%、精神障害者保健福祉手帳では「給料（工賃）が少ない」が48.0%、手帳を持っていないでは「給料（工賃）が少ない」と「特にない」がいずれも28.6%でそれぞれ最も多くなっています。



■ 全体 (N=297)

□ 療育手帳 (N=96)

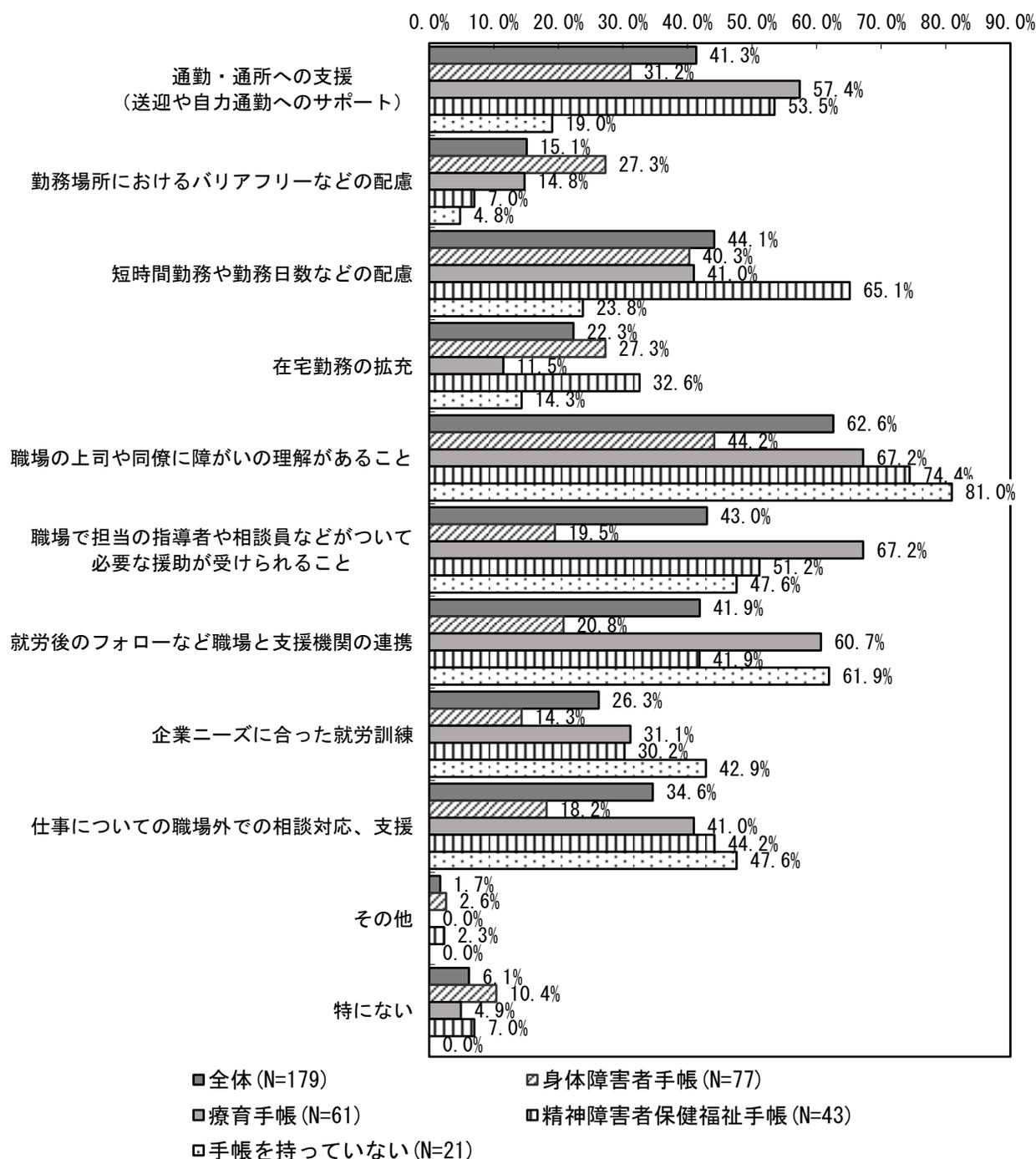
□ 手帳を持っていない (N=14)

□ 身体障害者手帳 (N=163)

□ 精神障害者保健福祉手帳 (N=75)

⑬障がい者の就労支援

障がいのある人の就労支援について所持手帳別でみると、すべての属性で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く、4割から8割となっています。



⑭障がい福祉に関する情報の入手先

障がい福祉に関する情報の入手先について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「広報・市ホームページ」が23.7%、療育手帳では「相談支援専門員」が26.2%、精神障害者保健福祉手帳では「医療機関」が22.5%、手帳を持っていないでは「相談支援専門員」が37.5%でそれぞれ最も多くなっています。

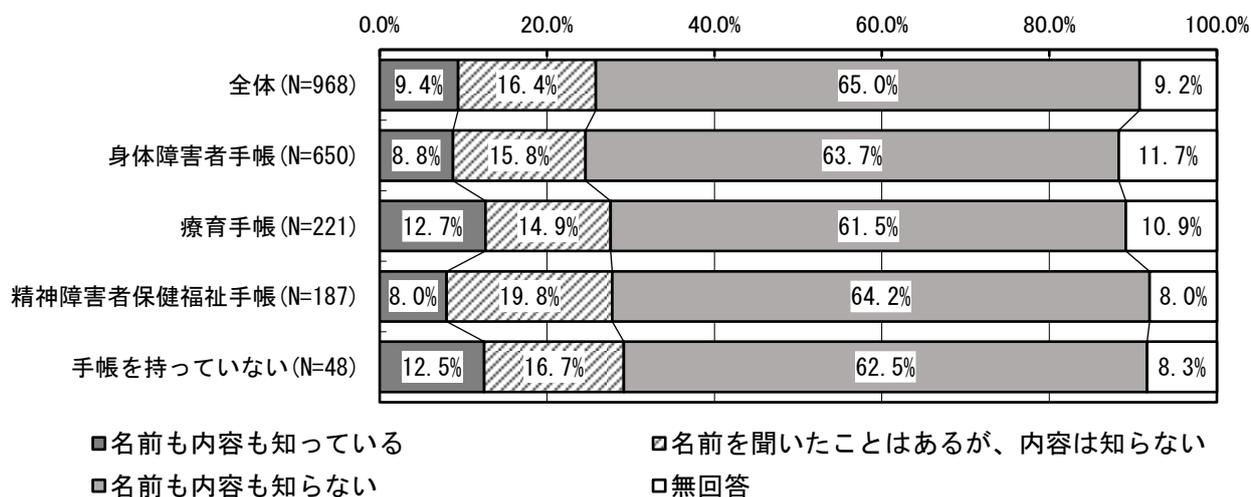
また、「どこから入手したらよいかわからない」では、身体障害者手帳が14.2%、療育手帳が12.7%、精神障害者保健福祉手帳が15.5%、手帳を持っていないが10.4%となっています。

	全体 (N=968)	身体障害者 手帳 (N=650)	療育手帳 (N=221)	精神障害者 保健福祉手 帳(N=187)	手帳を持っ ていない (N=48)
テレビ・ラジオ	12.6%	14.0%	6.8%	13.4%	14.6%
インターネット	15.9%	13.2%	9.0%	20.9%	31.3%
SNS	4.6%	3.1%	4.1%	7.0%	12.5%
新聞・雑誌	9.3%	10.8%	4.5%	7.0%	4.2%
広報、市ホームページ	21.9%	23.7%	16.7%	17.1%	22.9%
家族・親戚	11.4%	10.2%	13.6%	13.9%	12.5%
友人・知人	9.6%	8.6%	15.8%	5.9%	20.8%
ヘルパー	2.6%	2.8%	5.4%	2.7%	0.0%
相談支援専門員	11.8%	5.8%	26.2%	13.9%	37.5%
ケアマネジャー	11.7%	14.8%	7.7%	9.1%	6.3%
障がい者（児）の団体	3.7%	3.2%	8.6%	1.1%	2.1%
幼稚園・保育園・学校	5.2%	0.8%	15.8%	0.5%	27.1%
市役所、保健所・市民保健センター	12.7%	12.2%	10.9%	12.3%	20.8%
民生委員・児童委員	1.0%	1.5%	0.0%	0.5%	0.0%
障害者相談員	5.2%	2.9%	9.0%	10.7%	6.3%
働き・暮らし応援センター	2.0%	0.3%	4.5%	4.3%	2.1%
障害福祉サービス等事業所	8.9%	6.3%	16.3%	9.1%	12.5%
社会福祉協議会	5.9%	6.2%	8.1%	3.7%	4.2%
医療機関	14.9%	14.3%	10.0%	22.5%	8.3%
ハローワーク	2.0%	1.4%	1.8%	4.8%	4.2%
その他	2.3%	1.2%	4.1%	2.7%	6.3%
どこから入手したらよいかわからない	14.0%	14.2%	12.7%	15.5%	10.4%

⑮ 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の認知度

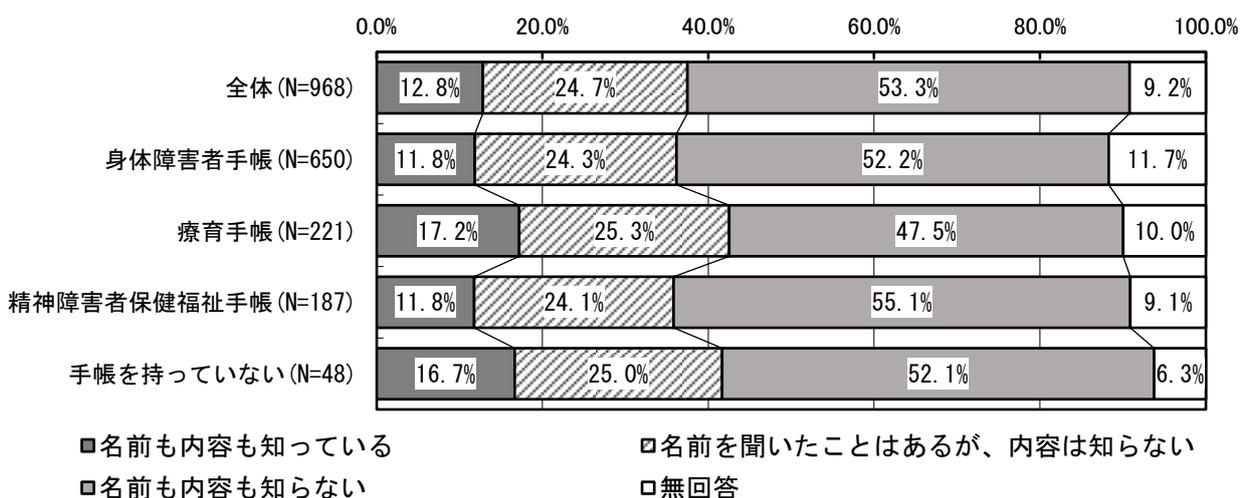
「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の認知度について所持手帳別でみると、「名前も内容も知っている」では、身体障害者手帳が 8.8%、療育手帳が 12.7%、精神障害者保健福祉手帳が 8.0%、手帳を持っていないが 12.5%となっています。

「名前も内容も知らない」では、すべての属性で6割台となっています。



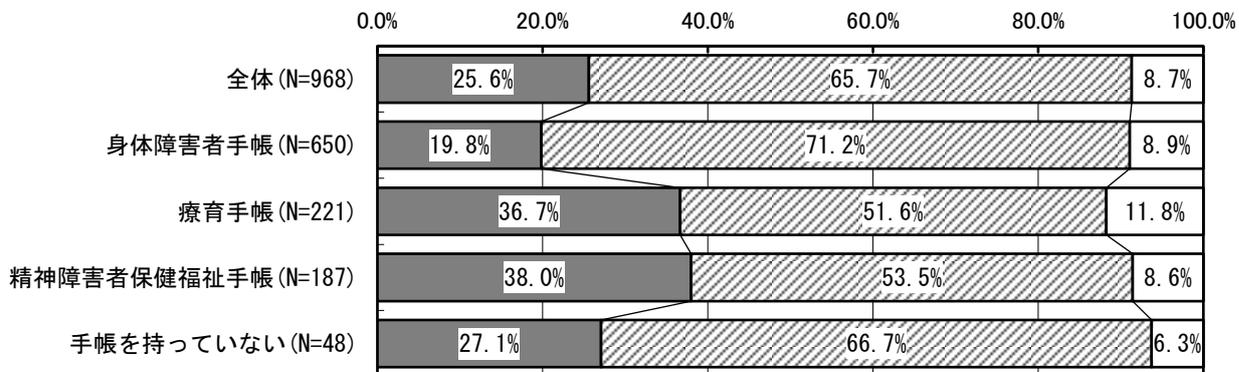
「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の認知度について所持手帳別でみると、「名前も内容も知っている」では、身体障害者手帳が 11.8%、療育手帳が 17.2%、精神障害者保健福祉手帳が 11.8%、手帳を持っていないが 16.7%となっています。

「名前も内容も知らない」では、すべての属性で約5割となっています。



⑩差別や偏見を感じた経験

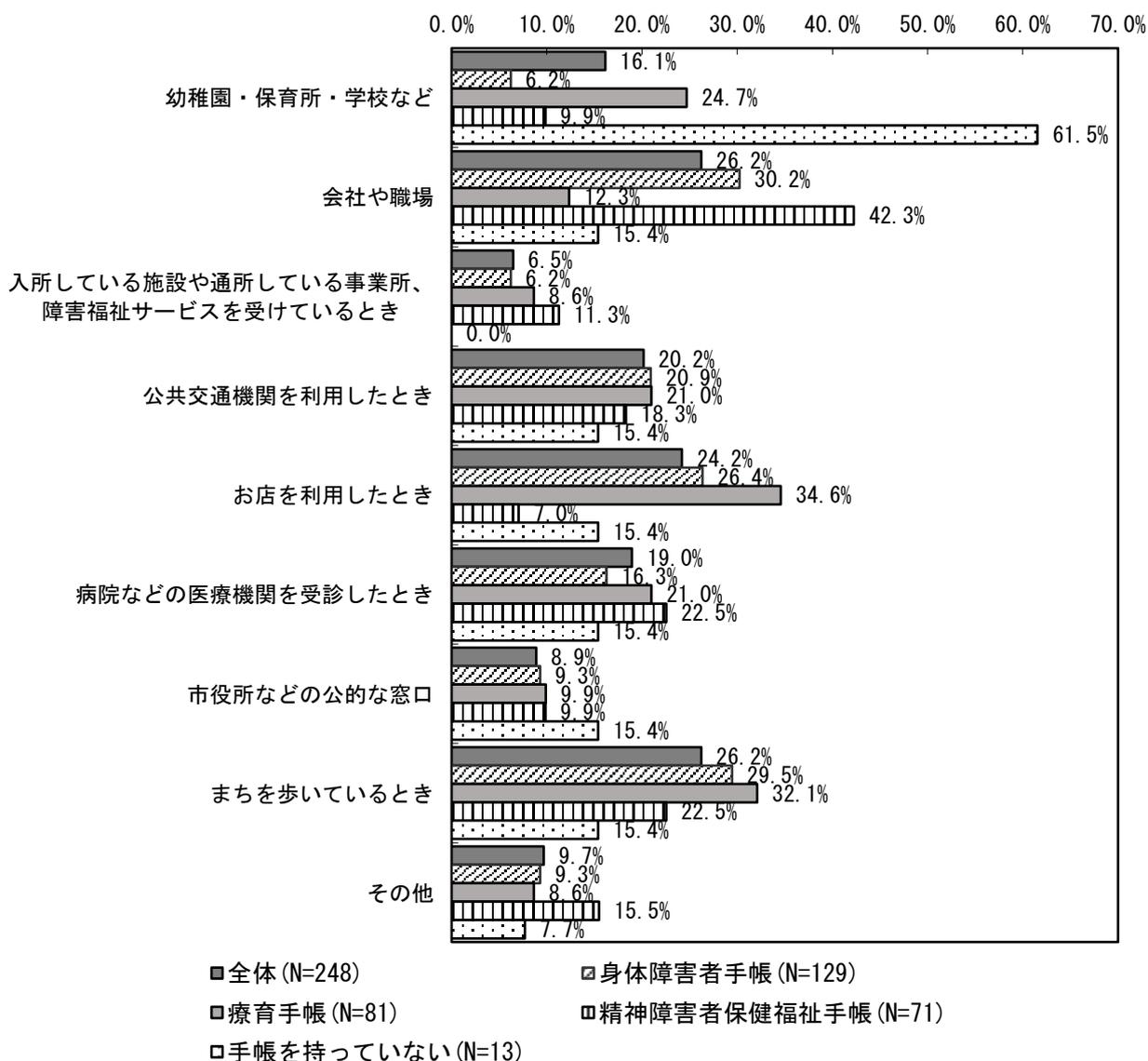
ここ5年間で障がいがあることで差別や偏見を感じた経験について所持手帳別でみると、「はい（差別偏見を感じたことがある）」では、身体障害者手帳が19.8%、療育手帳が36.7%、精神障害者保健福祉手帳が38.0%、手帳を持っていないが27.1%となっています。



■はい（差別や偏見を感じたことがある） □いいえ（差別や偏見を感じたことはない） □無回答

⑰差別や偏見を感じた場面

差別や偏見を感じた場面について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「会社や職場」が30.2%、療育手帳では「お店を利用したとき」が34.6%、精神障害者保健福祉手帳では「会社や職場」が42.3%、手帳を持っていないでは「幼稚園・保育所・学校など」が61.5%でそれぞれ最も多くなっています。



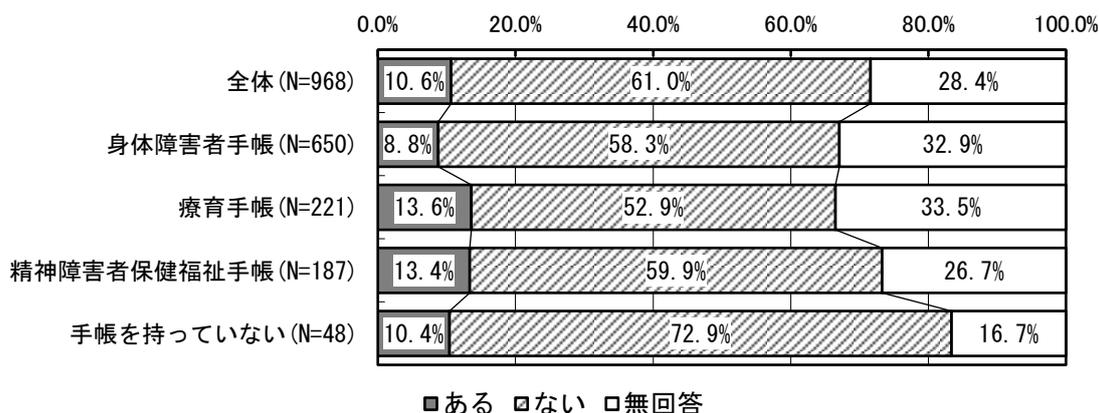
⑱差別や偏見を感じたときの相談相手

差別や偏見を感じたときの相談相手について所持手帳別でみると、すべての属性で「家族・親戚」が5割弱から8割を占めています。

	全体 (N=248)	身体障害者 手帳 (N=129)	療育手帳 (N=81)	精神障害者 保健福祉手 帳(N=71)	手帳を持っ ていない (N=13)
家族・親戚	56.0%	53.5%	53.1%	47.9%	84.6%
友人・知人	18.5%	21.7%	13.6%	18.3%	23.1%
ヘルパー	2.8%	3.9%	3.7%	2.8%	0.0%
相談支援専門員	7.3%	4.7%	7.4%	12.7%	0.0%
ケアマネジャー	6.5%	9.3%	3.7%	5.6%	0.0%
障がい者（児）の団体	1.6%	3.1%	1.2%	0.0%	0.0%
幼稚園・保育園・学校	3.6%	1.6%	4.9%	1.4%	23.1%
市役所・保健所・市民保健センター	2.8%	1.6%	2.5%	1.4%	15.4%
民生委員・児童委員	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
障害者相談員	5.6%	4.7%	6.2%	8.5%	0.0%
障害福祉サービス提供事業所	7.7%	5.4%	13.6%	8.5%	0.0%
社会福祉協議会	3.2%	3.9%	6.2%	4.2%	7.7%
医療機関	8.9%	3.9%	3.7%	21.1%	15.4%
その他	7.3%	7.8%	8.6%	8.5%	0.0%
誰もいない	20.6%	21.7%	17.3%	19.7%	15.4%

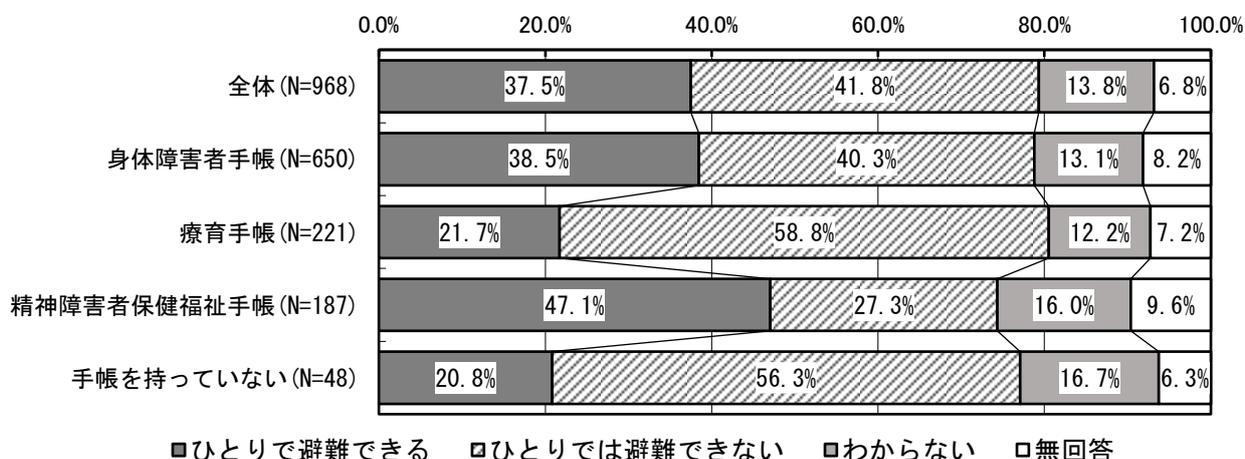
⑲合理的配慮*

合理的配慮が不十分だと思うことがあるかどうかについて所持手帳別でみると、「ある」では、身体障害者手帳が8.8%、療育手帳が13.6%、精神障害者保健福祉手帳が13.4%、手帳を持っていないが10.4%となっています。



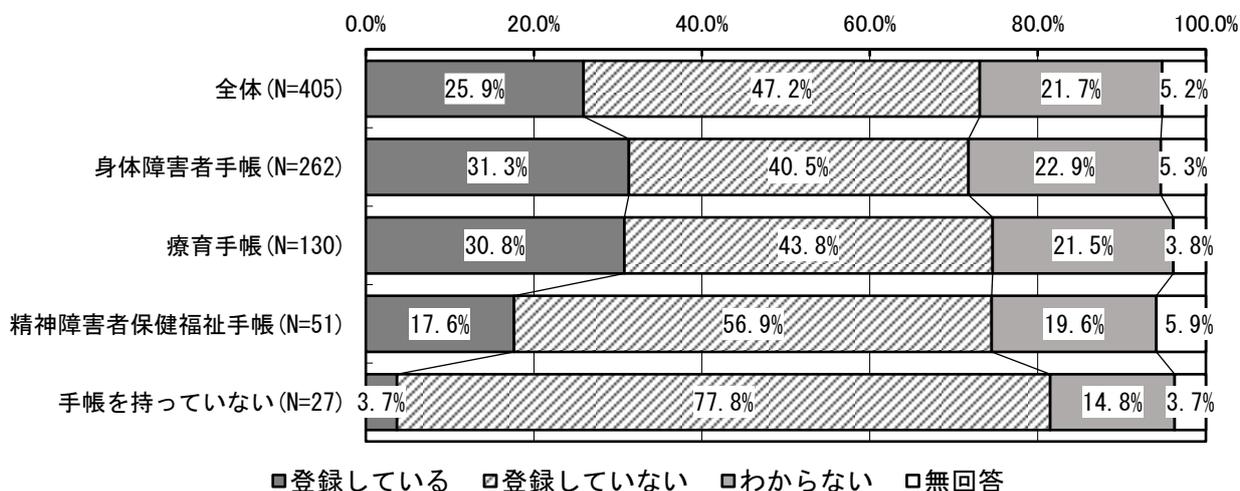
⑳地震など災害が発生したとき、ひとりで避難できるか

地震など災害が発生したとき、ひとりで避難できるかについて所持手帳別でみると、「ひとりで避難できない」では、身体障害者手帳が 40.3%、療育手帳が 58.8%、精神障害者保健福祉手帳が 23.7%、手帳を持っていないが 56.3%となっています。



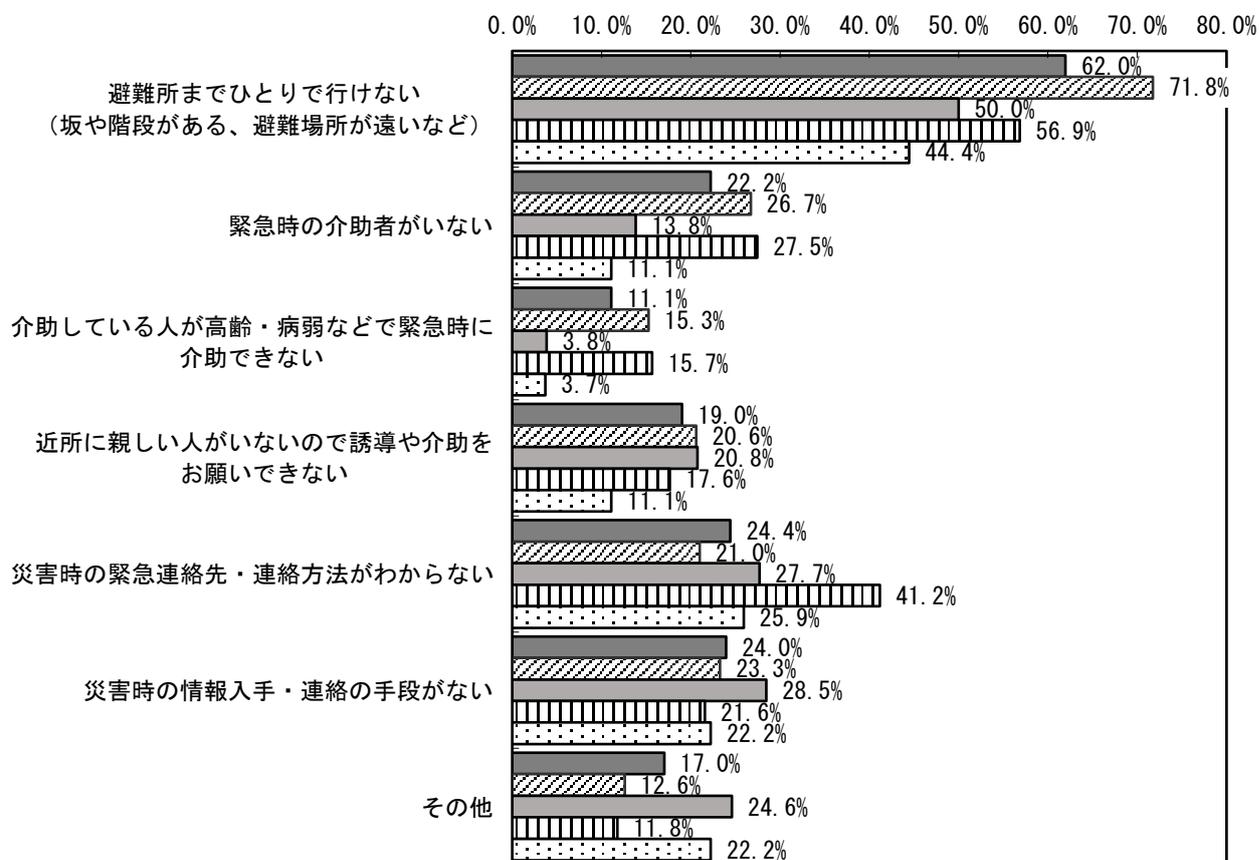
㉑避難行動要支援者*名簿に登録しているか

避難行動要支援者名簿に登録しているかについて所持手帳別でみると、「登録していない」では、身体障害者手帳が 40.5%、療育手帳が 43.8%、精神障害者保健福祉手帳が 56.9%、手帳を持っていないが 77.8%となっています。



②避難するのに困ること

避難するのに困ることについて所持手帳別でみると、すべての属性で「避難所までひとりで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が最も多く、4割から7割となっています。



■全体 (N=405)

▨身体障害者手帳 (N=262)

▤療育手帳 (N=130)

▧精神障害者保健福祉手帳 (N=51)

▩手帳を持っていない (N=27)

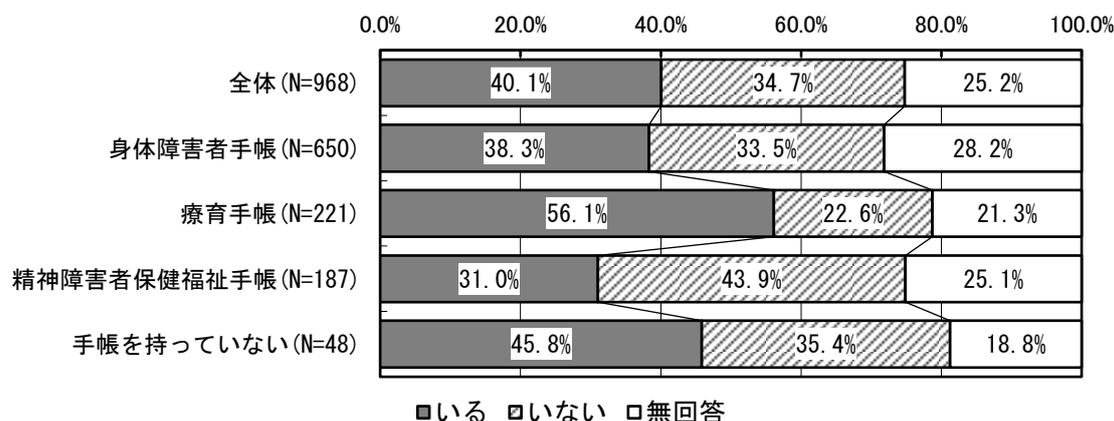
③市に対して希望すること

安心して暮らしていくために重要だと思う施策について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「医療の充実」が41.8%、療育手帳では「障害福祉サービスの充実」が35.3%、精神障害者保健福祉手帳では「経済的支援の充実」が54.5%、手帳を持っていないでは「就労支援の充実」が54.2%でそれぞれ最も多くなっています。

	全体 (N=968)	身体障害者 手帳 (N=650)	療育手帳 (N=221)	精神障害者 保健福祉手 帳(N=187)	手帳を持っ ていない (N=48)
障がいに対する理解や交流の促進	28.2%	22.5%	33.9%	35.8%	35.4%
医療の充実	38.0%	41.8%	25.8%	37.4%	27.1%
障がい児保育・教育・療育の充実	11.9%	6.0%	21.3%	10.2%	45.8%
就労支援の充実	23.9%	14.0%	33.0%	38.5%	54.2%
経済的支援の充実	39.8%	34.8%	34.8%	54.5%	45.8%
相談支援体制の充実	23.0%	17.4%	27.6%	31.0%	43.8%
障害福祉サービスの充実	28.2%	25.4%	35.3%	31.0%	31.3%
障害児通所サービスの充実	8.2%	5.1%	16.3%	5.9%	27.1%
地域生活支援事業の充実	14.7%	14.2%	14.0%	16.6%	14.6%
サービス事業所の整備	10.7%	9.5%	16.3%	11.2%	6.3%
コミュニケーション支援の充実	14.7%	12.0%	18.6%	18.7%	22.9%
情報バリアフリーの充実	10.7%	9.5%	10.0%	13.4%	8.3%
障がい者の住まいの確保	16.5%	13.1%	27.6%	21.4%	4.2%
建物や道路などのバリアフリー化	17.7%	21.7%	13.1%	10.2%	12.5%
災害時の支援の充実	21.5%	22.0%	24.4%	18.2%	14.6%
趣味やスポーツ活動の充実	14.3%	11.2%	19.0%	16.6%	18.8%
障がい福祉人材の確保・育成の充実	18.0%	14.2%	28.5%	19.3%	25.0%
その他	3.8%	3.5%	4.5%	2.7%	4.2%
特になし	8.8%	9.7%	7.7%	5.9%	8.3%

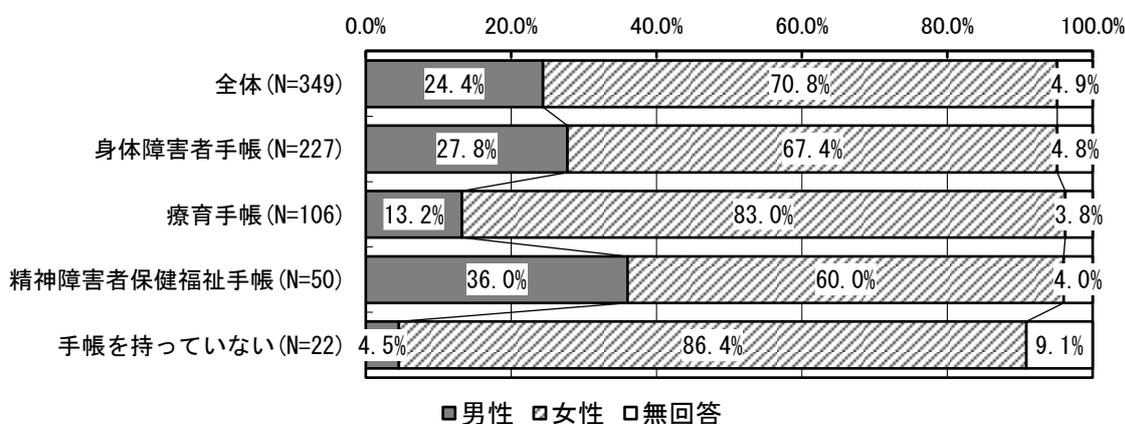
④介助者の有無

介助・支援してくれる人の有無について所持手帳別でみると、「いる」では、身体障害者手帳が38.3%、療育手帳が56.1%、精神障害者保健福祉手帳が31.0%、手帳を持っていないが45.8%となっています。



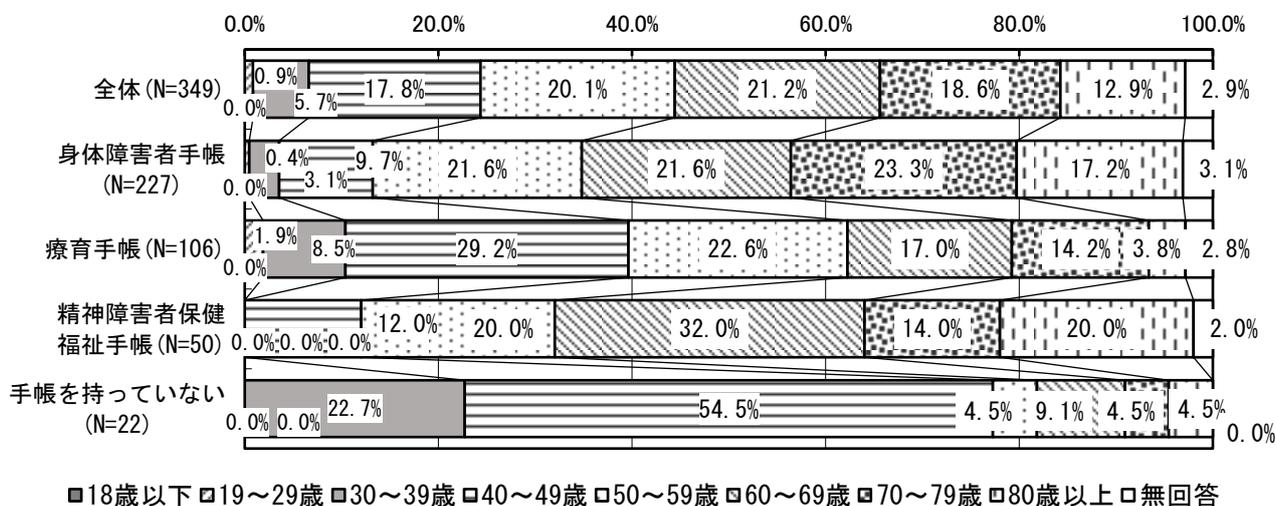
㊸介助者の性別

介助者の性別について所持手帳別でみると、「女性」では、身体障害者手帳が67.4%、療育手帳が83.0%、精神障害者保健福祉手帳が60.0%、手帳を持っていないが86.4%となっています。



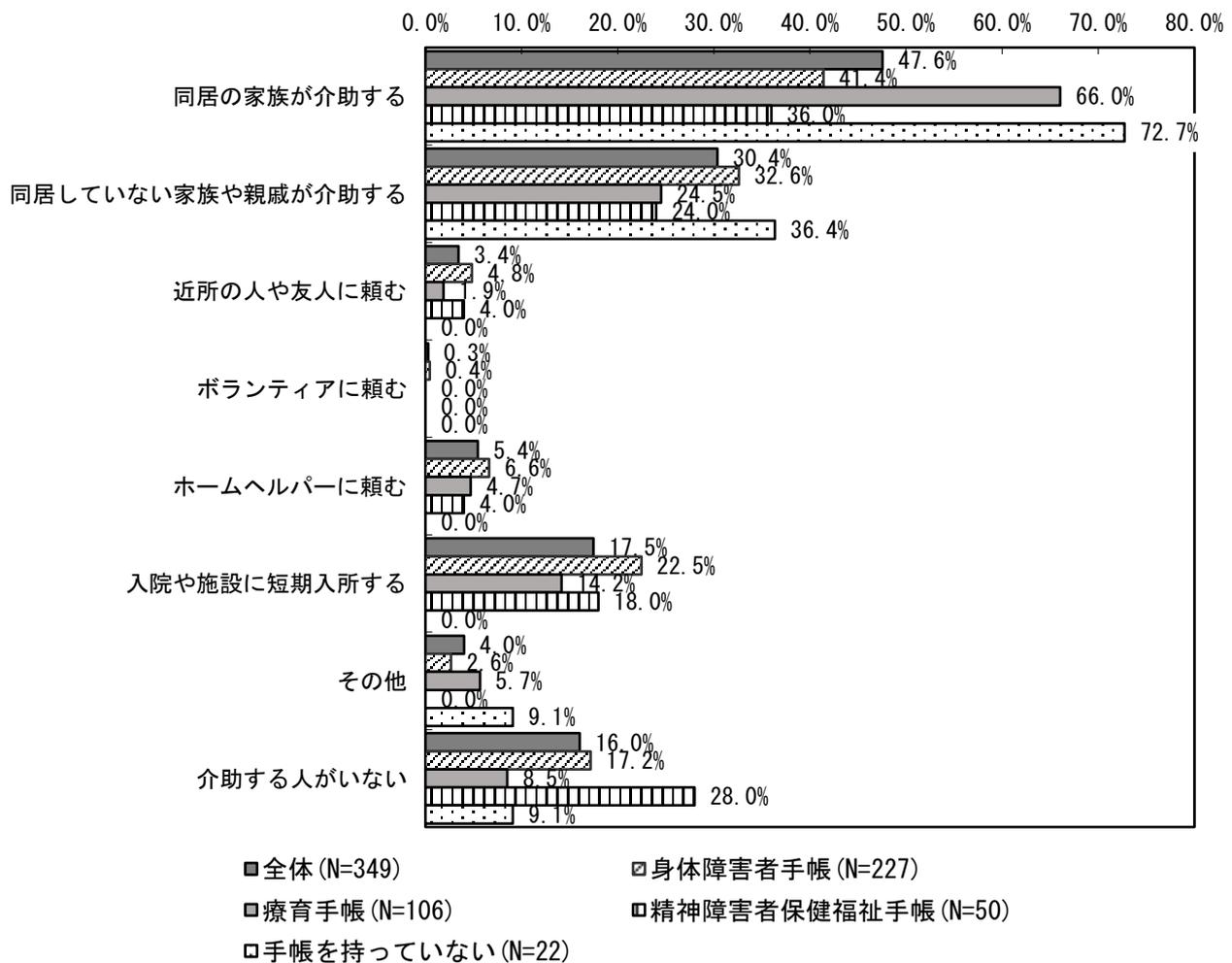
㊸介助者の年齢

介助者の年齢について所持手帳別でみると、身体障害者手帳では「70～79歳」が23.3%、療育手帳では「40～49歳」が29.2%、精神障害者保健福祉手帳では「60～69歳」が32.0%で、手帳を持っていないでは「40～49歳」が54.5%でそれぞれ最も多くなっています。



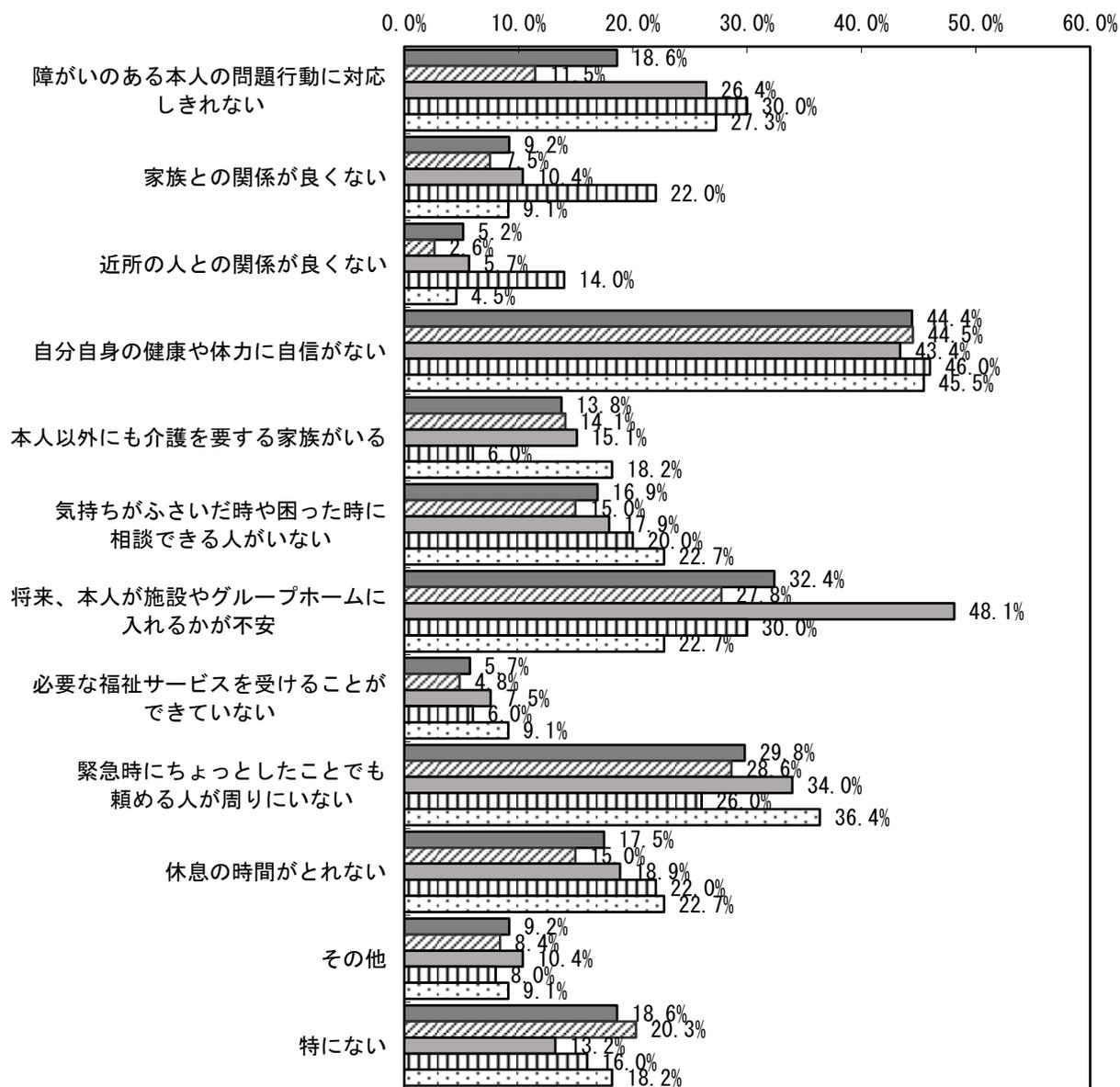
㊦ 介助者が急病など一時的に介助できなくなった場合の対応

介助者が急病など一時的に介助できなくなった場合の対応について所持手帳別でみると、すべての属性で「同居の家族が介助する」が最も多く、3割から7割となっています。



⑳ 介助者が困っていることや不安に思っていること

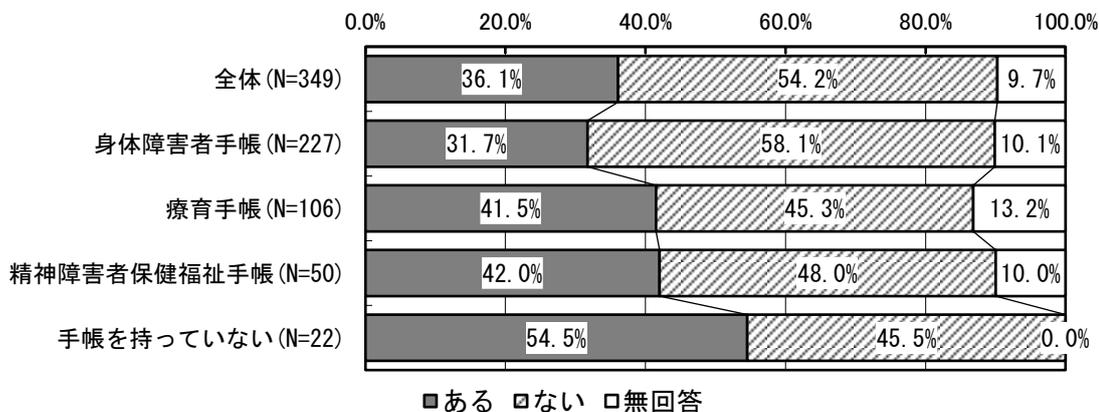
介助者が困っていることや不安に思っていることについて所持手帳別でみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、手帳を持っていないでは「自分自身の健康や体力に自信がない」が最も多く、4割台となっています。療育手帳では「将来、施設やグループホームに入れるかが不安」が48.1%で最も多くなっています。



- 全体 (N=349)
- 身体障害者手帳 (N=227)
- 療育手帳 (N=106)
- 精神障害者保健福祉手帳 (N=50)
- 手帳を持っていない (N=22)

⑨ 介助者が安心して相談できる場所

介助者が安心して相談できる場所があるかどうかについて所持手帳別でみると、「ある」では、身体障害者手帳が 31.7%、療育手帳が 41.5%、精神障害者保健福祉手帳が 42.0%、手帳を持っていないが 54.5%となっています。



主な相談場所

ケアマネジャー (27) かかりつけ医・医療機関 (19) 各障害福祉サービスの職員 (13) 相談支援員 (9) 放課後デイサービスや園・学校の先生 (6) 社会福祉協議会 (5) 総合福祉センターひまわり館 (2) 地域活動支援センターふらっと (2)	市役所 (1) 手をつなぐ育成会 (1) 児童発達支援センターひかりの子 (1) 障害者働き・暮らし応援センター (1) 滋賀県高次脳機能障害支援センター (1) 滋賀県立視覚障害者センター (1)
---	--

4 課題の整理

(1) 障がいへの理解

意識調査結果によると、「障害者差別解消法」の認知度は25.8%となっています。

本市では、合理的配慮や社会的障壁を取り除くための配慮を推進していますが、今後も継続して、地域のあらゆる場所において、障がいへの理解促進と合理的配慮を徹底していくことが必要です。

(2) 生活支援

意識調査結果によると、差別や偏見を感じた経験について「ある」は25.6%となっており、また、「障害者虐待防止法」の認知度は37.5%となっています。

障がいのある人への差別や偏見、虐待は決してあってはならないことであり、市民や事業者等に向けたより一層の啓発や適切な対応が求められます。

本市では、相談事例を通じて関係機関とのネットワーク構築や権利擁護や虐待防止策の連絡調整を行っていますが、今後も継続して取り組む必要があります。

また、事業所調査結果によると、市内で供給が不足していると感じているサービスは、「行動援護」、「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」が5割以上、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「計画相談支援」が約4割以上となっています。本市では、障がいのある人のニーズを的確に把握しながら、必要なサービス量の確保に向けた取組を進めてきましたが、不足している支援については、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、市内事業所だけでなく近隣市の事業所を含めたサービス提供体制を整備していくことが必要です。

(3) 保健・医療

意識調査結果によると、住み慣れた地域で生活するためにあればよいと思う支援について、「経済的な負担の軽減」が60.4%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が47.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が41.0%となっています。また、医療的ケアを受けている人は8.9%となっています。

本市では、障がいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療を図るため、健康診査等の受診率の向上や内容の充実を図ることで障がいの早期発見の徹底に努めていますが、重症心身障がい児や高次脳機能障がいのある人、難病患者等、医療的ケアを必要とする人のニーズを把握するとともに、支援のあり方やサービス提供体制を計画的に確保していくことが必要です。

(4) 療育・保育・教育

意識調査結果によると、通園・通学が不安に感じていることについて、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が 29.5%、「進学のために、本人の状況を説明しなければならない」が 24.8%となっています。

本市では、知的障がいのある子どもや発達障がいのある子ども等においては、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を関係機関で共有し、その活用推奨を積極的に推進するとともに、発達障がいにおいては、子ども発達支援センターと発達障がい者支援センターの連携強化に向け、組織体制や支援体制の再構築に取り組みます。今後も保健・医療・福祉・保育・教育・就労分野等、ライフステージ*に応じた切れ目のない支援が求められています。

(5) 雇用・就労

意識調査結果によると、障がいのある人へあればよいと思う就労支援について、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 62.6%、「職場の担当の指導者や相談員などがついて必要な援助が受けられること」43.0%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 44.1%となっています。

本市では、職場での人間関係など、就労に関する相談窓口の充実と周知に向けた取組を促すとともに、各種就労支援策の活用を促進していますが、職場等における障がい特性への理解などが課題となっています。福祉的就労*の機会の充実や就労後の定着に向けて、障がいのある人への就労支援や働きやすい環境づくりが必要です。

(6) 情報・コミュニケーション

意識調査結果によると、障がい福祉に関する情報の入手先について、「広報、市ホームページ」が 21.9%、「インターネット」が 15.9%、「医療機関」が 14.9%となっています。

本市では、障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、多様な障がい特性やニーズに応じた情報提供に努めていますが、今後も継続して取り組むことが必要です。

(7) 生活環境

意識調査結果によると、将来の暮らし方について、障がいのある人本人は「家族と暮らしたい」が73.7%となっていますが、介助者が困っていることや不安に思っていることについては、「自分自身の健康や体力に自信がない」が44.4%、「将来、本人が施設やグループホームに入れるかが不安」が32.4%となっています。また、介助者が安心して相談できる場所については、36.1%が「ある」と答えています。

また、将来の暮らし方については、「家族と暮らしたい」に次いで、「ひとりで暮らしたい」が12.6%となっており、障がいの有無を問わず、自立した暮らしや将来望む生活ができるような支援についても検討が必要です。

本市では、東近江圏域におけるサービス調整会議において地域移行に関する検討を行っていますが、地域移行に際しての生活の場の確保や当事者及び家族や介助者への支援のあり方について、今後も引き続き検討を行う必要があります。

(8) 社会参加

意識調査結果によると、休みの日などの自由な時間の過ごし方について、「趣味の活動」が35.2%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」が21.2%となっています。

本市では、障がいのある人が、円滑に文化芸術活動や余暇活動、スポーツやレクリエーション活動を行うことができるように一層の推進を図り、生きがいのある生活を送れるよう支援に努めていますが、今後も引き続き取り組む必要があります。

(9) 災害時等

意識調査結果によると、地震など災害が発生したとき避難するのに困ることについて、「避難所までひとりで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が62.0%、「災害時の緊急連絡先・連絡方法がわからない」が24.4%、「災害時の情報入手・連絡の手段がない」が24.0%となっています。また、避難行動要支援者名簿に登録している人は25.9%となっています。

さらに、近所との付き合いの程度について、「あいさつをする程度」が最も多く34.1%となっていますが、あいさつしにくい状況や近所付き合いのなさも伺えます。日常的な地域交流は障がいへの理解や非常時における連携や避難行動にもつながってきます。

本市では、災害発生時や感染症流行等の緊急時に、視覚や聴覚障がいのある人等へ情報が迅速かつ的確に伝わるとともに、車椅子利用者等で自力移動が困難な人や知的障がいのある人等で避難の判断等に迷われる人に対して、地域の関係機関等と連携して、安全かつ適切な避難誘導と救護体制の整備に努めていますが、今後もあらゆる状況を想定して、緊急時の対応や避難計画に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、社会参加と自立に向けた心豊かな人生を過ごすことができるようなまちをつくっていくことが重要です。

障がいのある人の社会参加と自立を考えると、自らの生活は自らが選び、決め、行動するという自己決定権が尊重され、人間としての尊厳を持って地域社会で生活できるよう保障することが、障がい者施策の目標です。

一方、障がいのある人の暮らしを見ると、日常生活の質（QOL）の向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっており、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことのできる社会の実現が求められています。

そのため、本市において実現をめざす「社会のあり方」を次のとおりとします。

1. すべての市民がともに暮らす地域共生社会、地域包括ケアシステム*の実現
2. 障がいのある人（子ども）が地域で安心して暮らせる社会の実現
3. 障がいのある人がその人らしい働き方ができる社会の実現

そこで、「第5期近江八幡市障がい者計画・第6期近江八幡市障がい福祉計画・第2期近江八幡市障がい児福祉計画」の基本理念を踏襲し、地域での助け合いと公的な支援を両輪とし、一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の構築をめざします。

基本理念

**地域の支え合いによって 誰もが自立して
いきいきと暮らし続けられるまち 近江八幡**

2 計画の基本方針

基本理念の内容を実現するため、9つの基本方針を設定し、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

(1) 支え合いによる障がい者支援

地域でともに暮らす障がいのある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの理解を深めることができるよう広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等の様々な機会や状況において、障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がい特性への配慮を行うことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 生活支援の充実

すべての障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくために、必要なサービスを主体的に選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごと等を身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、地域の中で自立した生活を送り、地域活動へ積極的に参加したり交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

(3) 保健・医療の充実

生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が心身の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」に関する不安感を軽減できるよう、継続した保健・医療の量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(4) 療育・保育・教育環境の整備

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れられるよう、就学前施設、学校施設等の環境の改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育*の考えを踏まえ、地域・園・学校における支援体制の整備を推進します。

(5) 雇用・就労の促進

障がいの有無にかかわらず、働くことは自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障がい特性や状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労*（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク*等の関係機関とともに推進します。

(6) 生活を支える情報提供・コミュニケーション支援

障がいのある人が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要です。障がいのある人が、必要な情報を入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた情報のバリアフリー*化を推進します。

また、様々なコミュニケーションが、障がいのある人の地域での安心な暮らしにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。

(7) 生活環境の整備

長期にわたり施設への入所や病院へ入院している障がいのある人の地域移行を推進するため、また、重度障がいのある人でも地域での暮らしを選択でき、安心していきいきと生活していくために、住まいの確保等の支援や一人暮らしをしている障がいのある人等の地域定着支援の推進を図り、緊急時等のサポート体制の整備に取り組みます。

また、快適な生活環境を整えるため、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザイン*の導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心・安全に生活できるよう公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

(8) 社会参加と自己実現のための活動機会の充実

社会参加促進のために、必要な各種の福祉的人材の確保を推進し、誰もが社会参加しやすい体制と環境の整備に努めます。

また、障がいのある人が、円滑に文化芸術活動や余暇活動、スポーツ、レクリエーション活動を行えるよう一層の推進を図り、生きがいのある生活を送れるよう支援に努めます。

(9) 災害時等における障がい者支援

震災、風水害、土砂災害、火災等の災害発生時や緊急時に、視覚や聴覚に障がいのある人等へ情報が迅速かつ的確に伝わるとともに、車椅子使用者等で自力移動が困難な人や知的障がいのある人等で避難の判断等に迷われる人に対して、地域の関係機関等と連携して、安全で適切な避難誘導と救護体制を確立します。

また、障がいのある人を狙った犯罪を未然に防止するために、防犯意識の高揚を図るなど必要な対策を推進します。

さらに、感染症の発生時等における感染症拡大防止のため、各事業所へ迅速に情報提供を行うとともに、地域住民や関係機関との連携により、地域全体での支援体制の構築を図ります。

3

計画の体系

基本理念	基本方針	施策
地域の支え合いによって 誰もが自立して 暮らし続けられるまち 近江八幡	1 支え合いによる 障がい者支援	(1) 障がいや障がい者に対する理解の促進 (2) 福祉教育の充実 (3) ボランティア活動の推進
	2 生活支援の充実	(1) 訪問系サービスの充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 相談支援の充実 (4) 地域生活支援の充実 (5) 差別の解消、虐待防止や権利擁護の推進
	3 保健・医療の充実	(1) 障がいの要因となる疾病等の予防と早期発見 (2) 自立支援医療と難病対策の充実
	4 療育・保育・教育環境の 整備	(1) 早期療育の推進と療育機能の充実 (2) 障がい児保育の充実 (3) インクルーシブ教育の推進 (4) 保育士・教諭・教員等への障がい理解の浸透
	5 雇用・就労の促進	(1) 障がい者雇用の啓発と雇用の場の拡大 (2) 就労定着支援と相談支援体制の充実 (3) 福祉的就労支援の充実
	6 生活を支える情報提供・ コミュニケーション支援	(1) 情報提供体制の充実と情報バリアフリー化の推進 (2) コミュニケーション支援の充実
	7 生活環境の整備	(1) 地域移行や地域定着支援の推進 (2) 居住の場の整備の推進 (3) すべての人にやさしいまちづくりの推進 (4) 移動支援の充実
	8 社会参加と自己実現 のための活動機会の充実	(1) 人材確保と社会参加しやすい環境整備の推進 (2) 文化芸術、スポーツ等の活動の普及と推進 (3) 当事者活動と交流活動の促進
	9 災害時等における 障がい者支援	(1) 災害時における支援体制の強化 (2) 防犯対策の推進 (3) 感染症対策の推進

第4章 施策の推進

基本方針1 支え合いによる障がい者支援

(1) 障がいや障がい者に対する理解の促進

方向性

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、様々な合理的配慮に向けた取組を進めます。

今後の取組 ★は重点取組

①合理的配慮の促進

- 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、個人に対しても合理的配慮の提供*を求めるとともに、社会的障壁を感じられたときの相談先である地域アドボケーター*（滋賀県地域相談支援員）の周知を図ります。
- 障がいのある人を画一的に判断することなく、障がい特性や障がい程度、障がい原因等により個々に違うことを正しく理解するための研修に取り組みます。
- ★○「障害者差別解消法」の改正により、事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されたことから、事業者に対する普及・啓発を促進します。

②啓発・普及の推進

- 市広報紙や市ホームページ等、多様な情報媒体を通じた啓発を推進します。
- ★○当事者による主体的な情報発信などの自己表現できる機会の確保に努め、講演会を実施するなどの啓発活動を推進します。
- ★○障害者週間等で開催する各種イベントにおいて、障がい福祉をテーマとした啓発活動を当事者団体等と連携しながら推進します。
- 外見からわかりにくい障がいについて、周囲の人に認識してもらうよう身につけているマーク（ヘルプマーク*等）のさらなる普及を促進します。
- 研修を通じて市職員の障がいや障がい者に対する理解を促し、学んだことを各職場の施策に活かしていきます。

③地域共生社会の推進

- 地域で困っている人の問題を「我が事」として参画できる住民を増やすため、地域の課題を学ぶ機会を増やすことで自分が暮らす地域への関心につなげます。
- 地域での個別の課題を「丸ごと」受け止め、解決していく体制整備に向け、福祉・保健医療・地域等の地域福祉活動の人材を活用できるように取り組みます。

(2) 福祉教育の充実

方向性

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めていけるよう、障がいへの理解を深めるための福祉教育活動に取り組んでいきます。

今後の取組 ★は重点取組

★○保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等において、障がいのある人と直接交流を持つ機会を設けるなどの福祉体験活動を充実させることを通して、個々の違いを認め合い、個々の人権を尊重した障がい者への理解の普及をめざします。

○小中学校で、障がい児への理解をはじめとする福祉教育を推進するため、福祉体験活動等への指導・支援を行っていきます。

(3) ボランティア活動の推進

方向性

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

今後の取組

○地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会における障がいのある人（子ども）の支援に視点をあてたボランティア活動を促進します。

基本方針2 生活支援の充実

(1) 訪問系サービスの充実

方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、訪問系サービスを充実させるとともに、障がい特性に合わせて総合的に提供します。

今後の取組 ★は重点取組

- ★○障がいのある人の利用ニーズを把握し、自己選択・自己決定のもと主体的な生活を送れるようサービス提供体制の整備に努めます。
- 今後も個々の状況に応じた支援が行えるよう、ヘルパー事業所間の連携や相談支援事業所との連携の充実を図ります。
- 障害福祉サービス提供事業所における従事者のスキル*アップを図るため、各サービス提供事業者に向けて、県や圏域で開催される各種研修会や講座、講演会等の情報提供を今後も継続して行います。

(2) 日中活動系サービスの充実

方向性

障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域における多様な日中活動の場の充実を図っていきます。

今後の取組 ★は重点取組

- ★○新規事業所の参入を促し、誰もが参加しやすい日中活動の環境づくりや場の拡充を図ります。
- 適切な作業内容の設定や個別支援計画の作成、モニタリング*等を通じて適切な支援が行われ、より一層サービス提供の適正化が図れるように事業所との連携に努めます。
- ★○障がいのある人等に日中の活動の場を提供し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息（介護者のレスパイト*）、負担軽減を図ります。
- 専門性の高い研修会を独自に開催することは難しいため、県や圏域で開催される研修会等の情報提供を行うとともに、研修が受講しやすくなるように支援を進めていきます。

(3) 相談支援の充実

方向性

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉・教育・就労分野の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援や、障がいのある人が相談しやすい体制の整備と充実を図ります。

今後の取組

★は重点取組

①相談支援体制の強化

- ★○関係機関と連携を図り、地域における総合的な相談体制の充実を図るため、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置をめざします。
- 相談員のスキルアップに努めるとともに、地域課題に対する取組や、多問題家族やひきこもり、虐待ケースにも対応できるように体制整備を推進します。
- 重層的支援体制整備事業*の実施等により、出生時からの医療・保健・教育・福祉・労働等の関係主管部署間の連携強化に向けた取り組みを行い、包括的な相談支援体制の整備を進めます。
- 地域で安心して生活できる環境を整備するために、行政と緊密な連携が可能な民生委員児童委員や身体・知的障がい者相談員の役割が発揮できるよう相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人やその家族に対して、障がいに対する受容と周囲への理解を進めるための相談支援を行います。
- 障がいのある人やその家族が安心して相談できる窓口の設置及び周知に努めます。

②相談支援事業所及び従事者の確保・育成

- 障がいのある人の相談支援従事者の質の向上につながるよう、研修会等を開催し、今後も人材育成について取り組みます。
- 相談支援のニーズに対応するため、計画相談事業所の新規参入促進や相談支援専門員の増員に取り組み、各種障がいに対応できる総合相談を行うため、人員配置を含めた体制の確保に努めます。

(4) 地域生活支援の充実

方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、本市が実施する福祉サービスの周知に努めるとともに、福祉サービスの基盤整備と質の向上及び発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者への支援の充実を図ります。

今後の取組

★は重点取組

- 利用者のニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、障がいの特性に応じた日常生活用具の給付等によって日常生活の利便性を高めます。
- 地域活動支援センターにおいて、創作的活動及び生産活動の機会を提供するとともに社会との交流の促進等を行い、障がいのある人が生きがいを持てる地域生活の充実に努めます。
- これまで難病患者対策として取り組んできた難病患者等日常生活用具給付事業、ホームヘルプ事業、短期入所事業は、「障害者総合支援法」に基づく事業として一層の充実に努めるとともに、併せて小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業を実施します。
- 移動支援事業において、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上、必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
- ★○日中一時支援事業において、提供できる事業所を増やすとともに、家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
- 入浴サービス事業において、提供できる事業所を増やすとともに、地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや施設での入浴サービスの提供を行います。

(5) 差別の解消、虐待防止や権利擁護の推進

方向性

障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度等の利用を推進します。
また、障がい者虐待の防止及び早期発見のための体制を整えます。

今後の取組

★は重点取組

①障がいのある人の差別解消に関する相談支援

★○障がいのある人とその家族、その他の関係者から寄せられる、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い*」や「合理的配慮の不提供」の相談事案に関して、事実確認や問題解決に向けた助言、調整等を行います。

②障がい者虐待防止のための支援

- ★○障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制を整備します。
- 障がい者虐待への迅速な対応を行うため、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に備え、事前に障害者支援施設等に居室の確保を依頼する等、障がいのある人の受け入れを支援する体制を整備します。
- 障がい者虐待発生時の対応後、引き続き適切な支援を行うため、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の防止に関する専門的知識、援助技術についての理解を深めるとともに、支援者の研修への参加を促し、専門性の強化を図ります。

③人権・権利擁護等の推進

- 社会福祉士及び弁護士からなるチームによる福祉、法律等の専門的知識、経験を生かした助言等を行う支援体制を維持します。
- ★○権利擁護や虐待防止のため、相談・啓発活動等に取り組みます。
- 施設における虐待などの権利侵害を未然に防止するため、東近江あんしんネットワーク事業を推進します。
- 成年後見制度利用の適正化と利用促進を図るため、「成年後見制度利用促進法」に基づく中核機関を設置し、制度の広報・周知や制度利用に関する相談、後見人支援等を行います。
- 知的障がいのある人や精神障がいのある人などに対し、日常生活の金銭管理を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実に努めます。

基本方針3 保健・医療の充実

(1) 障がいの要因となる疾病等の予防と早期発見

方向性

肢体不自由のある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、発達の遅れや疾病を早期に発見し適切な支援や療育につなげます。

また、糖尿病等の生活習慣病による合併症等、障がいの原因となる疾病の予防に努め、広報等による啓発を強化するなど、より多くの市民が各種健康診査やがん検診を受診することができるよう努めます。

今後の取組

★は重点取組

- ★○障がいの原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・治療を図るため、市民の健康意識や健康への理解を高め、市民自らが生活習慣を見直したり健康診査を受診するなど生活習慣病を予防する行動がとれるよう働きかけます。
- 早期療育のスタートとして、発達障がいの診断ができる医療機関等との連携により、乳幼児健診や相談の充実を図り、早期発見に努めます。

(2) 自立支援医療と難病対策の充実

方向性

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーション*が重要な役割を果たしています。そのため、専門性の高いリハビリテーションや医療サービスが受けられるよう、地域の医療機関との連携を図ります。

今後の取組

①自立支援医療の充実

- 制度の周知徹底と利用促進を図り、自立支援医療費助成と各種の福祉医療費助成を行い、障がいのある人やその家族の医療費の負担軽減をめざします。
- 医療を含めて常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う療養介護のサービス提供を行います。

②難病対策の充実

- 難病患者支援については、専門医療機関との医療連携や保健所、滋賀県難病相談支援センター等と連携に努めます。

基本方針4 療育・保育・教育環境の整備

(1) 早期療育の推進と療育機能の充実

方向性

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討します。

今後の取組 ★は重点取組

- 障がいの早期発見、早期療育のため、保護者に対する障がい受容と、障がいに対する知識の啓発活動を推進します。
- 発達障がいのある子どもの子育て経験のある親がその経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレントメンター*の養成を行います。
- ★○本市に在住の0歳から義務教育修了時までのすべての障がいのある子どもを対象として、保健・福祉・教育等の関係機関が密接に連携し、一人ひとりに合わせた継続的な支援を実施します。
- 本人のライフステージに応じた切れ目のない、円滑で継続した支援を受けるため、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を関係機関で共有し、その活用を積極的に推進していきます。
- 発達障がいについては、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実が不可欠であり、子ども発達支援センターと発達障がい者支援センターの連携強化に向け組織体制や支援体制の再構築に取り組みます。
- 障がいのある子どもの自主性と社会性を高め、日常生活への適応能力を高めるため、療育機能の充実を図ります。

(2) 障がい児保育の充実

方向性

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等の指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な障がい児への福祉サービスによる支援体制の充実を図ります。

今後の取組

★は重点取組

- ★○集団保育の中で一人ひとりの発達を保障するため、すべての障がいのある子どもがより適切な環境の中で保育が受けられるよう、保育所、認定こども園、幼稚園等や専門機関と保護者との連携を図ります。
- 適切な保育を受けることができるよう、専門職の配置や、研修による職員の専門性の向上を図ります。
- 地域や家庭での養育環境を整備するため、子育て相談の充実を図ります。

(3) インクルーシブ教育の推進

方向性

個別の教育的ニーズがある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを引き続き進めていきます。

また、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて体制の整備を図ります。

今後の取組

★は重点取組

①学校等のバリアフリー化の促進

- ★○障がいのある子どもが学習面や生活面で支障をきたさないよう、学校施設等のバリアフリー化を進めます。

②教育内容等の充実

- 障がいのある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、小中学校において指導や支援の充実と改善を図ります。
- ★○障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学べる環境を整備するため、「副次的な学籍制度*」による交流及び共同学習を推進します。

(4) 保育士・教諭・教員等への障がい理解の浸透

方向性

保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等における障がいのある子どもの受け入れが進み、障がい児保育・障がい児教育の専門性を備えた人材の養成が保育・教育現場では求められています。

障がい種別や特性に応じた指導ができるよう、障がいへの理解を進めるとともに、研修機会の充実と支援体制の向上を図ります。

今後の取組

★は重点取組

①研修機会の充実

○障がい種別や特性等に応じた専門的な指導や障がいの多様化に対応できるように保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小中学校教員を対象に、障がい児への理解や指導方法等の実践的な研修や支援を進めていきます。

②支援体制の向上

○担当の保育士や教諭・教員が一人で抱え込まないように、特別支援教育コーディネーター*が中心となって、園所・小中学校で組織的な支援の実施に努めます。

★○発達段階に応じて適切な発達支援を行い、専門職間の連携を強化するため、保育・教育現場の保育士・教諭・教員等の発達支援への理解を深め、引き継ぎ時の連携や引き継いだ情報の活用を推進します。

基本方針5 雇用・就労の促進

(1) 障がい者雇用の啓発と雇用の場の拡大

方向性

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がいのある人の能力や適性に応じた就労の場を確保します。

また、雇用拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策を充実します。

今後の取組

★は重点取組

①就労への支援

- 滋賀県障害者職業センターが実施するジョブコーチ*支援や、ハローワークが実施するトライアル雇用*等の各種就労支援策を周知するとともに、企業との連携により、一般就労への移行に努めます。
- 障がいのある人が働きやすい環境をつくっていくため、商工会議所や商工会と連携を図り、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行うとともに、障がいのある人を雇用する企業の合理的配慮の実施を働きかけます。
- ハローワーク等において、障がいの特性に応じた就職先の斡旋ができるよう、就労相談の充実を求めるとともに、就職から職場定着まで一貫した支援の推進とマッチング機能の向上を求めます。
- 働き・暮らし応援センター*との連携を強化し、センターの機能の充実を支援するとともに、学校や就労移行支援事業所、ハローワーク、企業など、関係機関とのネットワークの構築を図り、障がいのある人の地域での就労における自立と社会参加を促進します。
- 雇用の場の確保を図るため、障がい者雇用率の向上に向け、企業に対して働きかけを行います。

②学校における就職や進路への支援

- 学校における体験実習や就労に必要な知識の向上や訓練など、就労するための支援の充実を求めるとともに、基本的な生活習慣の確立や進路指導の充実、進路の確保に向けて取り組みます。

③公共事業の積極的な委託

- ★○障がい者雇用の促進に向けて、行政が障がいのある人の雇用の場の確保や職場体験実習の受け入れ、作業所製品の販路拡大等の支援を行うとともに、障がいのある人の就労収入の向上を図れるよう、官公需*の優先発注を推進します。

(2) 就労定着支援と相談支援体制の充実

方向性

相談窓口の周知などの相談支援体制の充実を図るとともに、各関係機関と連携し、障がいのある人の職場定着に向けた職場環境の改善等を図っていきます。

今後の取組

★は重点取組

- 障害福祉サービスにおける就労定着支援、ハローワークが実施しているトライアル雇用や障害者職業センターが行うジョブコーチ支援等を活用しながら、職場定着支援を行います。
- ★○事業主や職場に対し、障がいへの理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 就労サポーター*による職場適応、職場定着支援、職場環境の改善提案の推進に努めます。
- 働き・暮らし応援センターと一般相談支援事業所が連携し、職場や仕事についての悩みなどの相談援助や健康管理、生活リズムを維持するための支援、職場訪問による職場適応やコンサルテーション*をすることで職場定着を支えるように努めます。

(3) 福祉的就労支援の充実

方向性

就労を希望する障がいのある人のために福祉的就労の機会は重要です。

日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する関係機関を通じて、今後も需要を把握するとともに、広報活動や整備の促進に向けた取組を進めます。

今後の取組

★は重点取組

- ★○企業等での就労が困難な障がいのある人に対し、身近な地域において就労継続支援（A型、B型）事業所や社会的事業所等の福祉的就労の場を確保します。
- 農福連携等の取組により、福祉的就労における作業内容の拡大を検討します。
- 民間企業等から業務の委託や発注に関する相談があった場合には、サービス事業所等への協力を要請し、作業内容の拡充に努めます。

基本方針6 生活を支える情報提供・コミュニケーション支援

(1) 情報提供体制の充実と情報バリアフリー化の推進

方向性

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な提供に努め、情報バリアフリー化を推進します。

今後の取組

①情報提供の充実

- 各事業所のサービス内容などの一覧表の作成・配布や、相談支援事業を活用した情報提供の充実を図ります。
- 文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人のために、音声訳のわかりやすい方法でCDに録音した「声の広報」など、日常生活を送る上で必要性の高い情報を定期的に提供します。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）」の理念に基づき、点字図書・CD図書・拡大図書の給付制度や貸出、サピエ図書館*を利用した音声データ、電子書籍の入手方法等、視覚障がいのある人等へ周知を図り、活用を呼びかけます。
- 障がいのある人に対する各種サービスの出発点となる手帳交付についての周知と、手帳交付時に福祉サービスの手引きなどの一覧表や各種パンフレット等を活用し、情報提供の充実を図ります。

②多様な情報発信の促進

- 相談窓口で視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人等に対する情報支援を図るため、情報支援機器の設置を進めます。
- 庁内窓口で耳マーク*を設置し、筆談を求めやすい環境を整備するとともに、耳マークの個人カードを発行して他の場所での筆談要請を行いやすくするよう努めます。
- 講演会や説明会などにおいて、ヒアリンググループ*やOHP*、OHC*、パソコン点訳、ノートテイク*などその場所、その人に適した方法で文字情報の提供に努めます。
- ケーブルテレビを活用した情報番組の作成については、可能な限り手話通訳の画面挿入や文字情報のテロップ*挿入の推進に努めます。

③情報入手方法の確立

- 情報アクセシビリティ*の保障の充実を図り、障がい特性に応じた情報入手方法の確立を進めます。
- ICT機器等の情報通信機器を使えない高齢者や障がいのある人も、等しく情報の入手ができるよう支援策を検討していきます。

(2) コミュニケーション支援の充実

方向性

障がいのある人の意思疎通の充実を図るため、障がい種別・障がい特性に応じたコミュニケーション手段による支援の確立を図り、様々なイベントや地域交流等の活動に参加しやすい環境を整えます。

今後の取組

★は重点取組

① コミュニケーション支援

- 障がい特性に応じたコミュニケーション手段である、手話、触手話*、要約筆記、筆談、字幕、手書き文字、点字、指文字、音訳、拡大文字、白黒反転文字、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、絵図、絵文字、記号、身振り、口文字、代用音声（咽頭摘出等により使用するもの）、文字盤、意思伝達装置、パーソナルコンピューター等のICT機器、その他の障がい特性に応じて利用される意思等の伝達手段の選択や利用機会の確保を図るとともに、情報の受信・発信のための手段の確保を図り、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を支援します。
- 視覚、聴覚、音声・言語障がいのある人には、日常生活用具等の給付を促進します。

② コミュニケーション支援従事者の確保

- 人材育成を主として担う県と連携をとりながら、点字・点訳、拡大写本、手話、要約筆記、対面朗読などのボランティアの養成を図り、市登録コミュニケーション支援従事者の充実を図ります。
- 触手話などを必要とする盲ろう者のコミュニケーション支援については、人材育成を主として担う県と連携を取りながら、盲ろう者通訳・介助員の確保に努めます。

③ 啓発・普及の推進

- ★○それぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段があることから、啓発リーフレットや「障がいのある人に対する情報保障のためのてびき」を活用し、合理的配慮の提供に向けた啓発を行います。

基本方針7 生活環境の整備

(1) 地域移行や地域定着支援の推進

方向性

障害者支援施設から退所及び精神科病院等から退院した障がいのある人や、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた地域移行や地域定着の支援を行っていきます。

今後の取組 ★は重点取組

- ★○施設からの退所や病院から退院する人に対して住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための同行支援等、地域での生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
- 施設入所者や病院入院者から地域移行が可能と見込まれる人を積極的に掘り起こす仕組みについて、医療機関等の関係者で検討していきます。
- 家族との同居から一人暮らしに移行する場合やグループホーム、精神障害者生活訓練施設から移行する場合の支援についても推進します。
- ピアサポーター*との協働について相談支援事業所等の関係機関と連携の上、検討していきます。
- 居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

(2) 居住の場の整備の推進

方向性

障がいのある人が地域で安全に生活を営むため、居住場所の確保と居住環境の整備を行います。

今後の取組 ★は重点取組

①居住場所の確保

- ★○障がいのある人の生活環境を確保し、地域生活を支援するため、入所施設からの地域移行も踏まえグループホーム等の整備を推進します。
- ★○特に強度行動障がい、重症心身障がいや医療的ケア等に対応できるグループホームの整備を促進します。
- 市の資源や民間の空き家を活用した、新たな生活の場の整備について支援します。

②居住環境の整備

- 在宅重度障がい者の日常生活を容易にするため、住宅改造助成や地域生活支援事業の日常生活用具給付事業により住宅改修費を助成します。

(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進

方向性

公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉のまちづくりを推進します。

今後の取組

★は重点取組

- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって安全かつ快適な生活環境づくりを推進します。
- ★○オストメイト*を表す案内用図記号（オストメイトマーク）をはじめとする障がい者マークについて普及を図り、正しい理解に向けて啓発を推進していきます。
- 点字ブロックの敷設、音声誘導装置（チャイム）等についての設置目的や必要性の理解・啓発を推進します。

(4) 移動支援の充実

方向性

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる重要な移動手段であることから、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策を推進することにより、安心して街中を移動できる施設整備や障がいのある人に対する移動支援の充実を図ります。

今後の取組

★は重点取組

- ★○屋外での移動が困難な障がいのある人の自立生活、社会参加を促進するため、利用者の障がいの特性・程度に応じた移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人の就労や社会参加を促進するため、自動車運転免許取得や自動車の改造に要する費用の一部助成を行います。
- 関係機関との連携を図り、公共交通機関を安心・安全に利用できるようサービスの向上を促進します。

基本方針8 社会参加と自己実現のための活動機会の充実

(1) 人材確保と社会参加しやすい環境整備の推進

方向性

障がいのある人の地域生活と社会参加を促進するには、在宅生活や社会活動を支援する人材の確保が必要です。福祉サービス充実のためにも、福祉人材の確保に取り組めます。

障がいのある人が地域活動等に参加しやすいよう、施設のバリアフリー化や駐車場の確保等の環境整備を進めていきます。

今後の取組

★は重点取組

①人材の育成

○障がいのある人が積極的に社会参加できるように、ボランティアや支援者の確保を促進します。

★○福祉人材の確保に向けて、福祉の魅力を発信する取組を進めます。

②社会参加

○市の公共施設において、施設のバリアフリー化や駐車場の確保など、障がいのある人が参加しやすい環境の整備を図ります。

○身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）は、障がいのある人の自立と社会参加に欠かせないパートナーであるため、店舗等への同伴受け入れ等についての普及啓発を推進します。

○障がいのある人が地域とのつながりの場を増やすため、可能な範囲で地域ボランティア活動の参加を促す取組を行います。

(2) 文化芸術、スポーツ等の活動の普及と推進

方向性

生涯学習や文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり、生活の質の向上を図るための大きな役割を果たします。

障がいのある人々が生涯を通じて、教育・文化・スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様なニーズに対応した取組を行い、社会的活動への参加促進を図ります。

今後の取組

★は重点取組

- 障がいのある人の文化芸術活動を振興するため、各種文化芸術活動教室等を開催します。
- 国内だけでなく、海外でも高く評価されているアール・ブリュット関連の取組（障がいのある人の表現活動）を広く知ってもらうため、情報発信を推進します。
- 障がいのある人が自主的にかつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種別や程度に応じた必要な配慮を行い、スポーツ所管課との十分な連携のもと、障がい者スポーツの推進や普及啓発を図ります。
- ★○障がいのある人の体力増強や交流、余暇活動を支援し、障がいのある人が安心して楽しく参加できるスポーツやレクリエーション等の教室を開催するとともに、情報提供の充実を図ります。
- 障害者週間にちなむ集いの開催や展示会を開催します。

(3) 当事者活動と交流活動の促進

方向性

障がいのある人同士のふれあいやコミュニケーションの場を確保するとともに、参加を促進し、障がいのある人の自主的な交流活動の促進を図っていきます。

今後の取組

- 障がい者団体の自主的活動への支援を図ります。
- 障がいのある人同士だけでなく、地域住民とのふれあいやコミュニケーション、交流の輪を広げるため、地域の社会活動への参加を促し、各種交流イベントを実施します。
- 障がい者施設でのお祭りやイベント等へ地域住民に積極的な参加を促し、交流の促進を図ります。
- 障がいのある人の家族同士の交流活動や自主活動への支援を図ります。

基本方針9 災害時等における障がい者支援

(1) 災害時における支援体制の強化

方向性

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、地域住民による避難訓練の実施や自主防災組織等との連携、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備などの防災対策を充実します。

今後の取組

★は重点取組

①防災対策の支援

- 市のメール配信サービス「近江八幡タウンメール*」により、災害情報を登録者の携帯電話やパソコンなどに配信します。
- 感染症の流行により自治会・自主防災組織等の防災訓練などが制限され、防災体制が鈍っている状況にあることから、防災に係る啓発や市防災総合訓練・地域防災研修・出前講座を通じて防災体制の再活性化を図ります。
- 避難行動要支援者の登録に向けて、登録の重要性を周知するとともに、障がい特性に配慮したきめ細やかな啓発を行います。
- ★○行政関係課や相談支援事業所などの福祉専門職との連携、地域の避難支援等関係者（民生委員児童委員や自治会、自主防災組織等）への周知を行い、避難行動要支援者に対する障がい特性や生活状況に応じた災害時の個別避難計画の作成を促進します。
- 市障がい児者地域自立支援協議会*において、市の関係部署や市社会福祉協議会及び地域と連携を密にしながら、避難訓練や避難所運営体験等の取組を行います。
- 各種防災訓練において障がいのある人の参加を促進し、障がい特性を踏まえた訓練が実施されるよう働きかけます。

②福祉避難所の整備

- ★○大規模災害の発生時において、特別な配慮を必要とする障がいのある人等の避難行動要支援者の受け入れを図るため、関係機関と連携の上、福祉避難所の環境整備とともに新たな福祉避難所の指定を行います。
- 福祉避難所において、人材の配置、緊急支援物資の供給や専用トイレの設置、情報コミュニケーションの保障等、障がいのある人が安心して過ごせる避難所環境を整備します。

(2) 防犯対策の推進

方向性

障がいのある人が、地域で安心・安全に生活できるよう防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や自治会、自主防犯組織等の関係機関と連携を図ります。

今後の取組

- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、地域住民や自治会、自主防犯組織等と連携の上、地域での啓発活動や見守り活動の推進を図ります。
- 消費者被害を防ぐため研修会等を開催し、啓発を図ります。
- 聴覚や言語に障がいのある人のため、「110 番アプリ」、「メール・ファックス 119 番」、「Net119 緊急通報システム*」について、関係機関と連携の上、制度の普及に努めます。
- 市のメール配信サービス「近江八幡タウンメール」の不審者情報の登録者に情報提供します。

(3) 感染症対策の推進

方向性

感染症の発生時等において、地域住民や関係機関との連携により、感染予防対策の実施と充実に努めます。

今後の取組

- 市が作成した感染予防マニュアルや地域行事等の開催に係るガイドラインに基づき、感染予防対策に努めます。
- 感染症の流行期には、保健所や医療機関と連携の上、感染予防に努めるとともに、必要な対策や支援の充実に取り組みます。
- 感染症に対して、正しい理解の促進と啓発を行います。

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標

1 障がい福祉計画の成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行（地域移行者数）
- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減（施設入所者数）

近江八幡市の目標設定における考え方

滋賀県では、令和8年度年度末における地域生活への移行者数について、これまでの状況を勘案し、地域移行の実績等から目標値を推計するのではなく、市町の目標値を積み上げた総数を滋賀県の目標としています。

本市において施設入所者数については、令和5年度の施設入所者数が64人であることを踏まえて、その5%の削減を目標とし、施設入所から地域生活へ移行する人数については、現在、地域移行検討中の人数を踏まえて1人削減とします。

また、県の独自目標である、令和8年度末の県外福祉施設の入所者数について、1人が県内入所施設へ移行することとします。

項目	令和4年度末 【基準値】	令和8年度 【目標値】
施設入所者数	62人(A)	61人(B)
施設入所者の減数(A-B)	-	1人
施設入所から地域生活へ移行する人数 ※(A)のうち令和8年度末までに地域生活に移行する人の数	-	1人
県外入所施設から県内入所施設への移行者数	-	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- 現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者、地域移行生活への移行後に地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者の数の見込みを設定する。

近江八幡市の目標設定における考え方

本市では、国及び県の目標に準じて、本市で実施している地域ケア会議を協議の場と位置付け、以下のとおり目標設定します。ただし、地域ケア会議への医療機関の参加は令和5年度からのため、令和4年度実績は、前計画で協議の場としていた東近江圏域サービス調整会議精神部会の値とします。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	8回	2回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人	2人	2人	2人
精神障がい者の共同生活援助	21人	23人	25人	27人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） 【新規】	3人	3人	3人	3人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 各市町村において地域生活支援拠点*等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- 各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

近江八幡市の目標設定における考え方

本市では、平成31年4月に地域生活支援拠点のハード面の整備は完了していますが、相談支援をはじめ、地域の体制づくりや専門的人材の育成・確保等の機能面の整備が整わず、地域生活支援拠点としての指定はできていません。

地域生活支援拠点については、市障がい児者地域自立支援協議会内の「障がい福祉施設整備検討部会」において、令和8年度末までの指定に向けて検討協議を行います。それに伴い、運用状況の検証・検討は、指定の翌年度以降（令和9年度以降）に行うこととします。

また、強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備については、市内における強度行動障がい者向けグループホームの整備計画に基づき、下記のとおり目標設定します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
運用状況の検証・検討回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
機能充実に向けてのコーディネーター等の配置【新規】	—	0人	0人	1人
強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備【新規】	—	1箇所	1箇所	2箇所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成する。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成する。
- 就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、令和8年度までに、就労継続支援A型は令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型は概ね1.28倍以上をめざす。

近江八幡市の目標設定における考え方

本市では、国及び県の目標に準じて、以下のとおり目標設定します。

項目	令和3年度末 【実績値】	令和8年度 【目標値】
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	6人	7人
うち、就労移行支援事業を利用していた者	5人	6人
うち、就労継続支援A型を利用していた者	1人	1人
うち、就労継続支援B型を利用していた者	0人	0人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 総合的・専門的な相談支援体制の強化および基幹相談支援センターの設置
 - ・相談支援体制を強化するため、令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置を含む。）するとともに、基本指針別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
 - ・基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
 - ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、基本指針別表第一の九に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

近江八幡市の目標設定における考え方

滋賀県では、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置について、取組を進めてきたところであるため、引き続き、令和8年度までに未設置の市町における同センターの設置と既設の地域を含めた相談支援体制の充実・強化に向けた取組を進めることとしています。また、県独自の活動指標として、計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員の必要数の見込みを設定することとしています。

本市においては、基幹相談支援センターが未設置のため、国及び県の目標に基づき、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置をめざします。

また、相談支援体制の充実・強化については、令和4年度の相談実績をもとに、以下のとおり目標設定します。

県独自の活動指標である計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員の必要数の見込みについては、本計画で見込む各年度末の計画相談支援及び障害児相談支援の利用者数と相談支援専門員によるひと月当たりの支援件数の目安から、以下のとおり目標設定します。

項目		令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	
基幹相談支援センター設置の有無		無	無	無	有	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件	6件	
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	1件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	0回	1回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	0回	1回	
	主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人	1人	
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	0回	1回	1回	
		参加事業者・機関数	延0件	延12件	延12件	延12件
	専門部会	設置数	4部会	3部会	3部会	3部会
		実施回数	0回	1回	1回	1回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数		30人	35人	40人	45人	

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針

○令和8年度末までに、下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・ 計画的な人材養成の推進
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・ 指導監査結果の関係市町との共有

近江八幡市の目標設定における考え方

滋賀県では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ各市町職員1名以上参加すること、障害者自立支援審査支払等システム等により確認できるエラー及び警告事項を分析し、過誤請求等の防止のために、事業者等へ説明、助言等を実施すること等により体制の構築を図ることを想定しています。

本市では、国及び県の目標に準じて、以下のとおり目標設定します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】
サービスの質の向上を図るための体制の構築	実施済	実施済	実施済	実施済
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	7人	7人	7人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	1回

2 障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター*の設置

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

②障害児の地域社会への参加・包摂を推進する体制の構築

○障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進するため、各市町または圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町において、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

○重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

○市町単独での確保が困難な場合には圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県および各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

○市町単独での確保が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

近江八幡市の目標設定における考え方

本市においては、国の指針に基づき、以下のとおり目標設定します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援センターの整備数	1箇所	1箇所
保育所等訪問支援を実施できる体制の構築	実施済	実施済
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備数	東近江圏域 0箇所	東近江圏域 1箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数	市内1箇所 東近江圏域 1箇所	市内1箇所 東近江圏域 1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	東近江圏域 0箇所	東近江圏域 1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人

第6章 障がい福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

サービスの内容

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	193	186	189	191	193	195
利用時間	時間／月	2,741	2,409	2,532	2,567	2,594	2,621

②重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	18	21	21	23	25	26
利用時間	時間／月	755	1,035	1,174	1,286	1,398	1,453

③同行援護

サービスの内容

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	10	10	12	13	14	15
利用時間	時間／月	70	79	104	112	120	129

④行動援護

サービスの内容

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	80	80	92	96	99	102
利用時間	時間／月	1,923	1,970	2,299	2,440	2,583	2,628

⑤重度障害者等包括支援

サービスの内容

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	0	0	0	0	0	0
利用時間	時間／月	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの見込確保のための方策

- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、自己選択・自己決定のもと主体的な生活を送ることができるようヘルパー事業所の量的拡大を図るために、介護保険事業所等へ周知し、多様なサービス事業者の参入促進を働きかけます。
- ヘルパー事業所に対し、障がい特性に応じた適切な対応ができるように、県や圏域で開催される研修情報の提供により、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 同行援護、行動援護等の不足している支援については、県等と連携しながら養成を推進し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、県内に事業所がないため、見込「0」となっていますが、今後ニーズの把握等を行い、サービス提供について検討をしていきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービスの内容

障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	196	202	205	210	215	219
延利用者数	人日／月	3,903	3,989	4,100	4,195	4,293	4,392

②自立訓練（機能訓練）

サービスの内容

身体障がいのある人又は難病の人などに対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	2	3	3	4
延利用者数	人日／月	12	19	38	49	62	75

③自立訓練（生活訓練）

サービスの内容

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもので、施設や病院に長期入所又は入院していた人の地域生活への移行を支援するものです。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	4	6	8	10	12	14
延利用者数	人日／月	82	117	153	189	224	260

④宿泊型自立訓練

サービスの内容

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行うものです。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	3	2	1	1	1	1
延利用者数	人日／月	66	54	31	31	31	31

⑤就労選択支援

サービスの内容

障がいのある人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメント*の手法を活用して本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するものです。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	—	—	—	—	2	3
延利用者数	人日／月	—	—	—	—	10	15

⑥就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	15	17	18	20	22	23
延利用者数	人日／月	220	252	270	298	323	348

⑦就労継続支援A型

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います（サービス利用開始時に 65 歳未満で、雇用契約に基づき最低賃金が保障されるもの）。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	22	30	49	53	57	61
延利用者数	人日／月	419	561	908	1,053	1,134	1,214

⑧就労継続支援B型

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約に基づかないもの）。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	193	196	196	198	200	201
延利用者数	人日／月	3,019	2,958	3,059	3,090	3,121	3,136

⑨就労定着支援

サービスの内容

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	7	9	9	11	12	13

⑩療養介護

サービスの内容

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	16	18	18	20	21	22

⑪短期入所

サービスの内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	32	37	46	53	60	67
延利用者数	人日／月	178	166	220	230	251	272

日中活動系サービスの見込確保のための方策

- 生活介護については、医療的ケアの必要な重症心身障がいのある人や重度身体障がいのある人、強度行動障がいのある人の日中活動の場として受入れ体制が確保できるように、支援に必要な人員体制や施設整備のかけ増し分の支援について、国や県に求めるとともに、市としての充実策を検討します。
- 自立訓練のうち機能訓練については、引き続き県立むれやま荘や県外事業所による支援で対応します。生活訓練については、関係機関と連携を強化し、圏域内外での利用を促進します。
- 就労移行支援については、様々な障がい特性に対応するため、専門的な知識やスキル獲得のための研修について、国や県に求めるとともに、就労移行支援事業所の参入を働きかけます。
- 就労継続支援A型については、B型からA型への移行を促進するとともに、先進事例を企業等に幅広く紹介し、関係機関と連携して新規参入を促進します。
- 就労継続支援B型については、作業内容の拡大や工賃アップに向け、関係機関と連携して自主製品の販路拡大等の情報発信を促進します。
- 療養介護については、医療的ケアと常時の介護に対応可能な病院等の情報収集に努め、入所先確保に努めます。さらに重症心身障害児施設に入所している加齢児について、引き続き適切なサービス提供が行われるよう求めます。
- 短期入所（ショートステイ）については、障がいのある人（子ども）が利用できる施設が少ないことから、既存の法人に対して新たな施設整備や事業の開始について働きかけを行うとともに、新規のグループホーム整備にあたっては、短期入所の設置についても要望します。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービスの内容

入所施設やグループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、居宅における自立した生活を送る上での困りごとについて、定期又は随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	0	0	0	0	1	1

② 共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	95	102	108	111	116	121

③ 施設入所支援

サービスの内容

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	64	64	63	63	63	62

居住系サービスの見込確保のための方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、ニーズや整備計画等を踏まえて、サービス提供事業者の新規参入を促進します。
- 特に強度行動障がいのある人の生活の場が不足していることから、関係機関と連携の上、市内に2箇所、強度行動障がい者向けのグループホームを整備します。
- 医療的ケアが必要な人の住まいの場の不足については、医療機関と連携の上、今後の整備に向けて協議を行います。
- 施設入所支援については、県内において入所施設が極端に少なく、県外施設に大きく依存している状況にあり、引き続き県外施設との緊密な関係性を維持し、受け入れ体制の確保に努めていきます。

（４）相談支援

①計画相談支援

サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を送るために、障害福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	239	249	255	260	265	270

②地域移行支援

サービスの内容

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人などで、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1	2	2	2

③地域定着支援

サービスの内容

単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1	2	2	2

相談支援の見込確保のための方策

- 相談支援については、一定の質を確保しつつ、提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であり、県等が実施する相談支援従事者研修事業の充実を求めながら、より一層相談支援専門員の専門性の強化、ケアマネジメント*力の質的向上と量的拡大に努めます。
- 介護保険の居宅介護支援事業所や既存の障害福祉サービス事業所に参入について働きかける等、特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者の確保と新規参入を促します。

2

地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行う事業です。

実績と見込

	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービスの内容

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

実績と見込

	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

サービスの内容

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所	か所	12	13	12	13	13	13
基幹相談支援センター	か所	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	有

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 基幹相談支援センター構想等について、スケールメリット*や専門性の視点、制度変更の動向等を踏まえて、機能と役割分担、今後の連携のあり方、委託形態等について検討を進め、令和8年度末までに設置をめざします。
- 社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職を配置し、多職種連携によるチームアプローチ*やケアマネジメントの手法を確立し、多問題家族や困難ケース、虐待ケース、成年後見サポートや権利擁護等にも対応できるように相談支援機能強化を推進します。

④成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障害福祉サービスを利用又は利用しようとする、重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数	人	0	1	2	2	2	2
報酬助成件数	件	7	7	10	12	14	16

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

実績と見込

	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 相談窓口や講演会等で市民周知を行い、中核機関と連携して成年後見制度の活用などによる権利擁護意識の普及啓発を図り、地域での自立した生活を支援します。
- 法人後見支援については、障がい特性や受任期間の長期化等の障がい者固有の課題があり、市民後見人の人材育成と活用、支援も含めて、権利擁護の拠点である中核機関と連携の上、今後も体制整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	回	279	298	300	314	324	335
要約筆記者派遣事業	回	8	22	19	28	33	39
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 市内の聴覚障がいのある人又は聴覚障がいのある人と意思疎通を図る必要がある人に対して、近江八幡市コミュニケーション支援事業に基づき、コミュニケーション支援従事者の登録派遣制度を継続します。
- 県及び県聴覚障害者福祉協会等に対して、意思疎通支援事業を支える手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者の人材育成と健康管理を求め、派遣事業の委託契約を継続し、必要な場面での意思疎通保障に努めます。
- 専任手話通訳者の健康管理対策を講じるとともに、複数設置により適切な人員配置に努めます。
- 触手話などを必要とする盲ろう者の意思疎通支援については、人材育成を主として担う県と連携をとりながら、盲ろう者通訳・介助員の確保に努めます。
- 障がいのある人を対象に意思疎通事業を周知し、サービスの利用を促進します。併せて、意思疎通保障の重要性について、市民に正しい理解を求めます。

⑦日常生活用具給付等事業

サービスの内容

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	12	2	12	9	9	9
自立生活支援用具	件	3	9	21	29	38	47
在宅療養等支援用具	件	6	18	25	36	45	55
情報・意思疎通支援用具	件	16	10	21	21	24	26
排泄管理支援用具	件	1,899	1,910	2,150	2,238	2,363	2,489
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	6	2	4	5	5

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努め、その人の特性に合った適切な日常生活用具を給付するとともに、情報提供を充実します。
- 排泄管理支援用具の利用者負担金の免除制度により、当事者の経済的負担を軽減します。
- 利用者の利便性の向上と負担軽減のために、登録業者の拡充と代理受領方式を維持します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修終了見込者数	人	13	16	13	15	15	15

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

○県等と連携しながら、研修会等を実施し、コミュニケーションが円滑に行われるよう、手話奉仕員の養成に努めます。

⑨移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	21	27	26	27	28	29
利用者数	人	119	151	168	180	190	200
延べ利用時間数	時間	1,156	2,741	3,272	3,387	3,451	3,537

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

○サービス提供事業者の拡充に向け、事業者に働きかけます。

⑩地域活動支援センター

サービスの内容

障がいのある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	2	2	2	2	2	2

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 地域活動支援センターへの通所を希望される障がいのある人の把握に努め、関係機関と連携の上、事業を継続します。
- 地域住民ボランティア育成及び障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行う機能強化事業の充実を図ることで、精神障がいのある人に対する正しい理解を促進し、利用者の利用促進につなげます。

（2）任意事業

【日常生活支援】

①訪問入浴サービス事業

サービスの内容

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	8	7	7	7	8	8

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

- 重度の身体障がいのある人の入浴支援に適切に対応できる生活介護事業所等が少ないことから、訪問入浴サービスの継続と事業者拡充に向けて取り組みます。

②施設入浴サービス事業

サービスの内容

訪問入浴を利用することが困難な方を対象に、介護保険施設などで入浴の介助を行います。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	2	2	2	2	3	3
利用者数	人	1	3	3	4	5	6

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

○訪問入浴サービスの利用が難しい場合、施設での入浴支援が行えるようサービスの継続と事業者拡充に向けて取り組みます。

③日中一時支援事業

サービスの内容

家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

実績と見込

	単位	第6期計画期間（実績）			第7期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （実績見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	24	24	29	30	31	32
利用者数	人	47	61	72	77	85	90
延べ利用者数	人	1,995	2,291	2,108	2,245	2,301	2,358

事業実施に関する考え方及び見込確保のための方策

○日中の一時的預かりのニーズに対応するため、サービス提供体制整備の充実に努めます。
○身近な地域での日中一時支援をめざして、事業所開拓の推進を図ります。

第7章 障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

1 障害児通所支援等

①児童発達支援

サービスの内容

未就学の障がいのある子ども等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

令和6年度からは、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化されます。

実績と見込

	単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	78	76	79	79	80	80
延利用者数	人日／月	284	291	294	300	305	310

見込量確保のための方策

- 子ども発達支援センターを中心に、近隣にある事業所と連携を図りながら、障がいのある子どもとその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 本市には、医療型の児童発達支援を実施する事業所がないため、近隣にある事業所と連携を図りながら事業を実施します。

②放課後等デイサービス

サービスの内容

就学中の障がいのある子ども等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

実績と見込

	単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	207	236	270	290	310	364
延利用者数	人日／月	2,331	2,743	3,309	3,567	3,813	4,059

見込量確保のための方策

- 十分なサービス提供を確保するために、既存のサービス提供事業所と関係機関に対する適切な情報提供を図り、事業の拡大や内容の充実を積極的に呼びかけて見込量の確保に努めます。
- 各事業所によって提供される支援の質に大きな開きがないように、国の「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、支援の一定の質を確保するよう事業所への情報提供とサービスの質の確保への協力を呼びかけ、質の高い支援体制を確保します。

③保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を利用中の障がいのある子ども等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

実績と見込

	単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	39	37	30	31	31	31
延利用者数	人日／月	41	38	30	31	31	31

見込量確保のための方策

- 事業を実施する子ども発達支援センターを中心に関係機関が連携し、それぞれが管轄する関係施設等に対して事業の趣旨について理解を求めるとともに、事業の普及に向けた協力を求めます。

④居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子ども等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

実績と見込

	単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	1	1	1	1	1	1
延利用者数	人日／月	3	3	3	3	3	3

見込量確保のための方策

- 子ども発達支援センターを中心に、在宅での支援が必要な障がいのある子どもとその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

⑤障害児相談支援

サービスの内容

障がいのある子ども等について、障害福祉サービス等を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

実績と見込

	単位	第2期計画期間（実績）			第3期計画期間（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 〈実績見込〉	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人／月	139	150	152	156	160	166

見込量確保のための方策

- 障害児通所支援等の事業所に対して積極的に障害児相談支援事業の指定を受けるよう促し、障害児支援利用計画を作成する担い手の確保に努めます。

第8章 計画の推進

1 計画の普及啓発

市は、本計画の基本理念・基本方針を地域住民に広報、ホームページ等により正しく周知することに努め、施策の情報提供を通じてサービスの利用促進を図るとともに、本計画の推進に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

2 庁内の推進体制

本計画に基づいて、障がいのある人が地域で安心して生活をしていくことを支援していくために、福祉分野だけでなく、医療、保健、教育、労働、生活環境、交通、住宅、防災防犯等の多様な分野にわたる施策の展開が必要であり、障がいのある人のすべてのライフステージにおいて、その人を中心に据えて支援していくことが重要です。このため、庁内の関係各課との連携をさらに強化し、推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が障がいのある人や障がいについて正しく理解するために、研修会やボランティア体験の実施を図り、各主管業務において社会的障壁がないか、必要かつ合理的な配慮がなされているかを確認して、職務を遂行することができるように意識の向上と実践に努めます。

3 関係機関・団体との連携

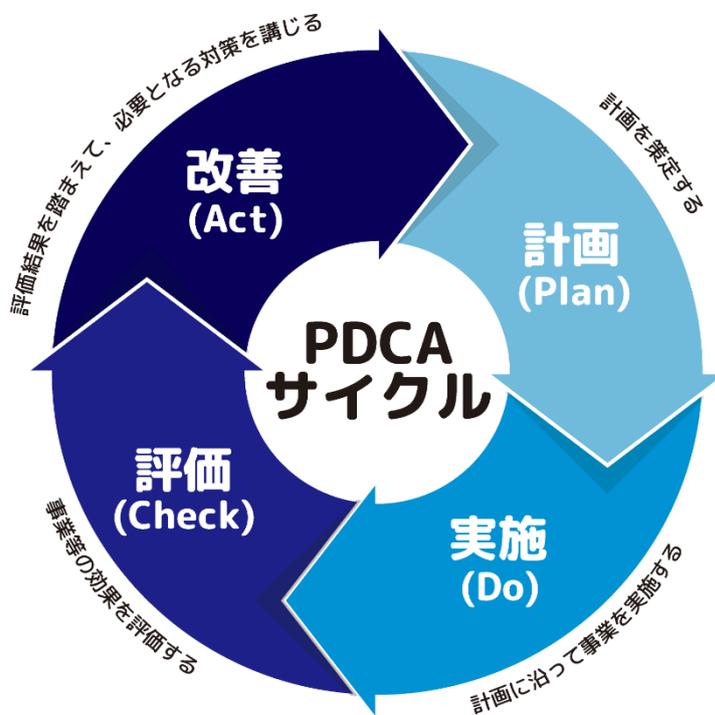
本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策推進のために、国及び県の動向を踏まえて適切な施策展開を図ります。

特に地域生活の充実策を図る上で、県と市は対等の立場にあるという認識に立って、協議の場で議論を深め、共同・連携して先進的で有益な施策化に向けて推進します。

4 計画の進捗管理

本計画をより実行性のあるものとするために、各事業を実施した結果、どのような成果に結びついたかを近江八幡市障がい児者地域自立支援協議会による障がい福祉計画等進捗管理部会において、目標値との関連から評価・点検の進捗管理を行うとともに、本計画の目標年度である令和8年（2026年）及び令和11年（2029年）に成果目標の評価を実施します。

本計画の進行管理は「PDCAサイクル」による継続的改善の考え方を基本としており、計画（Plan）の推進には、計画の進捗状況（Do）や事業等の効果の評価・点検（Check）していく仕組みが必要であり、庁内の関係各課が連携し、サービスの利用量や地域移行及び一般就労等の状況を定期的に評価・点検するとともに、評価結果を踏まえて、必要となる対策を講じる（Act）ことで、より充実した障がい福祉施策の推進に努めます。



資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年6月12日(月)	<p><u>第1回近江八幡市障害福祉計画等策定委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式 ・委員長・副委員長の選任 ・第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・アンケート調査の実施について
令和5年7月18日(火)～ 8月18日(金)	「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査
令和5年10月26日(木)	<p><u>第2回近江八幡市障害福祉計画等策定委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査の結果について ・「第5期近江八幡市障がい者計画」における施策の進捗状況と今後の方向性について ・「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」の骨子案について
令和5年12月25日(月)	<p><u>第3回近江八幡市障害福祉計画等策定委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期近江八幡市障がい者計画【素案】について(第1章～第4章) ・第7期近江八幡市障がい福祉計画【素案】について(第5章、第6章) ・第3期近江八幡市障がい児福祉計画【素案】について(第5章、第7章) ・パブリックコメントの実施について
令和6年1月15日(月)～ 2月5日(月)	第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画(素案)に係るパブリックコメント(意見公募)
令和6年3月14日(木)	<p><u>第4回近江八幡市障害福祉計画等策定委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」の最終案について ・計画の概要版について

平成22年3月21日

告示第129号

改正 令和2年6月1日告示第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく市障害福祉計画、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく市障害児福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市障害者計画を策定するに当たり、広く市民の意見を反映するため、近江八幡市障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示255・令2告示185・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 近江八幡市障害福祉計画の立案に関すること。
- (2) 近江八幡市障害児福祉計画の立案に関すること。
- (3) 近江八幡市障害者計画の立案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者施策に関する重要事項に関すること。

(令2告示185・一部改正)

(資料の提出等の協力)

第3条 委員会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長、障害福祉サービス提供事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の具申)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、障害者福祉に関して市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第5条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民(障害者及びその保護者を含む。)を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健・医療機関を代表する者
- (4) 学校教育機関を代表する者
- (5) 商工・労働関係機関を代表する者
- (6) 障害福祉サービスに関する事業等に従事する者
- (7) 行政機関等に所属する者

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、第2項第1号に規定する委員を委嘱するに当たっては、当事者の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法により選考するものとする。

(令2告示185・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は委員の互選によって選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査させるため、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者、障害福祉サービスに関する事業等に従事する者その他委員長が必要と認める者のうちから、委員長が指名する。
- 3 専門委員の任期は、指名の日から当該専門の事項に関する調査が終了した日までとする。

(令2告示185・一部改正)

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、これを開き、決議をすることができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が災害、感染症の拡大等の理由により委員が会議に出席することが困難であると認めるときは、会議を開催せず、議事について書面により委員の意見を求め、及び書面による表決をすることができる。

(令2告示185・一部改正)

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審議公開の原則)

第10条 委員会の審議は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する配慮その他公開しないことに関して合理的理由があり、あらかじめ、委員会に諮って特に公開しない旨の決議を行ったときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、第8条第5項に規定する場合にあっては、書面による意見及び表決の結果を記載した議事録を公開するものとする。

(令2告示185・一部改正)

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、障がい者福祉所管課に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

付 則(平成25年告示第255号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則(令和2年告示第185号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

3

近江八幡市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

	氏名	所属	組織	備考
1	今宿 順市	市民公募委員	市民	
2	日比 孝	近江八幡市身体障害者厚生会	当事者	
3	大橋 博	近江八幡市視覚障害者福祉協会	当事者	
4	小林 誠	近江八幡市聴覚障害者福祉協会	当事者	
5	松浦 清寿	近江八幡市精神障がい・発達障がい当事者・家族の会	当事者（家族）	
6	清原 教子	滋賀県難病連絡協議会	当事者（家族）	
7	越後 美穂	近江八幡市手をつなぐ育成会	当事者家族	
8	杉原 由美子	近江八幡市障がい児者保護者連絡協議会	当事者家族	
9	野村 真愛	市内日中活動系事業所代表 （おうみ作業所）	サービス提供事業所	委員長
10	堀尾 毅	市内日中活動系事業所代表 （きぬがさ作業所）	サービス提供事業所	
11	清水 めぐみ	市内居宅介護事業所代表 （居宅介護ヘルパーステーションおうみ）	サービス提供事業所	
12	久保 敦史	市内グループホーム事業所代表 （グループホーム住倉安土）	サービス提供事業所	
13	坂本 聖子	近江八幡市社会福祉協議会相談支援事業所	相談支援事業所（身体）	
14	坂田 綾子	東近江地域障害者生活支援センター れいんぼう	相談支援事業所（知的）	
15	大澤 充	地域生活支援センターふらっと	相談支援事業所（精神）	副委員長
16	西村 利夫	近江八幡市民生委員児童委員協議会	地域	
17	澤谷 久枝	公益財団法人 近江兄弟社 ヴォーリス 記念病院	医療	
18	外山 直美	東近江圏域成年後見サポートセンター E-SORA	権利擁護	
19	野々村 光子	東近江圏域働き・暮らし応援センター -tekito-	就労	
20	的場 一彦	滋賀県立野洲養護学校	教育	
21	田中 敦美	発達支援課	療育	
22	長村 周作	近江八幡市福祉事務所長	行政	

4 事業所調査結果

(1) 調査概要

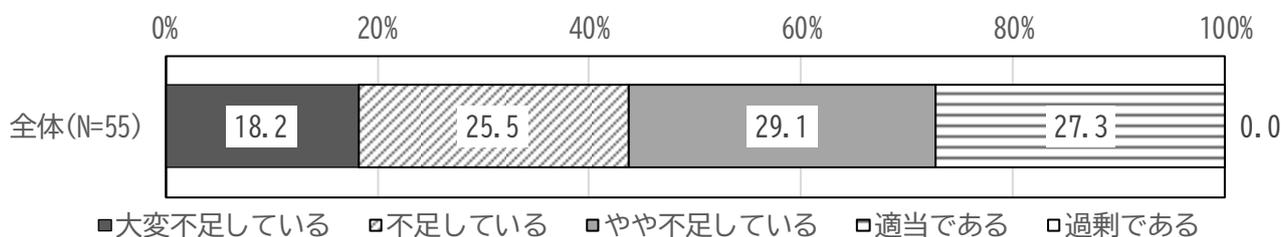
調査目的	「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」の策定の基礎資料として、障害福祉サービス等の利用実態や福祉に関する意向を把握するために調査を実施するものです。
調査対象	市内で障がい児者の福祉サービスを実施している事業所
調査期間	令和5年8月16日(水)～9月8日(金)
調査方法	郵送及びメールによる配布・回収
回収結果	配布数：63 事業所 回答数：55 事業所 回収率：87.3%

(2) 主な調査結果

①職員の過不足

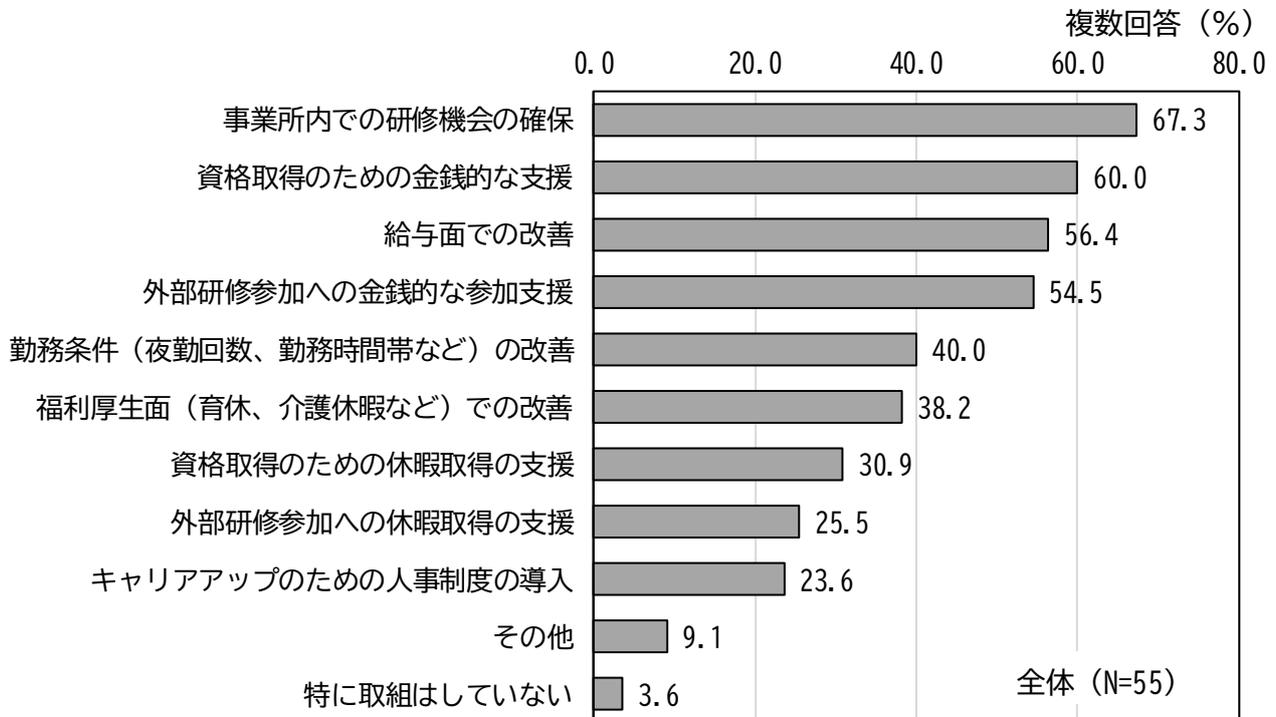
現在の職員の過不足について、「やや不足している」(29.1%)が最も多く、次いで「適当である」(27.3%)、「不足している」(25.5%)となっています。

また、『不足している』(「大変不足している」、「不足している」、「やや不足している」の合計)は72.8%で、およそ4分の1の事業所で職員不足がみられます。



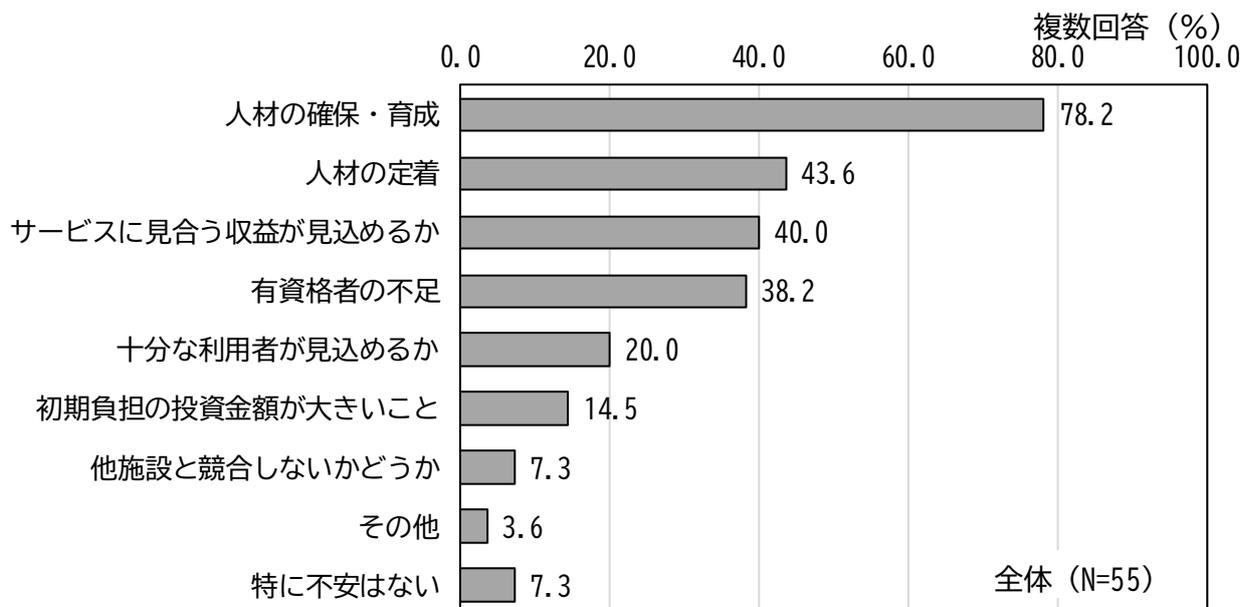
②職員定着のためにやっている取組

職員定着のためにやっている取組について、「事業所内での研修機会の確保」(67.3%)が最も多く、次いで「資格取得のための金銭的な支援」(60.0%)、「給与面での改善」(56.4%)となっています。



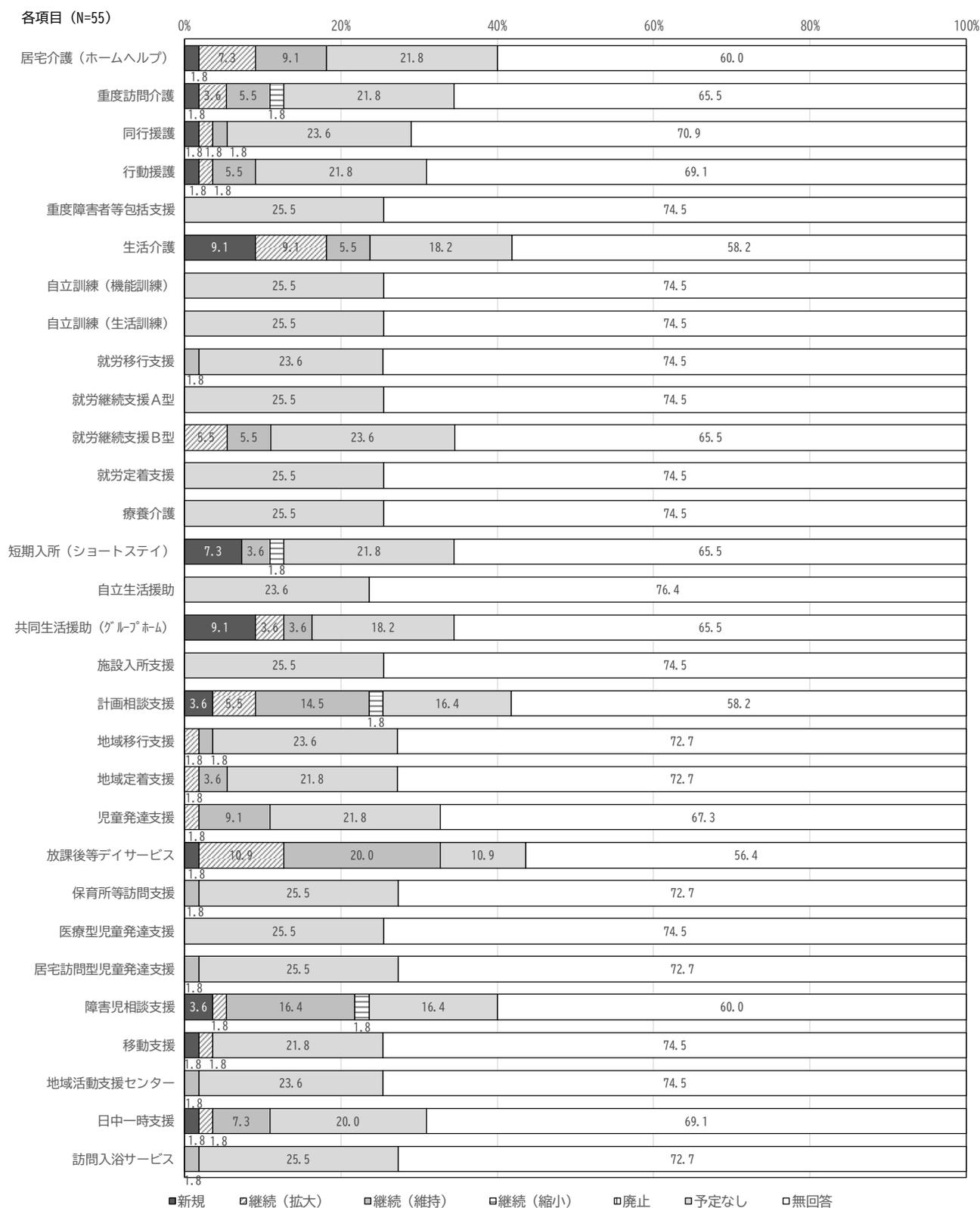
③運営上の不安

運営上の不安について、「人材の確保・育成」(78.2%)が最も多く、次いで「人材の定着」(43.6%)、「サービスに見合う収益が見込めるか」(40.0%)となっています。



④今後のサービス提供予定

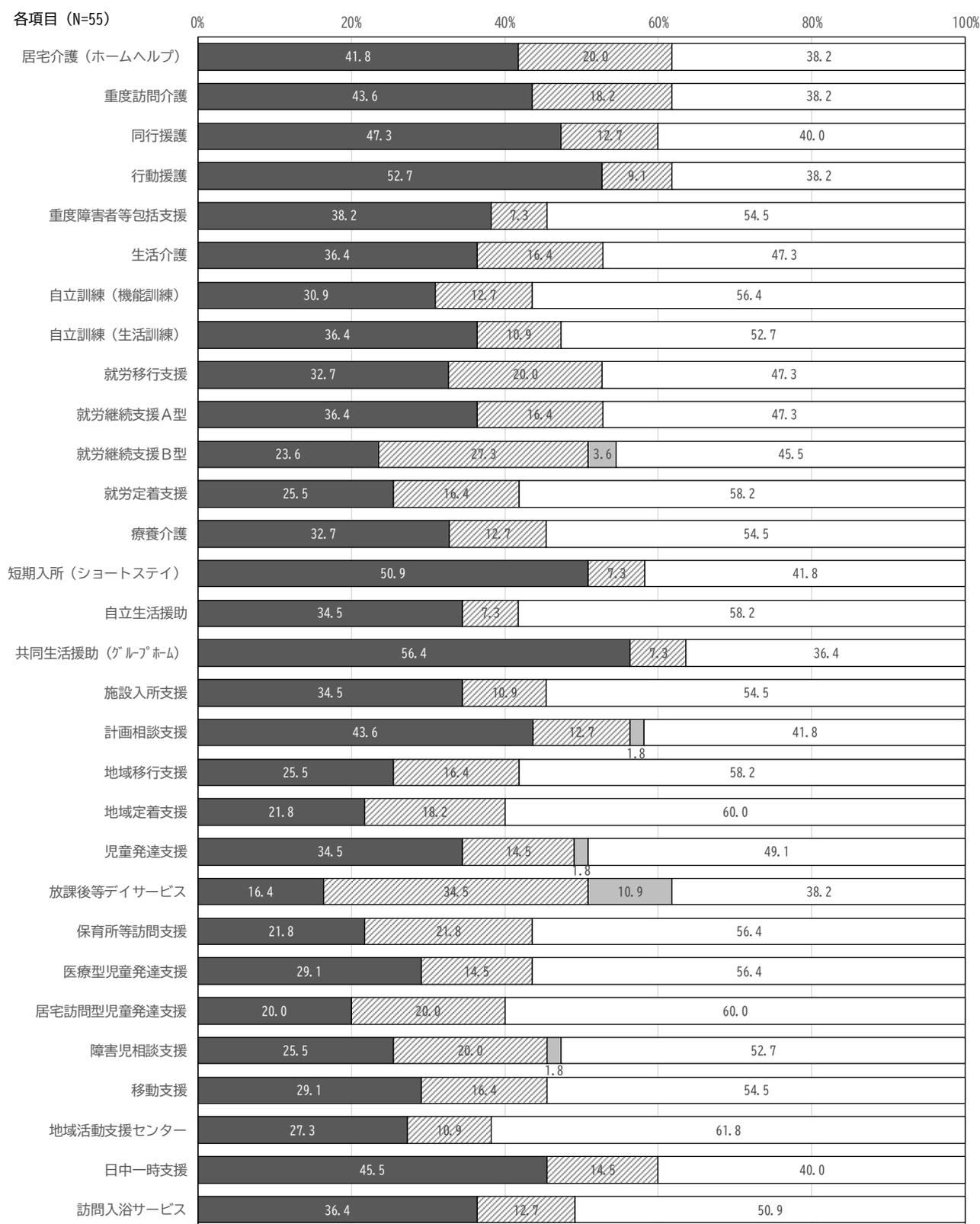
今後のサービス提供予定について、「生活介護」、「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」、「計画相談支援」、「障害児相談支援」などで新規の予定があります。



※「0.0%」は省略しています。

⑤市内におけるサービス供給量の過不足

市内で供給量が不足しているサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」（56.4%）が最も多く、次いで「行動援護」（52.7%）、「短期入所（ショートステイ）」（50.9%）となっています。

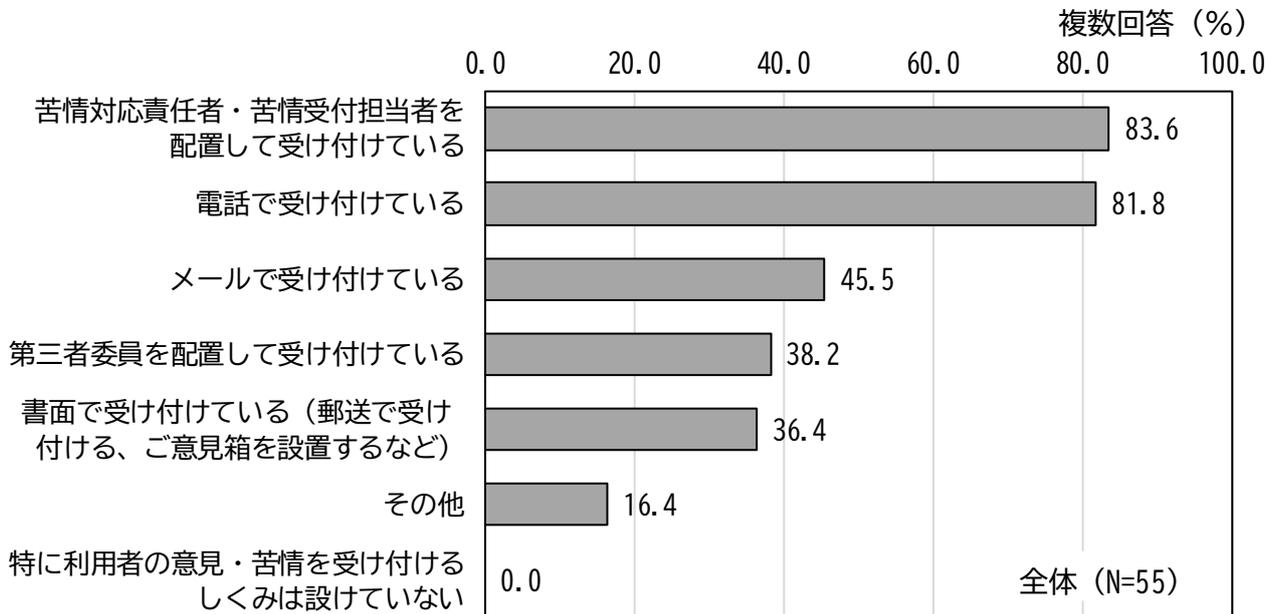


■不足している □適度である □過剰である □無回答

※「0.0%」は省略しています。

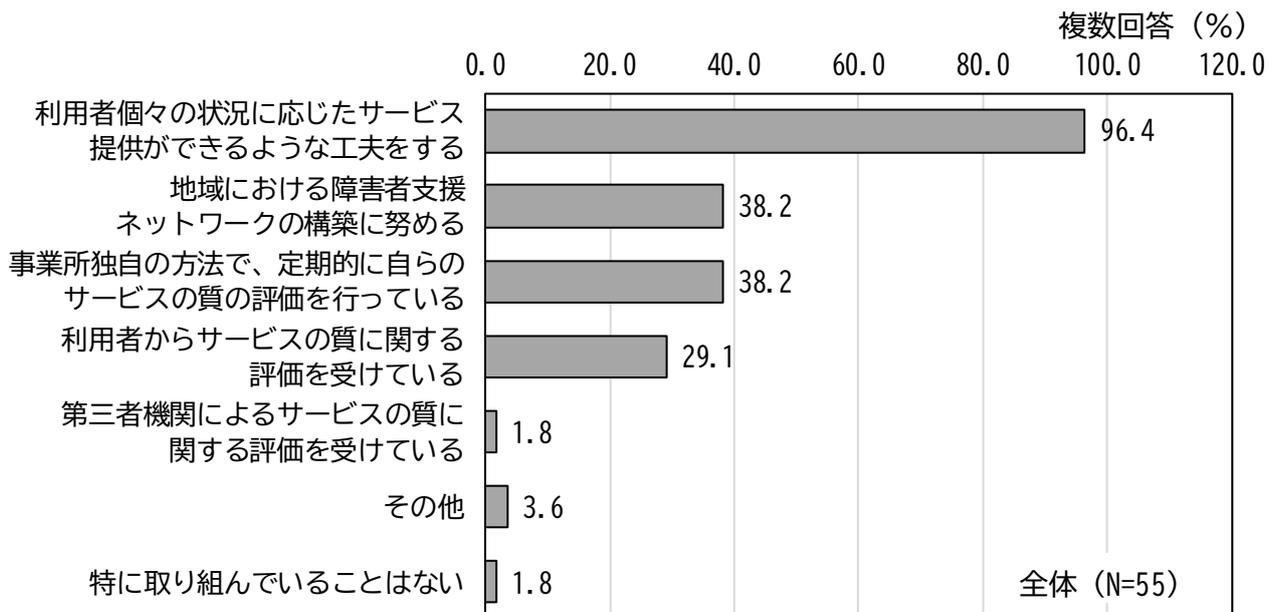
⑥利用者の意見・苦情の受付方法

利用者の意見・苦情の受付方法は、「苦情対応責任者・苦情受付担当者を配置して受け付けている」(83.6%)が最も多く、次いで「電話で受け付けている」(81.8%)、「メールで受け付けている」(45.5%)となっています。



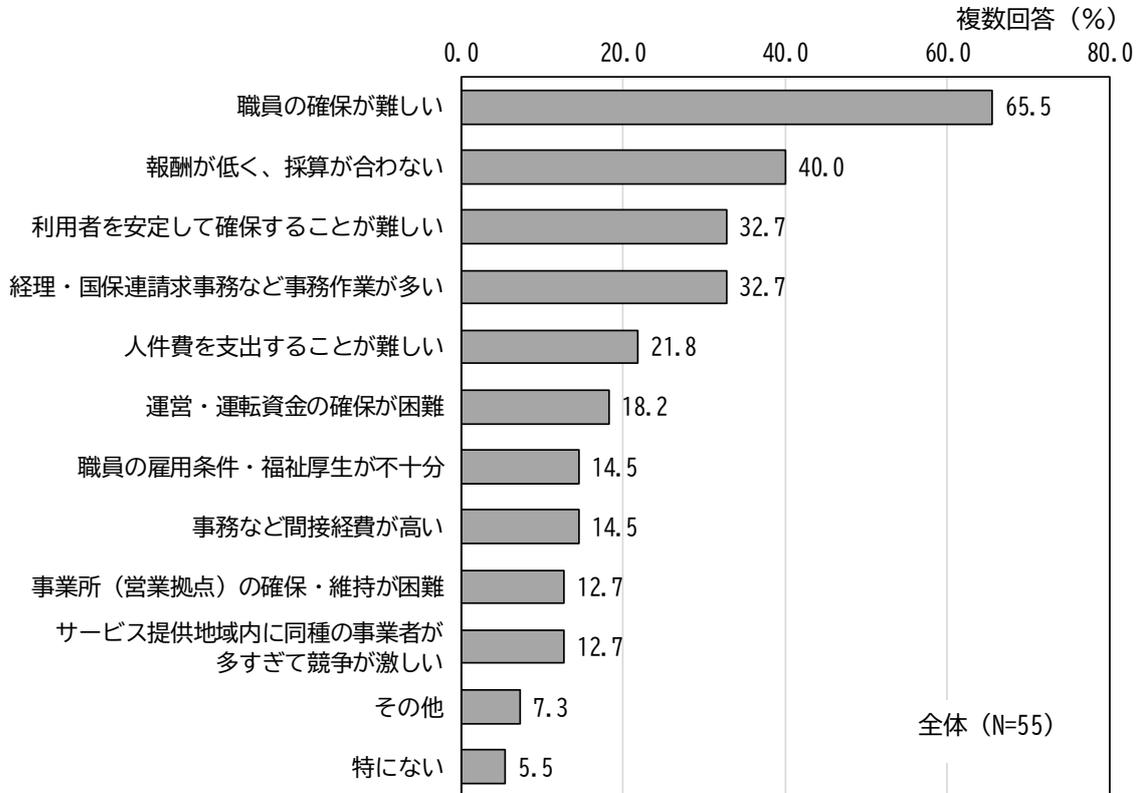
⑦サービスの質の向上のためにしている取組

サービスの質の向上のためにしている取組について、「利用者個々の状況に応じたサービス提供ができるような工夫をする」(96.4%)が最も多く、次いで「地域における障害者支援ネットワークの構築に努める」、「事業所独自の方法で、定期的に自らのサービスの質の評価を行っている」(いずれも 38.2%)となっています。



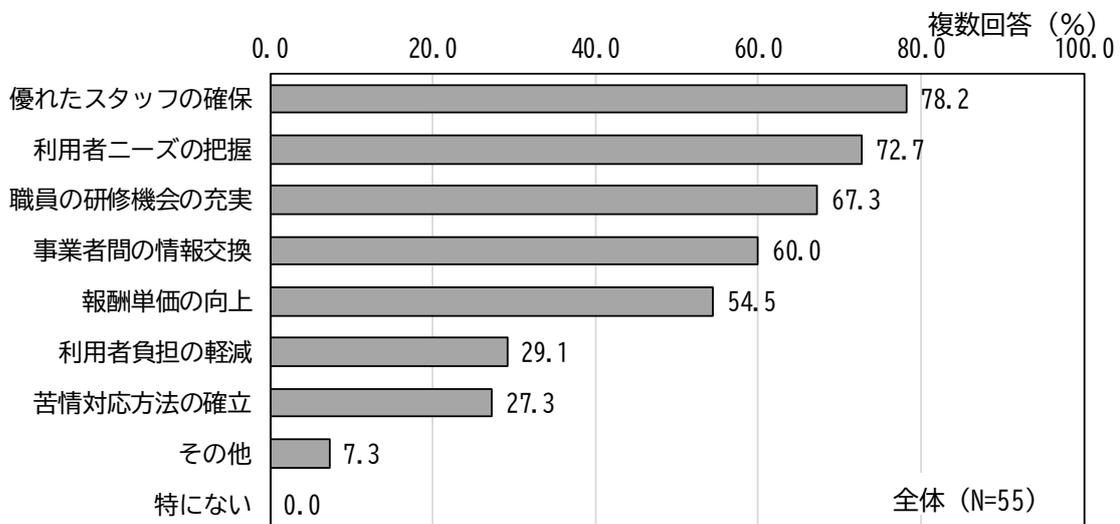
⑧事業を展開する上での問題点・課題

事業を展開する上での問題点・課題は、「職員の確保が難しい」(65.5%)が最も多く、次いで「報酬が低く、採算が合わない」(40.0%)、「利用者を安定して確保することが難しい」、「人件費を支出することが難しい」(いずれも 32.7%)となっています。



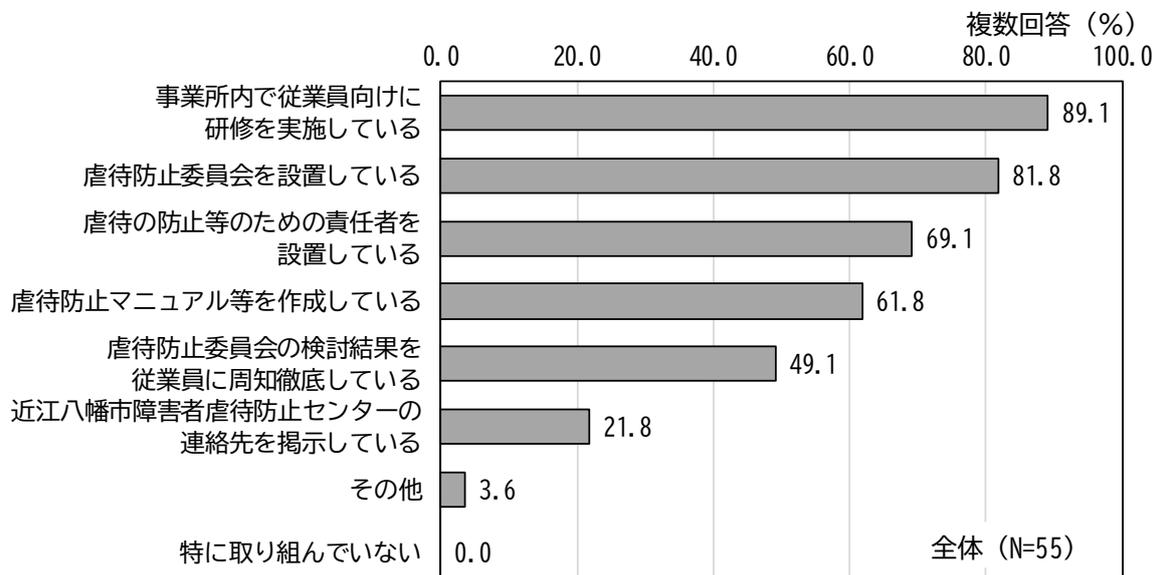
⑨利用者が安全・安心してサービスを利用するために必要なこと

利用者が安全・安心してサービスを利用するために必要なことについて、「優れたスタッフの確保」(78.2%)が最も多く、次いで「利用者ニーズの把握」(72.7%)、「職員の研修機会の充実」(67.3%)となっています。



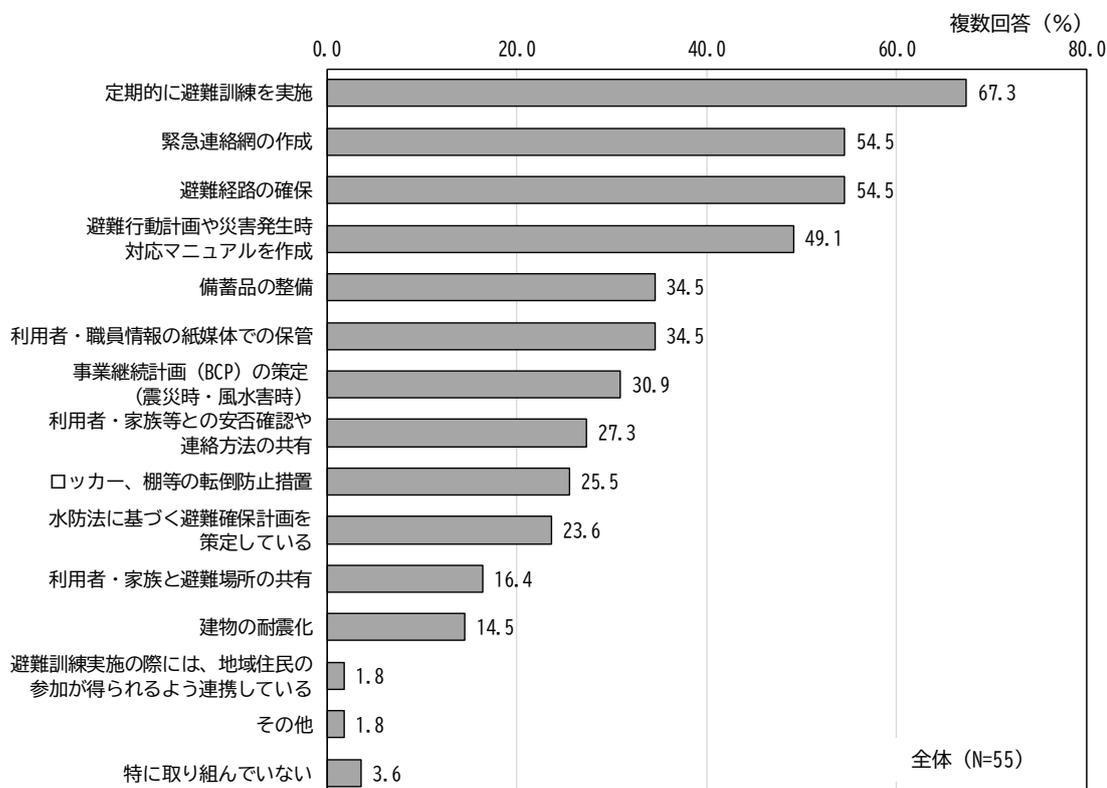
⑩虐待防止の取組

虐待防止の取組は、「事業所内で従業員向けに研修を実施している」(89.1%)が最も多く、次いで「虐待防止委員会を設置している」(81.8%)、「虐待の防止等のための責任者を設置している」(69.1%)となっています。



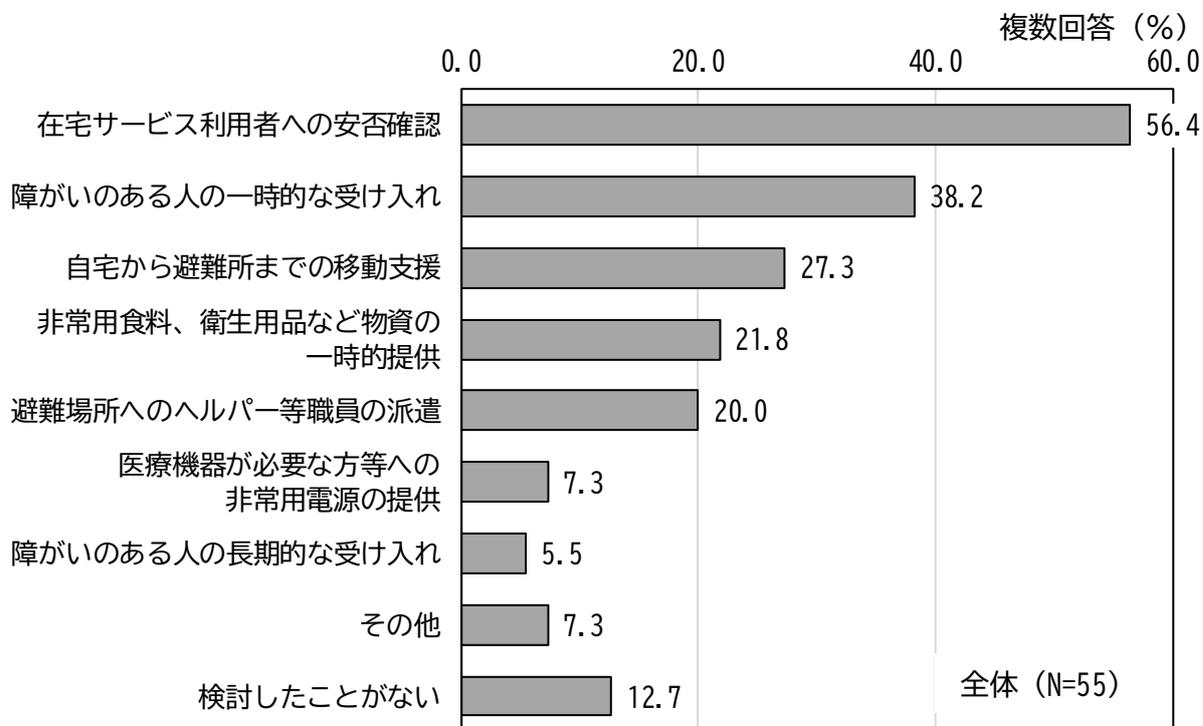
⑪災害時の対策についての取組

災害時の対策についての取組は、「定期的に避難訓練を実施」(67.3%)が最も多く、次いで「緊急連絡網の作成」「避難経路の確保」(いずれも 54.4%)となっています。



⑫災害時に障がいのある人への支援において協力できること

災害時に障がいのある人への支援において協力できることは、「在宅サービス利用者への安否確認」(56.4%)が最も多く、次いで「障がいのある人の一時的な受け入れ」(38.2%)、「自宅から避難所までの移動支援」(27.3%)となっています。



5 用語説明

あ 行

アドボケーター

自分の意見や権利を上手く伝えることのできない人の代わりに、意見や権利を主張する代弁者のこと。地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）は、自身で相談することが難しい障がいのある人に寄り添って相談内容の代弁などを行うことにより、障がい者の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担っている。

一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶこと。

近江八幡タウンメール

災害情報、不審者情報、消費生活情報、子育て情報、健康情報などの希望の情報を申し込んだ人に向けて携帯電話やパソコンへメールで配信するサービスのこと。

OHC

書画カメラ（実物投影機）のことで、平らな書面だけでなく、立体物でもプロジェクタースクリーンや大画面ディスプレイに表示できる機械のこと。

OHP

透明フィルムに書かれた文字・図表などをスクリーンに投影する装置のこと。

オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部〔ストーマ（人工肛門・人工膀胱）〕を造設した人のこと。

か 行

官公需

国、県、市町村などの官公庁が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注をすること。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。

ケアマネジメント

援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に保健・医療・福祉サービス、その他の社会資源を受けられるよう調整する援助のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズの表明が困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない程度に、個々の状況に応じて行われる配慮のこと。

合理的配慮の提供

障がいのある人にとっての社会的障壁について、個々の場面で障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、出来る限り当事者の障がい特性や意向を踏まえ、その人に合ったバリアを取り除くための必要かつ合理的な対応をすること。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係のこと。

コミュニケーション

言葉や文字などの手段により視覚・聴覚に訴えて、意思・感情・思考を伝達し合うこと。

コンサルテーション

援助者や専門職などが受けもっているケースについて、異なる専門性をもつ専門家などと情報や解決方法を話し合うこと。また、異なる専門性や役割をもつ者同士が、協力して援助対象の問題解決を図ること。

さ 行

児童発達支援センター

日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設のこと。

自閉症

脳の機能障がいによって起こる発達障がいの一つと考えられており、社会性の発達の障がい（対人関係における障がい）、コミュニケーション障がい、想像力の障がいとそれに基づく行動の障がいの3点を主な特徴とする行動的症候群のこと。

社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のこと。

重層的支援体制整備事業

令和3年度から施行された社会福祉法等の改正により創設された新事業。既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

障害者基本法

障がい者（定義：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

触手話

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいがある方）が使うコミュニケーション方法。基本的な方法としては、手話でメッセージを受け取る人がメッセージを送る人の手に触れることで、手話の形を認識しメッセージを読み取る。その他にも、メッセージの送り手がメッセージを伝えたい相手の手を使って手話を形成して伝える方法もある。

就労アセスメント

障害のある人が働くことを希望する場合、適切な「働く場」（一般就労、A型事業所、B型事業所等）を選択することを支援するため、その人の就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うもの。

ジョブコーチ

障がいのある人が自分の特性に合った仕事ができるように就職活動を支援したり、職場で障がいのある人に付き添って仕事に慣れるための支援を行う人のこと。

スキル

能力や経験を必要とし、手先の器用さや特殊な訓練を要する技能や技術のこと。

スケールメリット

同種のもものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点のこと。特に経済分野で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することをいう。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がいのある人、精神障がいのある人など）を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行ったり、本人による法律行為を助ける人（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度。

た 行

地域活動支援センター

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、通所にて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う施設のこと。

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域自立支援協議会

障がいのある人などが、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織された場のこと。

地域生活支援拠点

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や切れ目のない支援体制のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

チームアプローチ

対象者の生活上での問題を解決するために、各種の専門家等が援助チームを編成し、問題解決に向けて共同作業を行う手法のこと。

テロップ

テレビ画面などにテレビカメラを通さずに文字・図形・写真などを写し出すための送信装置。また、その文字や図形などのこと。

特別支援教育コーディネーター

幼稚園・こども園、小中学校において、特別支援教育を推進するために、学校内外の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教職員のこと。

トライアル雇用

就業経験の少ない人や就労期間に空白がある人、障がいのある人などを原則3カ月という短期間の試用期間を設けて雇用した後に、仕事への適性をみて本採用を決める制度のこと。

な 行

Net（ネット）119 緊急通報システム

聴覚や言語に障がいのある人のための新しい緊急通報システム。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができる。

ノートテイク

耳の不自由な人の代わりに、耳から入ってくる情報を聞き取り、それを書き取って目で見えるようにすること。

は 行

働き・暮らし応援センター

障がいのある人が働くことにチャレンジしたり、継続して働けるよう、地域での就業面や生活面における一体的なサポートを行う機関（障がい者就業・生活支援センターに機能付加した滋賀県の呼び方）。障がいのある人の地域での職業生活における自立と、社会参加の促進を図ることも目的としている。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的（文化・情報）・制度的・心理的（意識）な、すべての障壁の除去という意味がある。

ハローワーク

厚生労働省の地方支分部局の一つである公共職業安定所の愛称。職業安定法に基づき、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関。

ピアサポーター

ピアサポート（同じような障がいや症状、悩みを持った人同士が同じ立場で経験してきたことを活かしながら課題を共有し仲間として支えること）を行う人たちのこと。障がいがありながらもいきいきと地域で活動しているピアサポーターの姿は、長期入院している人の退院への不安を軽減することや、支援機関においては、当事者の目線に立った支援が行われる等の効果が期待される。

ヒアリングループ

ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで音声磁場をつくり、難聴者の聞こえを支援する設備のこと。磁界を発生させるループアンテナを輪のように這わせることから、「磁気ループ」と呼ばれている。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で避難にあたって特に支援を要する人のこと。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で職業訓練等を受けながら働くこと。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

副次的な学生制度

保護者からの申請により、障がいのある児童が居住地を通学区域とする小学校と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための新たな仕組みのこと。

不当な差別的取扱い

障がいを理由として正当な理由なく、商品やサービス等の提供の拒否や制限をしたり、条件をつけたりすることで、障がいのある人などの権利や利益を侵害すること。

ま 行

耳マーク

耳が不自由であることを示すシンボルマーク。耳が聞こえない、聞こえにくいといった、聴覚障がいのある人が、見た目には障がいが分からないために、誤解されたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりすることを避けるために考案されたもの（社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会による利用と管理規定に基づく）。

モニタリング

監視や観察し、記録すること。ここではサービスの実態を調査・把握すること。

や 行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い・性別年齢の差異・障がい・能力の有無にかかわらず、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように製品、建物、環境に配慮した計画、設計（デザイン）のこと。アメリカのノースキャロライナ大学、ロナルド・メイス教授によって提唱された。

要約筆記

中途失聴者や難聴者に対して、話している内容をその場で要約しながら文字にして情報を伝える方法のこと。

ら 行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。医学的（急性期・回復期・維持期）リハビリテーションにとどまらず、教育的、職業的、社会的、地域リハビリテーションの体系すべてを指す。

レスパイト

休息、息抜き、小休止という意味。在宅の障がいのある人等を、家庭の必要に応じて日中又は宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなどのサービスを行い介助者の負担を軽くする援助のこと。

第6期近江八幡市障がい者計画
第7期近江八幡市障がい福祉計画
第3期近江八幡市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行

近江八幡市 福祉保険部 障がい福祉課
〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1313
TEL : 0748-31-3711 FAX : 0748-31-3738
